

# 明治初期の山論と村の自治 (1)

——岐阜県可児郡奥山入会訴訟の歴史的意義——

石川 一 三 夫

## 序章 課題と方法

### 第1章 奥山訴訟の発端

- 1.1 地券証をめぐる争論
- 1.2 舞台は岐阜県庁へ
- 1.3 内熟示談の不行届と両村の約定書
- 1.4 概括

### 第2章 岐阜県聴訟課での攻防 (1)

- 2.1 大森村が提訴
- 2.2 羽崎村が答書を提出
- 2.3 二つの裁許状をめぐる対立
- 2.4 聴訟課で尋問始まる
- 2.5 両村で奥山絵図の作成
- 2.6 奥山の实地見分
- 2.7 尋問の進展と立証
- 2.8 三つの争点の形成
- 2.9 概括

### 第3章 岐阜県聴訟課での攻防 (2)

- 3.1 古書類の提出と山税問題

- 3.2 地券調と絵図作成についての尋問
- 3.3 至難であった入会地境の確定
- 3.4 難航した山税問題
- 3.5 白洲で口書の申渡
- 3.6 古記録を求めて山村家を訪問
- 3.7 岐阜県の裁許状
- 3.8 概括
- 第4章 控訴への動き
  - 4.1 訴訟入費償却問題の発生
  - 4.2 裁許に対する大森村の不满
  - 4.3 概括 (以上本号)
- 第5章 東京上等裁判所での攻防
  - 5.1 村借と村民の誓約
  - 5.2 戦いの舞台は東京へ
  - 5.3 代言人との契約
  - 5.4 東京上等裁判所での争点
  - 5.5 東京上等裁判所での尋問
  - 5.6 最後の論戦
  - 5.7 羽崎村の勝訴
  - 5.8 概括
- 第6章 裁判と神社参詣
  - 6.1 必勝を祈願して神社参詣
  - 6.2 東京滞在日記
  - 6.3 概括
- 第7章 裁判の裏面
  - 7.1 贈答・接待・賄賂
  - 7.2 岐阜県の悪しき風説
  - 7.3 村民の警戒心を喚起

7.4 概括

第8章 奥山訴訟のその後

8.1 未解決の訴訟入費償却問題

8.2 御嵩裁判所支庁で勧解

8.3 入会山境界塚問題

8.4 村の合併と共有林保護

8.5 概括

終章 歴史の中の村の訴訟

おわりに

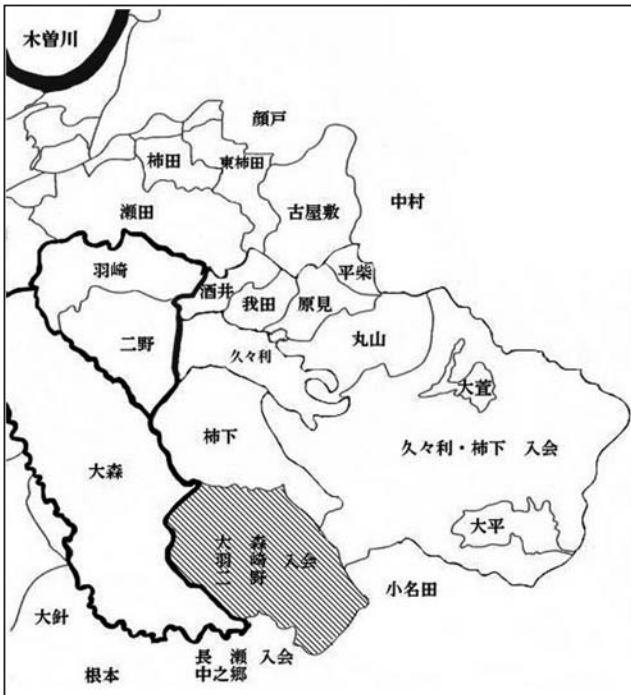


図1 近世村の概略

注1：旧羽崎村と旧二野村は合併し、奥山訴訟のときは羽崎村であった。

注2：古来、大森・羽崎・二野入会（奥山）と久々利・柿下入会を合わせて「久々利惣山」と呼ぶ（羽崎・二野区文書）。

出典：『可児市史第5巻：巻末の近世村落概略図より筆者作成。』

注：大森村が訴状に添付した附録第1号「現今絵図」。

出典：『可見市史第6巻』（2008年）口絵5。

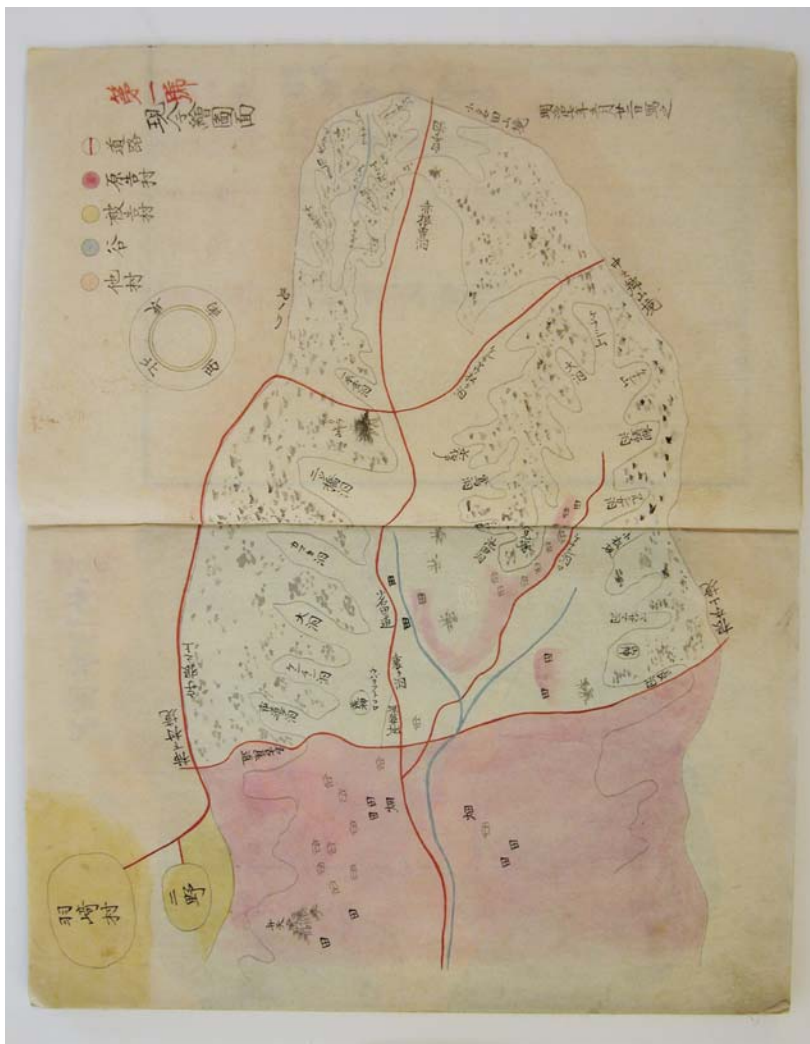


図2 奥山絵図

## 序章 課題と方法

### 1 裁判例の研究

法解釈学における判例研究とは性格を異にするが、法史学ないし法社会史学においても裁判例(判決, 言渡書)の研究が重要であることはいうまでもない。江戸時代や明治初期の多数の裁判例を収集し, その実証的研究によって中田薫は「実在的総合人」の観念を<sup>(1)</sup>, 戒能通孝は「生活協同体としての村」の観念を<sup>(2)</sup>明らかにし, 我が国における入会訴訟の研究と村自治の研究に不滅の業績を残された。それらの研究は, 数多くの裁判例を分析・総合し, そこに見受けられる原理・型・法則などを比較法史的あるいは法社会史的に探究したものである<sup>(3)</sup>。

他方, 裁判例の研究としては, 特定の判決を手掛かりに現地調査を試み, その判決の歴史的背景と意義を明らかにしようとする定点観測型が存在する<sup>(4)</sup>。本稿は岐阜県可児郡の奥山入会訴訟を取り上げ(図1参照), 明治初期の村の訴訟と自治の研究を試みようとするものであるが, この研究が定点観測型に属することは表題からも明らかである<sup>(5)</sup>。

本稿においては, 奥山訴訟という一つの裁判例——明治9年(1876)4月19日の東京上等裁判所の判決[本稿末掲載史料5]——を取り上げる。しかし, 1個の判決(言渡書)から知り得ることは限られている。本稿においては, その1個の判決の歴史的背景と意義を明らかにするため, まず, その裾野に潜む膨大な裁判史料群——聴訟課の裁許状(第一審判決)や控訴状だけでなく, 訴状・答書・口上書・願書・伺書・約定書・日記・手紙・出納簿・備忘録, さらに江戸時代の裁許状等々——を発掘し, それを読み解くという基礎作業(裁判史料紹介)に重点がおかれる。すなわち, 裁判例と社会経済史を短絡させるのではなく, その中間に存在する広大な研究領域の開拓を目指すこと, それが本稿の当面の課題である。

## 2 奥山訴訟の特徴

奥山山論に関する絵図を見ていただきたい(図2参照)。これは、明治6年の訴答文例第19条「経界ヲ争フノ訴状」の規定にもとづいて描かれた絵図である。絵図中、浅紅色は原告村(大森村)を、黄色は被告村(旧二野村を含む羽崎村<sup>(6)</sup>)を、着色のない部分は係争地を表している。

明治7年の春、絵図の着色のない部分をめぐって大森村と羽崎村の間で山論が発生した。着色のない部分を浅紅色(大森村の排他的支配地)に染め尽くすか、あるいはそれを阻止するか。戦いは長期に及んだ。本件奥山訴訟においては必ずしも山林の所持(所有)が問題になっていたわけではない。問題になったのは、奥山が原則として「大森村の公有地」(一村入会地)か、それとも「旧二野村を含む大森村と羽崎村の入会公有地」(数村入会地)かという点であった。具体的には、両村の間に奥山の入会稼ぎの場所(範囲)をめぐって差等があるか否か、すなわち大森村の優越的進退権が認められるか否かが本件争点の核心である。<sup>(7)</sup>

## 3 なぜ奥山訴訟の裾野の研究か

判決文を読むだけでは訴訟の裾野の広大さが分からず、隔靴搔痒の感を免れない。本稿においては、法社会史的視点から原告・被告の村が保管していた裁判史料の分析を通じて、訴訟の裾野——裁判例と社会経済史の中間領域——を明らかにすることに主眼がおかれる。訴訟の裾野を明らかにすることによって、何が見えて来るか。

第1に、明治7年当時の裁判の実態を明らかにすることが可能となる。当時はまだ明治5年の司法職務定制や同6年の訴答文例などの法令が制定されたばかりで、それが実際にどのように運用されていたかは必ずしも明らかでない。過渡期としての明治初期に焦点を合わせ、当時の岐阜県聴訟課や東京上等裁判所において裁判が実際にどのように行われていたかを明らかにすることが、本稿の第1の目的である。

第2に、奥山訴訟の裾野の広がりを実証的に研究することによって、

私たちは大区小区制期当時の村民の意識や行動、すなわち明治初期の村々に残っていた「仲間の共同体」(Genossenschaft)たる「実在的総合人」<sup>(9)</sup>、あるいは「生活協同体としての村」の実態とその活力の秘密に迫ることができるであろう。権力に従順な村民ではなく、近世・中世へとつながる活きた村民の姿——戦いの歴史——を明らかにすることが、本稿の第2の目的である。<sup>(10)</sup>

奥山訴訟の判決の裾野を研究することによって、一方において明治初期の裁判の具体像を明らかにしつつ、他方、大区小区制下の「実在的総合人としての村」あるいは「生活協同体としての村」の実態と活力の源を探求し、「我々の先祖が村の生活と感じていた所のもの」<sup>(11)</sup>を発掘すること。そして、もともと豊かであった村の概念をひどく貧しいものにしてきた従来の研究を反省すること<sup>(12)</sup>、それが本稿の最終目標となる。

- (1) 中田薫『法制史論集』第二巻(岩波書店、1938年)。
- (2) 戒能通孝『入会の研究』(日本評論社、1943年)。
- (3) 近年、一定の地域を限定した悉皆研究を目指すものとしては、矢野達雄『庄屋抜地事件と無役地事件——近世伊予から近代愛媛へ、土地をめぐる法と裁判』(創風社出版、2010年)、矢野達雄「民事記録から見る民事裁判の世界」(石川一三夫・矢野達雄編『裁判と自治の法社会史』晃洋書房、2020年、所収)がある。
- (4) たとえば、熊谷開作「民法実施前の入会訴訟——和歌山県十九淵山の事件と山林集積」(熊谷開作『日本の近代化と土地法』日本評論社、1988年、所収)。
- (5) 本稿は、石川一三夫「大区小区制下の村の自治と内済——岐阜県可児郡久々利村の戸長日記」(石川一三夫・矢野達雄編前掲書、所収)の姉妹編である。可児郡内(現可児市域)で収集した大区小区制期の史料によって、国家によって制度化された村ではなく自治的団体としての村の実態を研究しようとしている点において、両論文は共通している。
- (6) 枝郷二野村と本郷羽崎村は廃藩置県の頃に合併し(年月日不詳)、羽崎村となった。奥山の地券が発行された明治6年8月の時点ではすでに二野村の名が存在しないので、それ以前の合併である。
- (7) 一般に、奥山のように数村入会ないしは二村入会の関係にあるところで

- は、通常、村相互の契約によってではなく、村民がそれぞれの所属する村の統制に服しながら入会稼ぎを行っていたから、村と村の紛争が生じやすかった。また、利用形態の変更や紛争が生じた場合にも、村ごとの村中惣寄合をベースに村々の同意を得ながら解決しなければならなかったので、その手続きは複雑で、手続き自体が紛争の種になることが多かった。川島武宜編『注釈民法(7)物権(2)』(有斐閣, 2007年), 533-534頁参照。
- (8) 明治初期の刑事裁判に関する地方史料に焦点を合わせ、新しい研究分野を切り開いたものとしては、橋本誠一『明治初年の裁判——垂直的手続構造から水平的手続構造へ』(晃洋書房, 2017年)がある。
- (9) 実在的総合人については、中田薫前掲書984-985頁参照。中田によれば、実在的総合人とは「抽象的人格者では無くして、各村民の人格に依て組成され、各村民の人格に依て支持されて居る所の、総合人(Gesamtperson)」のことである。言い換えるならば、「村の公課は同時に各村民の共同負担であり、村の出入は同時に各村民の共同訴訟であり、村の持地は同時に各村民の共同利用地であり、村の負債は同時に各村民の共同債務である」とされる江戸時代ないし明治初期の村が、中田が定義する実在的総合人である。本稿の目的は、そのように定義される実在的総合人の具体的内容を地方史料によって明らかにし豊富化することにある。
- (10) 本稿と同じように、市史編纂作業の中で「遭遇」した史料に依拠して『江戸の訴訟——御宿村一件顛末』(岩波書店, 1996年)を著した高橋敏は、同著のねらいについて「虚実の境界を超えて自由自在に人間世界を駆けめぐる歴史小説とは一線を画し、「実」なるところに踏みとどまる歴史学だからこそ、逆に時代と社会を生きる人々のさまざまな人間模様を描くことが出来るのではないか」(はじめに)と述べている。至言というべきであろう。人間模様を描くのは歴史家(史観)ではなく史料(事実)である。
- (11) 清水三男『日本中世の村落』(岩波書店, 1996年), 23頁参照。
- (12) 清水三男, 前掲書341頁。大山喬平・馬田綾子「解説」参照。

## 第1章 奥山訴訟の発端

東京上等裁判所の判決の広大な裾野を探るためには、まず紛争の発端すなわち訴状が提出される以前を明らかにする必要がある。後に岐阜県聴訟課に提出した大森村の村役人答申書〔大森区文書1〕を手掛かりに、



奥山訴訟の発端から見ておこう。

## 1.1 地券証をめぐる争論

何よりもまず、奥山争論が村役人(正副戸長)に対する小前衆の異議申立てから始まったという点が重要である。この争論は、やがて大森村と羽崎村の村役人層の膝詰め談判にまで発展し、岐阜県庁の地租改正掛に持ち込まれることになる。

### 1 両村の村勢比較

奥村訴訟の発端を見ておく前に、ごく簡単に両村の村勢を比較しておこう。明治14年(1881)の統計になるが、「美濃国可児郡各村略誌抜」[可児町史史料編掲載436]によれば、大森村は元千村平右衛門領地で、その旧石高848石、民有地価総額58,152円、戸数202戸の村である。対するに羽崎村は、旧羽崎村(本郷)が元山村甚兵衛領地、旧二野村(枝村)が元原漣次郎領地で、その合計は旧石高1,130石、民有地価総額74,933円、戸数254戸の村である。

全体として羽崎村の村勢の方がやや優っているが、羽崎村には耕地は多いが山林が少ないという問題があった。すなわち、羽崎村には古来内山(持山)が少なく、大森村ないしその近辺の山林に依存しなければ日々の生業を維持発展させることができない環境にあった(図1参照)。

## 2 小前一同の疑惑

### (1) 権利関係の複雑さ

山林の帰属関係は複雑であり曖昧であった。この問題を解決するために、明治5年(1872)8月、地租改正事業の一環として奥山をその内に含む「久々利惣山」(図3参照)の地境調査が始まった。この久々利惣山に関係する村は、大森・羽崎・久々利・柿下・丸山・小名田・根本村な

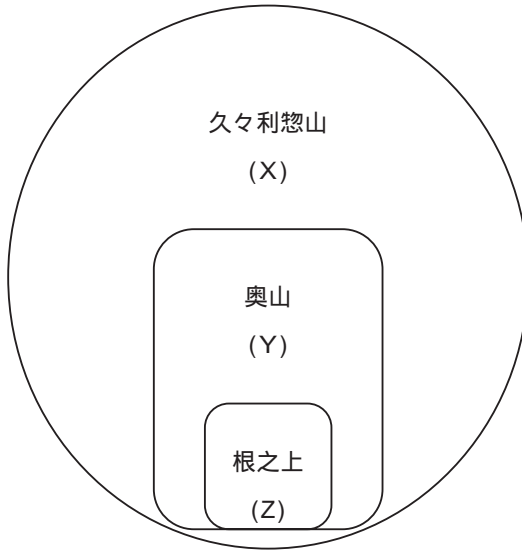


図3 久々利惣山・奥山・根之上の関係

注1：山林には村により様々な呼称が付けられているが、当該山林がどの範囲を指すかは必ずしも定かでない。

注2：本稿では混乱を避けるため、この地方の山林の全域を指す場合には「久々利惣山」(X)、本件係争地については「奥山」(Y)、その一部を大森村の呼称にならって「根之上」(Z)と呼ぶ。

出典：訴状・答書などの裁判史料により筆者作成。

ど多数にのぼるが、それらの村の代表が腰弁当で山林を踏査し、村々の境界線（近隣公有地境）が画定したのは明治6年春のことであった。

## (2) 地券証の発行

こうして久々利惣山中の奥山の範囲（11筆，87町4畝15歩）が確定し、明治6年8月、同山林が「大森村・羽崎村の入会公有地」であることを証する地券証が岐阜県令から授与された<sup>(1)</sup>。しかし、やがてこの地券証の内容が大森村の小前一同から疑惑を受けることになる。

### 地券之証

美濃国可児郡大森村之内大森村・羽崎村入会公有地

字奥山

一 山壺ヶ所

東 小名田村公有地出羽塚谷

西 根本村公有地

南 長瀬村・中ノ郷村公有地

北 柿下村持山<sup>并</sup>公有地

右検査之上授与之 印

岐阜県令 長谷部恕連 印

明治六年八月

大属 三浦千春 印 受付

[大森区文書15]

(3) 小前惣代が副戸長の落合常右衛門を詰問

この地券証の発行を受け、大森村では小前衆を中心に「奥山が大森村と羽崎村の入会共有地だというのはおかしい」「羽崎村の者が山稼ぎでできるのは奥山の一部(根之上)だけだ」という声が広まった。当時副戸長であった落合常右衛門が後に岐阜県聴訟課に提出した口上書によって、その様子を見ておこう。

明治六年十月頃、兼テ取調差出シ置候地券証御下渡二相成、各々小前共江相渡シ申候。

一、本年二月小前一同ヨリ右入会山境界二付疑惑有之、右地券証・地引絵図共一覽致度旨、惣代ニテ国三郎・嘉右衛門・小六郎申出候二付、持参之上一覽為致候処、右之者トモ申候ハ、従前之入会地八名古屋道東字根之筋北・小名田道北・東桜峠までハ被告入会ノ処、如何之訳ヲ以テ名古ヤ道東方一円入会之記載候ヤト相尋二付、自分儀ハ山稼等モ不致、境界駈ト弁別不仕、全クー己ノ臆断ヲ以右様取計候段不行届二付、右之失錯村方江謝罪仕。[大森区文書1]

明治7年2月、大森村の小前惣代の国三郎・嘉右衛門・小六郎の3人が同村副戸長の落合常右衛門宅にやって来て、「地券と絵図を見せてくれ」と迫ったことが分かる。村の小前惣代から詰問された落合常右衛門は、途方に暮れ、自分は「山稼等モ不致、境界駈ト弁別不仕、全クー己ノ臆断ヲ以右様取計候」と小前惣代に陳謝している。<sup>(2)</sup>

### 3 羽崎村との折衝

#### (1) 羽崎村戸長林伊兵衛宅を訪問

この騒動の発端について大森村の小倉政右衛門ら村役人の答申書では、より直截な表現でこう書かれている。

(羽崎村の——筆者注) 鈴木多助義八訴状ニモ申上候通り落合常右衛門之兄ニテ、兩人馴合取巧ミ候儀ト村方一同疑惑ヲ生シ、種々同人江問詰候。[大森区文書 1]

落合常右衛門が羽崎村の実兄鈴木多助と共謀して虚偽の事実を記載した地券・絵図を作成し、大森村の山林をかすめ取ろうとしているなどと言われては、たまらない。<sup>(3)</sup> 落合はさっそく地券証と奥山絵図の訂正を行うべきだと考えた。

同年 3 月 8 日、落合常右衛門は羽崎村の戸長林伊兵衛宅を訪れた。落合が地券証等の書き換えを申し出ると、意外にも林伊兵衛は「迅速承諾」し、その場で願下書に署名捺印してくれた。羽崎村の戸長もまた、当初は奥山入会の権利関係について明確な認識を持っていなかったことが分かる。

#### (2) 地券の御下渡願書に連署捺印

落合常右衛門が持参した地券の御下渡願書には、すでに大森村戸長肥田藤九郎の署名捺印がしてあり、林伊兵衛がこれに連署捺印することによって次のような願書が出来上がった。

謹而奉願上候

地券御調ニ付昨年奉書上候両村入会山書上之儀、公有地与入会地与境暫ク調違御座候間、今般改而奉書上度御座候付、右書上帳一応御下渡被成下置候様両村連印ヲ以奉願上候、以上。

明治七年三月

第十一大区五小区

可児郡羽崎村

戸長 林伊兵衛 印

同郡大森村

戸長 肥田藤九郎 印

## 小崎岐阜県参事殿

[大森区文書2]

## (3) 両村の押し問答

「これで大森村に対して面目が立つ」。落合常右衛門がほっとした気持ちで帰宅したことはいうまでもない。ところが、その日の夜8時頃、落合の家の戸をたたく者がある。戸を開けると、先ほど地券の御下渡願書に調印してくれた羽崎村戸長の林伊兵衛がそこに立っていた。

其夜八時頃二伊兵衛アダ、敷常右衛門方参り申聞候八、今日頼下(レ候脱力)書面二調印致候処、右八同人一己之了簡二而調印致候間、消印致度段相頼候。[大森区文書1]

大森村役人答申書によれば、そのあと連署捺印の取り消しをめぐり大森村の副戸長と羽崎村の戸長の間で押し問答がくり返されたが、一向に埒が明かずその夜は物別れ<sup>(4)</sup>となった。

- (1) 明治5年の地券渡方規則により持主・反別・所在地などを記載した地券が発行されることになった。しかし、とくに隣村との権利関係が複雑であった山林の地券発行に際しては、田畑の場合のように既存の検地帳との照合・転記だけで済ますことができず、実際に隣村と協力して山林調査を実施しなければならなかった。しかも、分見法による正確な絵図面の添付も求められていたので(いずれも自己負担)、その作成すなわち地券調は容易でなかった。山林の地券調に関しては紛争が少なくない。
- (2) 山論の多くは、まず入会稼ぎをしていた小前衆同士の対立が発生し、それを双方の村役人層が引き取るという形で進展するのが普通である(小前衆主導型)。たとえば、延享元年(1744年)の久々利惣山をめぐる羽崎・二野村と柿下村の山論の顛末を記した「延享元年秘書東聞記」(甲子六月日)には、小前衆と村役人が登場する山論の様子が活写されている。「文右衛門八登山仕候所、柿下人数大勢棒揃へ向山二並居申候、此方八ふじ浅間山ノ少、こなたの南山二ひかへ罷有御座候て、柿下庄屋共より此方へ使、武助・勤七兩人差越シ候、口上二いずかたより何事二候や大勢登山被成候承度候由、庄屋申越候由、文右衛門罷出返答いたし候八、羽崎・二野村之壮者共二て候、古来柴草刈場入相二候処、一昨十一日羽崎・二野村之もの共へ其元より棒打、鎌を取たたかれ候者、いしや(医者——筆者注)二か

かり居申者も有之候、今日八其返報二両村示合せ追々ニ登山いたし候」。  
[可児町史史料編掲載133] 参照。

- (3) 落合常右衛門によれば、明治6年4月、岐阜県庁より正確な測量をもとにした絵図を提出せよとの達しがあったので、地引絵図の作成に取りかかったが、分間道具もなく何かと不案内であった。そこで羽崎村の実兄・鈴木多助と相談し、可児郡中村の原貫一に手間賃23円で分見と絵図の作成を依頼したが、これが大森村の小前衆から嫌疑を受け奥山訴訟の発端になったとされる [大森区文書1]。この鈴木兄弟謀議説は当初、大森村の小前衆の間で流布され、実際に訴状においても「羽崎村ノ巧ニ被載候」云々と明記されている [本稿末掲載史料2]。
- (4) その夜の押し問答はおよそ次のようなものであった。「願い下げ書面に捺印したのは軽率だった。捺印したあの書類を返してくれ」「あれはもう小倉政右衛門さんに渡した。返却できない」「いや、それじゃ困る。あれは私一己の了簡で調印したものだ。村の小前衆がとても承知しない」「この期に及んで村方談事のうえでとおっしゃっても困る。それでは話がまとまらない」。[大森区文書1] 参照。

## 1.2 舞台は岐阜県庁へ

地券の書き換えをめぐる両村の争論は岐阜県地租改正掛に持ち込まれることになった。提訴に至る以前の約1カ月半の経緯を「大森村役人答申書」[大森区文書1]によって見ておこう。やがて原告となる大森村の側から見た経緯である。

### 1 郷宿で両村が談判

#### (1) 両村の代表が岐阜へ

明治7年(1874)3月9日、羽崎村の戸長林伊兵衛(26歳)から大森村の小倉政右衛門(37歳)・落合常右衛門宛の手紙を、羽崎村の定使いが持参<sup>(1)</sup>。手紙には、林伊兵衛の署名捺印の取り消しについて「聞済無之二付、御県江罷出候」と書かれていた。ついで3月13日、林伊兵衛が岐阜表の郷宿(公事宿)で出した手紙が羽崎村経由で大森村に届く。手紙は大森

村戸長宛の督促状で、奥山の一件にて岐阜でお待ちしているので「迅速罷越」されたしとのこと。

3月14日、大森村より名代として小倉政右衛門・渡辺国三郎(38歳)・奥村喜兵衛(21歳)の3人が岐阜に行き、郷宿亀屋を定宿とする。羽崎村の郷宿は同じ岐阜の玉井屋であった。

(2) 地租改正掛に地券の御下渡願書を提出

3月15日、大森村の小倉政右衛門と渡辺国三郎が地租改正掛に出頭し、地券の御下渡願書を提出。改正掛より次のような仰せがあった。

入会山之地券帳二候ハ、一村江下渡ス事成間敷、両村トモ戸長ニテ罷出ヘ(シ)。[大森区文書1]

(3) 郷宿で談判 その1

3月16日の午前、大森村の小倉政右衛門・渡辺国三郎が羽崎村の郷宿玉井屋を尋ね、羽崎村の林伊兵衛・渡辺治郎兵衛・林利左衛門・安藤久六・奥村利吉と談判を行う。談判の内容は次のようなものであった。

([大森区文書1]の文言を活かしながら、会話形式で示しておく。以下同じ)

大森村——入会境の件は両村相談のうで県に願い出るべきものである。「何之談事もなく罷越候ハ如何ノ訳二候哉」。

羽崎村——入会境について羽崎村の見解を伝えるために県庁にやって来た。

大森村——入会境について貴村の見解は如何に。

羽崎村——「名古屋道より東之方不残入会」(奥山の全域Y)と考えている(図4参照)。

大森村——それでは我々の見解と「極別成相違」。自分どもだけでは返答できない。村の者と「談事之上」でお答えしたい。

(4) 郷宿で談判 その2

3月16日の午後、羽崎村の林伊兵衛・渡辺治郎兵衛・林利左衛門・安藤久六・奥村利吉ら5人が、大森村の郷宿亀屋に来る。小倉政右衛門・渡辺国三郎と談判。

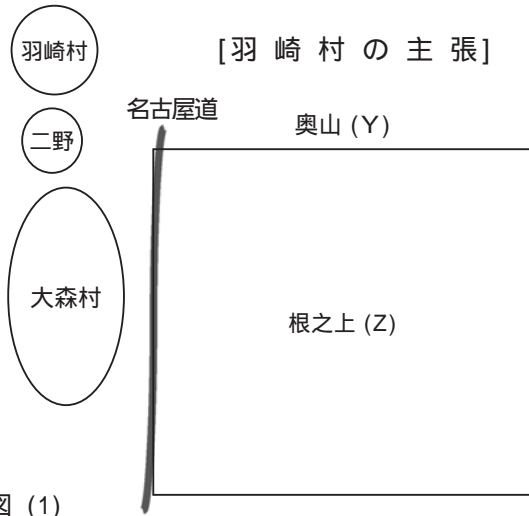


図4  
奥山略図 (1)

注：羽崎村は奥山一円を「根之上」と称した。羽崎村においては奥山 (Y) と根之上 (Z) の区別は存在しない。

出典：明治7年の「現今絵図面」などにより筆者作成。

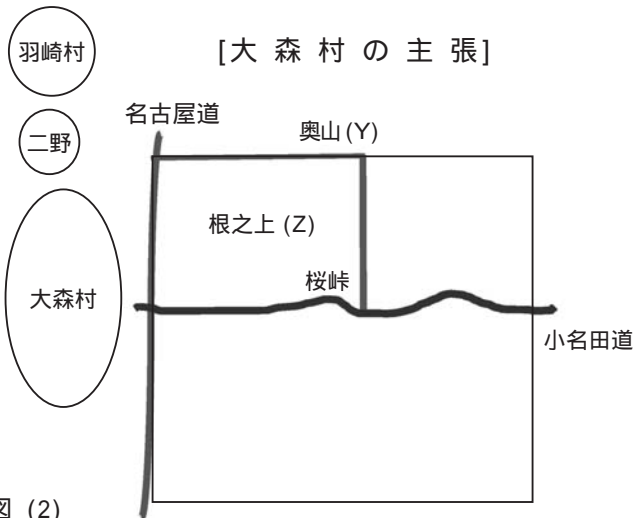


図5  
奥山略図 (2)

注：大森村においては「根之上」(Z) は「奥山」(Y) の一部とされる。

出典：明治7年の「現今絵図面」などにより筆者作成。



羽崎村——入会境の件について、村の者と相談の結果は如何に。

大森村——先般、本村の落合常右衛門が貴村の林伊兵衛方へ参りお話したとおり、「名古屋道より東之方、小名田道より北之方、字桜峠迄(根之上Z)が羽崎村との入会地で、「其外者不残大森村山」に属するとの考えに変わらない(図5参照)。

羽崎村——その見解には「何力確証二而も御座候哉」。

大森村——わざわざ証拠を挙げるまでもない。この奥山の南部においては「只今迄私シ村方にて進退致候八勿論、(中略)耕地并二仁家・小林等モ有之候<sup>(2)</sup>」、それが「慥成証拠」である。

### (5) 郷宿で談判 その3

3月18日、朝方、羽崎村の林伊兵衛・安藤久六が大森村の郷宿亀屋に来て、談判。双方とも、訴訟もやむなしとの見解を述べる。

羽崎村——いろいろお話を承ったが、「何分返答難仕候間、何れ成共存念次第」にいたされたい。

大森村——自分どもだけで「原告仕了簡八聊無之」。ひとまず村方へ引き取り「篤与相談之上、出訴可致筈二相成候得者」云々。

会谈のあと、両村ともいったん帰村するよう申し合わせる。この日、渦中の人となった大森村の副戸長落合常右衛門が責任を取って退役し、古山永治郎が跡役を勤めることになる。訴訟も間近と見ての辞任である。

## 2 紛争が地租改正掛に持ち込まれる

### (1) 地租改正掛附属との面談

3月27日、大森村の小倉政右衛門・渡辺国三郎が岐阜表に出張。地租改正掛附属の嵯峨金一郎殿も出県していたので面談。

大森村——入会争論一件、地租改正掛にて「取糺シ」いただくようお伺いしてもらえないか。

改正掛附属——当分は委細を申し立て、両村とも「更二少々宛勘弁致」し、「和熟」すべきではないか。

大森村——羽崎村の申し立てには納得できない。「何卒一応改正掛へ御伺被下候様」お願いしたい。

改正掛附属——両村がどうしても納得できないということであれば、一応改正掛にお伺いする。

(2) 地租改正掛へのお伺い その1

3月29日、地租改正掛附属の嵯峨金一郎殿の仲介を経て、改正掛に大森村の小倉政右衛門・渡辺国三郎が出頭し、お伺い。改正掛官員との面談が行われる。

改正掛——「如何様之訳柄二候哉、有躰二可申」。

大森村——(両村の対立点を陳述し)「何卒御吟味之趣、奉願上候」。

改正掛——「何力古キ書類力、又八絵図面等二ても有之哉」。

大森村——「貞享年中之願書」と「正保年中ノ絵図面写」を持参しました。

改正掛——(篤与御改相成)「大森村斗り承り候て八難相分、是より羽崎村ヲ呼出シ相尋可申候間、一先郷宿江扣居」れ。

(3) 地租改正掛へのお伺い その2

3月31日、大森村の小倉政右衛門・渡辺国三郎、羽崎村の林伊兵衛・林利左衛門・安藤久六が地租改正掛へ呼び出される。羽崎村が「延享三年(1746)尾張藩裁許状写」(本稿未掲載史料1)を持参したので、改正掛の官員が同裁許状写しを大森村に読み聞かせる。

大森村——「只今御読被遊候字根之上ト申候場所八全入会地与奉存候、其外之処本村惣山二御座候」。

改正掛——「両村共成丈以勘弁和熟仕様」「夫共、両村不聞入候得八、(地租改正掛は——筆者注)争論取扱役所二八無之候間、聴訟課二而指図可請」。

以上、大森村役人答申書には、手に汗を握るような両村のつばぜり合いの様子が詳述されている。奥山争論を一挙に聴訟課に持ち込まずに、まず地租改正掛附属(可児郡の名望家)と話し合ったあとで改正掛の官員

に伺いを立てている点が注目される。

- (1) 村役人などの年齢は史料上判明した者のみを記した。以下同じ。
- (2) 奥山南部問題については本稿 2.7などを参照。

### 1.3 内熟示談の不行届と両村の約定書

ここで二つの史料を紹介しておきたい。一つは「入会山内熟示談不行届御届旁嘆願書」で、両村の示談が不調に終わった経緯が記されている。もう一つは「訴訟入費約定書」で、これは予想される膨大な訴訟費用のリスクを軽減することを目的として、訴訟に先立ち両村間で結ばれたものである。

#### 1 羽崎村の「入会山内熟示談不行届御届旁嘆願書」

明治7年(1874)5月7日、羽崎村の戸長林伊兵衛・副戸長本田要助(50歳)・小前総代鈴木三右衛門(40歳)が連名で、岐阜県参事小崎利準に「入会山内熟示談不行届御届旁嘆願書」を提出している。

当村ヨリ奉入御覧候書類等八更確証二難相立旨被仰聞奉恐入、旧地頭所江罷出延享三年御裁許之本紙并外確証二も可相成書類夫々搜索候得共、先般山村家御処分以来追々沿革書類も散乱仕取留候旧記相分り兼候付、無拋其段申上尚御歎願申上候処、旧幕御判物二不劣確証無之上八大森村江熟済方示談仕候より外御取扱方不被為在旨御懇諭二付、先方江段々行渡候得共取合呉不申、殆当惑嘆息仕候。[羽崎・二野区文書2]

次の諸点が明らかである。第1に、羽崎村提出の延享3年(1746)の尾張藩裁許状について、岐阜県(地租改正掛)から「写し」では確証にはならないとされたこと。第2に、廃藩置県の混乱のなか元地頭山村家の記録が散乱しその調査が難しいので、大森村所持の「旧幕御判物二不劣」古記録を入手することは不可能に近いとされていたこと。第3に、であるならば、大森村と熟済方示談するほかなかったが、大森村に拒否されたこと、等々である。羽崎村の苦衷を端的に記した文書といえよう。

羽崎村にとって残る道は訴訟だけであった。

## 2 訴訟入費について両村が約定書を締結

そうしたなか、大森村と羽崎村は予想される膨大な訴訟費用のリスクを軽減するため、訴訟に先立ち訴訟入費の負担について約定書を取り交わしている。明治7年4月1日に、羽崎村の林伊兵衛と大森村の小倉政右衛門が署名捺印したもので、その内容は次のようなものであった。

### 約定書

- 一、雑用之儀八其村掛り出金之事。
- 一、代書人雇代之儀八負方ヨリ出金之事。
- 一、論地之内多少之御裁許相成候上八、少ノ方ヨリ代書人給料出金之事。
- 一、御県ヨリ諸雑用之儀二付何様被仰付候共、熟約之上八違背申間敷事。  
右八今般山論二付両村立合約定仕候上八、聊故障無之候也。

[羽崎・二野区文書3]

その内容は明快である。第1に、「訴訟の雑用費」はそれぞれの村が自己負担すること。第2に、「代書人の雇代」は、敗訴した村が勝訴した村の分も含めすべて負担すること。第3に、「訴訟の雑用費」については岐阜県がいかなる判断を示そうとも、両村はこの約定書の規定に違背しないこと、の3原則から成り立っていた。

訴訟に先立ち遵守条項を設定しておこうとするのは、近隣村としての情誼をわきまえた互助の精神といえるが、このような約定書が激しく対立する村の間で締結されていた点が注目される。ただし、この約定書はやがて新たな紛争の火種になる(本稿4.1, 8.1, 8.2を参照)。

## 1.4 概括

大森村の小前一同の疑惑、副戸長落合常右衛門への詰問、羽崎村との折衝、ついで岐阜県庁に舞台を移し両村の談判、地租改正掛附属との面談、地租改正掛での両村の押し問答、そして示談交渉の決裂と訴訟入費

約定書の締結等々、奥山訴訟の発端においては文字通り手に汗を握るような場面が展開されていた。いずれも、東京上等裁判所の判決の文言を読むだけでは到底知りえない世界である。

奥山訴訟の発端にはどのような特徴が見られたか。三つの局面において概括しておきたい。

### 1 地券発行と正副戸長体制の問題点

まず、大区小区制下の地券発行と正副戸長体制の問題点が指摘されなければならない。

第1に、入会訴訟は通常、まず入会稼ぎをめぐる他村民との対立・衝突が先行し、それが積極的に法廷に持ち込まれるという経緯で進行する。しかし、本件奥山訴訟はそのような経緯をたどっていない。奥山訴訟はむしろその逆で、まず地券発行という天下り型の政策が先行し、それが原因となって他村民との対立が誘発され、提訴を余儀なくされたという点にその特徴が認められる。仮に土地所有権を明確にせよという国家の政策(地券発行と地租改正)が存在しなければ、奥山訴訟は発生していなかったと考えられる。

第2に、そうしたなか、この地方の村方三役体制ならびにそれを継承した大区小区制下の正副戸長制のあり方が注目される。すなわち、大地主が少ない可児郡内では、村の頂点に立つ有力者が長年にわたって村を

表1 明治初期における大森村の三役

明治3年8月選出	
庄屋	古山伝七(組不明)
年寄	田中友七(中組)
百姓代	渡辺儀三郎(組不明)
明治5年3月選出	
庄屋	奥村又右衛門(上組)
年寄	落合常右衛門(中組)
百姓代	日比野善八(下組)
明治5年5月 戸長・副戸長に改称	
戸長	奥村又右衛門(上組)
副戸長	落合常右衛門(中組)
副戸長	日比野善八(下組)
明治6年8月選出	
戸長	肥田藤九郎(下組)
副戸長	落合常右衛門(中組)
副戸長	田中友七(中組)
明治7年3月選出	
戸長	小倉政右衛門(組不明)
副戸長	古山永治郎(組不明)
副戸長	奥野伴左衛門(組不明)

出典：「大森村役人答申書、明治7年10月」  
などより筆者作成。

統括する「独任制」ではなく、30歳代を中軸とする比較的若年層が役職を分任する「年番制」「輪番制」が行われていたが<sup>(1)</sup>、そうした村の体制が奥山訴訟の一因をなしていたという点も見落とされてはならない。年番制・輪番制は民意を反映するという意味では優れた役割を果たしていたと考えられる。しかし、他面、それは地券調のように天下りの的で、一定の専門知識を必要とする近代的国政事務に対しては脆さを露呈するものであった(表1参照)。

## 2 村役人層と小前衆の認識の違い

つぎに、村役人層と小前衆の認識の違いについても指摘しておかなければならない。

第1に、小前衆の異議申立てによって、歴史の中に埋もれかけていた奥山の入会問題が一挙に争点化され、それが法廷の場に持ち込まれるに至ったその経緯に注目したい。江戸時代以来この地方においては、まず小前衆が主導しそれを両村の村役人層が引き取って和解する、ないしは訴訟を提起するという小前衆主導型の山論が多く見られたが<sup>(2)</sup>、とくに本件奥山訴訟においてもその傾向が顕著である。すなわち、奥山の入会に対する小前衆と村役人層の認識の落差には注目すべきものがある。小前衆には自覚されていたが、村役人層には忘却されていた入会紛争の歴史が思い起こされ、それが訴訟(法的紛争)にまで発展したという点が重要である。小前衆の異議申立てなくして奥山訴訟は存在しなかったと考えられる。

第2に、それにしても、地券発行に対する村役人層(正副戸長層)の認識の甘さ、関心の薄さには特筆に値するものがある。大森村を代表して奥山の絵図作成にたずさわった副戸長の落合常右衛門でさえ、「奥山は大森村と羽崎村の入会共有地」だと考えていた。一方、羽崎村の戸長林伊兵衛は逆に「奥山は原則として大森村の一村入会地」だと考えていたというから、奥山訴訟は起こるべくして起こった事件といっても過言で

はない。

官民有区分に対して見せた警戒心の強さとは対照的に、隣村との山境<sup>(3)</sup>に関しては総じて村役人層の認識の甘さ、関心の薄さが際立っている。

### 3 羽崎村の劣勢と訴訟入費約定書

最後に、羽崎村の劣勢と訴訟入費約定書についても書いておかなければならない。

奥山訴訟の発端を見る限り、証拠として延享3年(1746)の尾張藩裁許状写しか手元になかった羽崎村の劣勢は明らかであった。その劣勢がどの程度のものであったかは、大森村が保有する「旧幕御判物二不劣確証無之」うへは、同村に「熟済方示談」を申し入れるよりほかに道はないと説諭した、岐阜県地租改正掛の官員の言葉が雄弁に物語っている。聴訟課と同じ県庁内の官員から出端を挫かれた羽崎村の困惑ぶりが目に浮かぶ。裁許状などの古記録(疑いのない事実)を重んじる当時の聴訟課において、羽崎村が今後どのような証書を提出して巻き返しを図るかが焦点となる。

そうしたなか、膨大な訴訟費用によって村が過度に疲弊することのないよう、訴訟入費について両村が約定書を締結していた点も注目される。戦いは戦い、しかし「隣村としての情誼」は守りたいというのが当時の村の訴訟観であった。

(1) たとえば大森村であるが、同村は戸数の多い大村であったので、村方三役に加重な負担がかからないように文久年中(1861~1864)より上組・中組・下組の3組に分け、各組から毎年1人ずつ交代で村役人を出す「年番制」が採用されていた。そのうえで、その3人の中から、昨年は上組が庄屋を勤めたので今年の中組が庄屋を勤めるといったように順次、庄屋・年寄・百姓代を選ぶ「輪番制」も重視されていた。こうした年番制・輪番制は大森村に限らずこの地方では普通に見られたことで、大区小区制が導入された後においても変わらなかった。[大森区文書1] 参照。

(2) 本稿1.1の注(2)の「延享元年秘書東聞記」参照。

- (3) 官民有区分の事務が村民の協力を経ていかに厳密に実施されたかは、大森村の「明治八年九月公有社寺溜池埋葬共有地取調帳」(大森区文書3)や「明治八年十一月官民所有区別改定達」(大森区文書4)などからも明らかである。官有地への編入を回避するため、官有地と民有地の区別については村民が強い関心を有していたことが分かる。

## 第2章 岐阜県聴訟課での攻防 (1)

本章では主として『大森村羽崎村入会山論留記』[羽崎・二野区文書4](以下、『山論留記』と呼ぶ)を中心に、岐阜県聴訟課での奥山入会訴訟の経緯すなわち東京上等裁判所判決の裾野を概観しておこう。<sup>(1)</sup>

### 2.1 大森村が提訴

明治7年(1874)5月22日~25日の『山論留記』には、岐阜県聴訟課<sup>(2)</sup>で訴訟の火ぶたが切られた日の緊張した村の様子や、「御用席」(白洲)での戸惑いの様子が記されている。また、5月26日~6月2日には、羽崎村が郷宿で答書の作成に手間取る様子や、掛官の督促や叱責など、権威的であった当時の聴訟課の日常が随所に記されている。当事者でなければ、うかがい知ることのできない世界である。

#### 1 原被告の呼び出し

##### (1) 目安糺

当時の裁判においては、原告から訴状が提出されると、まず訴状の受理不受理を決定する「目安糺」ということが行われた。岐阜県の「聴訟課聴訟掛事務条例」<sup>(3)</sup>第7条によれば、聴訟課の掛主任は訴人を引き入れ、訴人の情実を綿密に審問し信憑を閲するとある。訴状に不備があれば代書人に命じて書き直させる。訴状が不採用になれば裁判は行わない。



何事もなく、目安紬によって訴状が受理されると、いよいよ被告の呼び出しである。

## (2) 差紙の到来

『山論留記』によれば、明治7年5月22日、大森村を經由して羽崎村が岐阜県聴訟課からの差紙を受け取る。大森村が羽崎村を提訴したので、聴訟課へ出頭せよとの呼び出し状であった。<sup>(4)</sup>

可児郡羽崎村

戸長 林伊兵衛

副戸長 本田要助

大森村山論儀二付尋之儀有之。右二関係之書類不残持参、明後廿四日午前十時出頭可致者也。

五月廿二日

聴訟課

(以下、『山論留記』については出典名省略)

## (3) 緊張と戸惑いの出足

5月24日、羽崎村から岐阜県庁へは、歩いて行くか、木曾川沿いの川合か今渡で船に乗って行く。約9里の道程だ。もちろん聴訟課からの呼び出しは初めてである。要領を得ないまま、羽崎村の安藤久六と鈴木三右衛門が岐阜県庁内の聴訟課に出頭すると、大森村戸長の小倉政右衛門と小前総代の奥村喜兵衛らがすでに来ていた。

聴訟課聴訟掛事務条例の第18条により、氏名・番号・件名・止宿所などを書いた「到着届書」を提出。「腰掛」と称する部屋で待機していると、「検坐」(下役)からの呼び込みがあった。原被告ともに「御用席」(訟庭)——当時はまだ白洲と呼ばれることが多かった——に入ると、掛官の後藤様(長官だと考えられる——筆者注)<sup>(5)</sup>が羽崎村の者に向かって、「代書人召連来哉」と尋ねた。羽崎村の者が「左様儀与茂不心付、私共斗り」と答えると、後藤様から「本日は大森村提出の訴状を読み聞かせる手順になっていた。被告村の代書人が不参では、これを行うことができない」とのお叱りを受けた。<sup>(6)</sup>

羽崎村の2人が恐れ入りながら、「本日は戸長も不参である」と申し上げると、

「是程事件、戸長不出之段不都合ノ次第早行呼遣セ」

との仰せがあった。羽崎村にとっては初日から思わぬ失態であった。羽崎村は急ぎ飛脚を走らせて、戸長の林伊兵衛と犬山の代書人瀧野新吾君を呼び寄せた。瀧野君は愛知県の土族である〔羽崎・二野区文書5〕。

## 2 大森村の訴状

### (1) 訴状の要点

5月25日、戸長と代書人を加え羽崎村の者がふたたび「白洲」に入ると、訴状の読み聞かせが行われ、「訴訟御渡」の手続きが完了。大森村の訴状の要点は次のようなものであった〔本稿末掲載史料2〕<sup>(7)</sup>。

本村奥山（Y）のうち「名古屋道東小名田道北桜峠迄」を「根之上」（Z）と称し、従来、大森村の好意により被告羽崎村を無税にて入会させてきた（図5参照）。

ところが、被告羽崎村は明治6年の地券取調方の疎漏に乘じ、「根之上」だけでなく、同所を含む「名古屋道東一円」（Y）を羽崎村の入会地と唱え始めた（図4参照）。この主張は不当である。奥山一円が大森村の内山（持山）であることは、延享2年（1745）幕府裁許状によっても明らかである。この裁許状には、小名田村と大森村の山林の境界（奥山の東端）を確定し、「永不可違犯者也」と明記されている。

### (2) 訴状に添付した証書一覧とその趣旨

大森村の訴状には、次のような11通の証書（附録）が添付されていた〔本稿末掲載史料2〕。

第1号 現今絵図（大森村惣名奥山の現況を示す）。

第2号 正保2年（1645）の村絵図（「根之上」が奥山の一部であることを示す）。

第3号 寛文7年(1667)の御免状(奥山の山年貢7石8斗7升3合を納めていたことを示す)。

第4号 貞享2年(1685)の御免状(同上)。

第5号 元禄13年(1700)の売渡証文(奥山の一部を大針村の農民に売却したことを示す)。

第6号 延享2年の幕府裁許絵図(小名田村と大森村の境界が定められたことを示す)。

第7号 宝暦2年(1752)の皆済目録(大縄場起返し御見取米を旧地頭に納めていたことを示す)。

第8号 元禄13年の田地山林屋敷売買証書(奥山南部が大森村民の所持地であったことを示す)。

第9号 宝暦12年の永代相渡申林山之事(同上)。

第10号 正徳4年(1714)の御免状(奥山の山年貢7石8斗7升3合を納めていたことを示す)。

第11号 嘉永7年(1854)の田地小林等売買証文(奥山南部が大森村民の所持地であったことを示す)。

- (1) 以下、本稿において訴訟の経緯を日記風に記述した部分は、とくに断りのないかぎり『山論留記』に依る。当時の裁判の様子をより正確に伝えるため、日記風の箇所については敬称・敬語・文体など原史料を活かしながら記述した。ただし、聴訟課の御掛や東京上等裁判所の判事については、「様」「殿」「君」などの敬称が混在しており不統一なので、本稿では原則として「様」に統一し「御掛の近藤様」などと呼ぶことにした。
- (2) 聴訟課とは、明治4年の県治条例によって県庁内に設置された準司法機関のことである。明治5年の司法職務定令第51条には、司法省裁判所に関して「聴訟中分テ三節トナシ目安糺・初席・落著ト云」「初席及落著ノ言渡シハ必判事之ヲ為ス」「審問ハ或ハ解部之ヲ為スト雖モ其情状ハ一々判事二具申ス」などとある。これらの規定は原則として聴訟課にも適用される。
- (3) 『岐阜県史史料編近代1』(1998年)所収。
- (4) 当時の岐阜県においては、呼出状は当分適宜の法をもって原告へ付与し、原告から被告へ伝達することになっていた(聴訟課聴訟掛事務条例第13条)。

- (5) 聴訟課聴訟掛事務条例第6条には、「諸訴状掛長官ニ於テ検印シ了レハ、其訴状ヲ分付シテ一件掛リノ主副任ヲ定ムヘシ」とある。『山論留記』には、奥山訴訟の掛官として「後藤」に引き続き「矢野原」「川又」「邨井」「鈴木」の名前が登場する。しかし、その役職名がとくに重要だとは考えていなかったためか、『山論留記』には誰が長官で、誰が主任・副主任であるか等々についての記載がない。ただし、最初の法廷にいた後藤が長官で、そのあと中心的役割を果たしたのは矢野原（副主任）と邨井（主任）であることは、『山論留記』の内容から明らかである。
- (6) 明治6年の訴答文例第34条には、代書人に関して「被告人自ラ答書ヲ書スルヲ許サス、必ス代書人ヲシテ代書セシム可シ、其代書人ヲ撰ミタル時ハ即日裁判所ニ届ケ且原告人ニ報告スヘシ」とある。代書人は必ず選任しなければならなかった。これに対して代言人に関しては同35条に「被告人ノ代言人ヲ用ルモ亦其情願ニ任ス、然レトモ必ス本人自ラ同伴シテ訟庭ニ出席シ、其結局ハ本人ヨリ決答ヲ為す可シ」とある。代言人を置くか否かは被告人の任意であった。この原則は原告人に対しても同様に適用される（同3条、30条）。
- (7) 訴答文例第6条には、訴状の定則について「訴状ハ簡明確實ニシテ憑拠ト為ス可キ事件ヲ掲ケ、文飾冗長ナラサルコトニ注意シ、自己ノ想像ヲ以テ踪跡ナキ事件ヲ述ルコトヲ得ス」「一切ノ訴状ハ首ニ原被告人ノ氏名ヲ記シ住所身分ヲ肩書ニシ其末ニ年月日ヲ記シ、原告人ト代書人トノ氏名連印スヘシ」「訴状ハ十六行ニシテ一行十五字詰ニ認メ正副二通ヲ具ス可シ」などと記されている。

## 2.2 羽崎村が答書を提出

### 1 郷宿で答書の作成

#### (1) 容易に完成しなかった答書

『山論留記』によれば、明治7（1874）年5月26日、訴状の読み聞かせの後、羽崎村に対して「即刻、答書を提出せよ」とのお言葉があった。そこで、羽崎村は郷宿玉井屋にて答書の作成にとりかかったが、容易に完成しなかった。

#### (2) 掛官から叱責

5月31日、聴訟課から「僕従」が郷宿にやって来て登庁の催促。羽崎

村の者が出頭し「答書はまだ完成していない」と述べると、掛官の後藤様の御沙汰には、「此返答二日数相掛り候八如何次第、定而宿二而病テモ」していたのかと手厳しい。そして、

「証拠ナシ、グツグツ百枚書テモ無益論、其上未タ答書出来ナラツハ証拠之品々其儘ニ持参可致」

とのお叱りがあった。羽崎村の者が急ぎ郷宿に帰って答書を清書<sup>(1)</sup>し、当日の午後3時に県庁に持参すると、「今日はずでに退庁時だから、明後日に来い」との指示があった。

## 2 羽崎村の答書

### (1) 答書の要点

6月2日、羽崎村が答書を提出。同答書には、「明治6年の地券取調方の疎漏に乗じ羽崎村が奥山一円を詐取しようとしている」とする大森村の主張に反論し、次のように記されていた [本稿未掲載史料3]。

奥山は「久々利惣山」(X)の一部であって、大森村一己の内山(持山)ではない(図3参照)。

羽崎村の入会稼ぎは大森村の好意によって認められたものではない。奥山一円(Y)が両村平等の入会地である(図4参照)。

奥山一円が大森村と羽崎村の入会地であることは、延享3年(1746)の尾張藩裁許状に「名古屋道より東之分、羽崎村・二野村・大森村右三ヶ村互ニ入会<sup>(2)</sup>」と記載されていることから疑いないところである。

### (2) 答書に添付した証書一覧とその趣旨

羽崎村の答書には、次のような10通の証書(附録)が添付されていた [本稿未掲載史料3]。

第1号 現今絵図(係争地を示す)。

第2号 明治3年の村鑑帳抜書(落合常右衛門在勤以前においても大森村が羽崎村の奥山一円入会を認めていたことを示す)。

第3号 明治6年の地券証写 (大森村においても字「根之上」という呼称が使われていなかったことを示す)。

第4号 延享3年の裁許状預書 (失火非常を懸念して裁許状の本紙を旧地頭山村家に預けていたことを示す)。

第5号 延享3年の裁許状写 (名古屋道東の方一円が羽崎村・二野村・大森村3カ村の入会地であることを示す)。

第6号 旧地頭所帳簿写 (羽崎村が奥山税を納めていたことを示す)。

第7号 宝暦10年 (1760) の旧地頭所免状 (同上)。

第8号 延享3年の山論裁許願写 (延享3年尾張藩裁許状の内容を補強する古記録)。

第9号 貞享2年 (1685) の山論返答書写 (同上)。

第10号 文化12年 (1815) の雨池新築一件に関する書状写 (奥山内で大森村の雨池新築に羽崎村が反対していたことを示す)。

### 3 基本的対立点——「奥山一円」か「根之上」か

原告の基本的対立点は、羽崎村の入会地が奥山一円に及ぶか、それとも奥山の一部にとどまるかという点にあった。大森村が奥山一円において入会地を用益する進退権を有することは羽崎村も認めていたところで、本件争点の核心はあくまでも羽崎村の進退権が及ぶ範囲であった。

この両村対立の原因について、大森村は「羽崎村ノ詐謀」と捉えていた。すなわち、「(羽崎村は——筆者注)私欲ヲ逞クシ入会地ヲ平呑」しようとしているというのが、大森村の主張であった〔本稿末掲載史料2〕〔大森区文書6〕。これに対して、羽崎村はそうした主張自体が「想像ヲ文飾するものだ」と反論している。すなわち、大森村の主張には「非理不実之条々有之」というのが、羽崎村の主張であった〔本稿末掲載史料3〕〔羽崎・二野区文書7〕。前途多難の門出であったといえよう。

(1) 明治6年7月の訴答文例第33条には、答書の定則について「原告人ノ述

ル所非理不実ニシテ弁解ス可キ確証アラハ其書類ノ全文ヲ写載シ、次ニ非理不実ノ事ヲ書ス可シ」「答書八十六行ニシテ一行十五字詰ニ認め正副ニ通ヲ具ス可シ」などと記されている。

(2) 当時は羽崎村と二野村が合併していなかったため3村であった。

### 2.3 二つの裁許状をめぐる対立

羽崎村の入会地は奥山一円に及ぶか、それとも奥山の一部にとどまるか。この基本的対立の背景には、原告大森村が提出した延享2年(1745)の幕府裁許状と、被告羽崎村が提出した延享3年の尾張藩裁許状が存在する。

聴訟課での尋問の経緯を見ていく前に、二つの旧裁許状をめぐる両村の対立点を整理しておきたい。

#### 1 延享2年幕府裁許状

まず、大森村が提出した延享2年幕府裁許状から見ておこう。

延享2年、尾張藩領の大森村と旗本領の小名田村の間で山論が起こった。係争地は「惣名西山」で、その位置は西に奥山、東に小名田山がある境界付近(P)であった(図6参照)。この山論については小名田村が幕府評定所に訴え、次のような裁許が下っている。

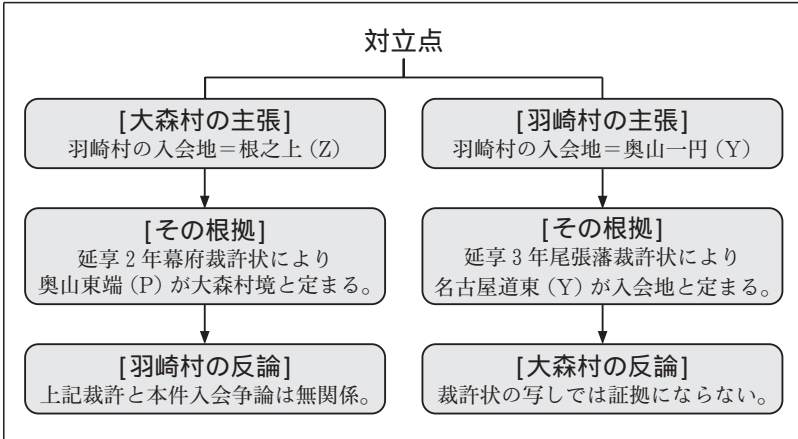
今般相定趣、大森村ヨリ論手与申立地先ヨリ谷間見通、夫より沢通双方申立ノ馬乗迄小名田・大森両村之境タルヘシ、将又久々里・柿下両村与小名田山境之儀八峯通境ニ裁断。[可児市史第5巻掲載118]

この延享2年幕府裁許状により、奥山一円が大森村の内山であることが再確認されたというのが大森村の主張である。

#### 2 延享3年尾張藩裁許状

延享2年には、大森村と羽崎村・二野村の山論も発生していた。羽崎村・二野村の者が奥山で山稼ぎをしていると、大森村の者が大勢やって

表2 二つの裁許状をめぐる対立点



注：奥山東端の係争地 (P) については図6を参照。

出典：訴状・答書などより筆者作成。

来て鎌・棒などを奪取したことが、山論の発端である。延享3年、両村とも尾張藩領であったので羽崎村・二野村が尾張藩郡奉行へ提訴。大森村の村役人が「急度叱之上過料錢五貫文宛」などの処分を受け、あわせて係争地について次のような裁許が下されている。

貞享年中裁許之通、右山名古屋道より東之分、羽崎村・二野村・大森村右三ヶ村互二入会木草苜取、少も異論不可有候、仍濃州郡奉行此木傳六・森村甚左衛門引加如斯申渡、裁許之状双方江下置之條、右三ヶ村之者共向後急度裁断之旨を守、永不可違犯者也。[本稿未掲載史料1]

この延享3年名古屋藩裁許状により名古屋道東の分、すなわち大森村が「奥山」(羽崎村においては「根之上」と呼ぶ山林一円 (Y) が、羽崎村・二野村の入会地であることが再確認されたというのが、羽崎村の主張である。同尾張藩裁許状の文言からも明らかのように、根之上問題はすでに貞享年中 (1684-1688年) から発生しており、奥山訴訟の淵源は遠い過去につながっていたことが分かる。



### 3 両村の応酬

原被告はこの二つの裁許状を根拠にして、自らの主張を展開することになる。しかし、裁許状には証書としてそれぞれ一長一短があり、そのため甲論乙駁となって容易に決しがたかった(表2参照)。すなわち、大森村が提出した延享2年幕府裁許状に対しては、羽崎村が「同裁許状は小名田村内に立ち入って狼藉を働いた大森村を裁いたものであって、本件入会争論とは無関係である」[本稿未掲載史料3]と反論した(図6参照)。他方、羽崎村が提出した延享3年名古屋藩裁許状には、本紙(原本)ではなく「写し」であるという弱点があった(表2参照)。

証書に関する弱点は大森村の側にもあった。それは、大森村が延享2年幕府裁許状を岐阜県聴訟課に提出しながら、他方、自村に不利となる延享3年尾張藩裁許状を提出していない点であった。これに対して羽崎村は、「なぜ延享3年の尾張藩裁許状を提出しないのか」[本稿未掲載史料3]、「それが提出されるまでは、当村所持の写しをもって本紙と見なすべきである」[羽崎・二野区文書7]などと主張して譲らなかった。

二つの裁許状の証拠価値(信憑力)をめぐる攻防は熾烈であった。当時の訴訟においても、むきだしの力関係ではなく、法廷に提出された古記録(証書)の真偽・妥当性を原被告が争う形で進められる。

#### 2.4 聴訟課で尋問始まる

岐阜県の聴訟課聴訟掛事務条例の第20~28条によれば、被告が聴訟課に答書を提出すると、ただちにそれを長官へ差し出し初席の手続きが行われる。初席は長官が主宰するが、主副任は必ず参聴しなければならない。その後は、一件落着に至るまで主副任が引き受けて審理を進める。対談で解決できなかった場合や現地での検証などがあれば、裁許を日延べすることになる。

本件においては、初席が行われた後、奥山絵図の作成と奥山の实地見

分などに約2カ月が費やされ、本格的審問——以下、職権主義的であった当時の実態に則して「尋問」と呼ぶ——が先送りになった。その間の経緯を『山論留記』によって見ておこう。

## 1 初席

### (1) 答書の読み聞かせ

明治7年(1874)6月2日、午前8時に羽崎村の答書が提出され、午後3時に原告が呼び出されて初席が始まった。『山論留記』には御掛の名前が記されていないが、初席なので長官の後藤様の担当だったと考えられる。まず、被告羽崎村の答書の読み聞かせが行われ、そのうえで本件訴訟において基本的証書となる両村提出の「係争地絵図面」(図2参照)の相違点が確かめられた。

### (2) 根之上問題

ついで原告大森村に対して、本件訴訟の発端となった「明治6年の地券証と奥山地引絵図」、ならびに大森村提出の「御三奉行判物」(延享2年幕府裁許状)についての尋問があった。さらに両村に対して、「奥山の入会の原由」や「山税(山年貢)の訳」についても尋問があったが、最も緊迫したのは「根之上問題」であった。

この根之上問題に関してはとくに大森村の答弁が注目されたが、『山論留記』によれば、大森村は「羽崎村の入会地が根之上に限定されるとする根拠は何か」との御掛の尋問に対して「御答曖昧」で、「御答出来サル」点も多々存在した。

### (3) 正保年絵図面への疑念 「奥山」と「根之上」の関係

6月3日、10時過ぎに両村が再出頭。この席上、大森村は「根之上」という地名が記載された証書「正保年原図」(旧絵図面)を提出し、「奥山は大森村の惣山であって、根之上はその一部の字を意味する」と主張した。しかし、この絵図面は羽崎村が答書を提出した翌日に出されたもので、いわば後出し感があった。そこで、これを羽崎村の者が閲覧する

と、訴状の証書(附録第1号の絵図)と「大イニ相違」することが判明した。

羽崎村がこの事実を捉えて、この正保年原図は大森村が作成した「写し」であって、尾張藩が保管する原図と一致するか否かが疑わしいとお答えすると、この日、大森村は「弁解致シ兼候」につき日延べしたいと申し出た。<sup>(1)</sup>

## 2 尋問の日延べ

6月4日、今回は原告側の猶予願いにより、被告羽崎村が待たされる形になった。大森村の回答を郷宿で待っていたが、待ち疲れ、聴訟課に出かけて腰掛にて待機。しかし、待てども待てども呼び出しがなく、ようやく呼び出しがあったかと思うと、またしても「今日八最早時刻遅二付明朝出頭」せよとのことであった。

昨日大森村ヨリ日延願済之儀二付、本日出庁之節右村より致報告呉候様約シ置候二付郷宿二而待合居候処、午後二時頃二至り候而茂何等不申越、依而尋遣候処、只今より罷出べく旨答候二付、出頭届書差出腰懸ニ相待居候得共、遂二呼出無之、退発之旨聴訟懸より今日八最早時刻遅二付明朝出頭候様申聞有之候。

6月5日、聴訟課からの呼び出しがないため、再度、午後2時頃まで腰掛に詰めていたが、何らの御沙汰もない。そこで、伺いを立てたところ、両村提出の論地絵図に齟齬があるので、「両村立合」で正確な絵図を作成して提出せよとの仰せがあった。

こうして、根之上問題<sup>(2)</sup> についての尋問はしばらく保留となり、両村共同で奥山絵図の作成に取りかかることになった。

(1) 証書としての古書類の偽証が問題視されたケースは、この「正保年原図」だけでなく、原被告双方において数多く見られる。古書類に依拠しながら判決が導かれる当時の訴訟においては、古書類の偽証の剔抉が法廷戦術の中心におかれていたからである。

- (2) 本件は岐阜県の聴訟課聴訟掛事務条例によって裁判が進行した。同23条には「対談成ラサルモノハ、裁許ノ見込ヲ書シテ掛リ長官ニ具呈シ、長次官一同ノ検査印ヲ受ケ、掛リ長官ヨリ言渡スヘシ。右取調ノ都合ニ依リ、直ニ裁許ナシ難キコトモアルヘシ、然ル時ハ、其趣原被人ヘ言渡スヘシ。但、土族裁許ヲナスノ前原被人ヘ、何日何時言渡ス趣ハ予メ申達スヘシ」とある。

## 2.5 両村で奥山絵図の作成

両村共同で奥山の分見と絵図の作成が行われる。途中、田植えのため中止し、約1カ月後にそれぞれの村の惣代（実質的には村中惣寄合）の同意を得て絵図が完成する。

### 1 両村で奥山分見

明治7年(1874)6月6日、本格的尋問を開始する前に、正確な絵図面の作成が両村に求められ、原被告とも帰村。6月7日、大森村の小倉政右衛門・奥村喜兵衛が羽崎村の林伊兵衛宅を訪れ、相談のうえ論地奥山の分見と絵図の作成に取りかかる。久々利村の奥村武男と中村の原貫一に分見と絵図の作成につき協力を求めたが、隣村の訴訟にはかかわりたくないということか、いずれも断られた。6月10日、やむをえず、大森村と羽崎村の者だけで分見を開始。しかし、田植え仕事に差し支えるため、双方相談のうえしばらく分見作業を休止することにした。いかに訴訟とはいえ、農作業をおろそかにすることはできない。日々労働しながらの訴訟であった。

### 2 絵図の作成と村方惣代

6月25日、分見を再開。6月29日、分見が終わり、大森村の小倉政右衛門と羽崎村の鈴木三右衛門が絵図作成に取りかかる。6月30日、羽崎村の龍泉寺で両人が同席して絵図を作成。7月2日、絵図が完成し双方の村方惣代の意見を求める。

壱枚ツ、銘々村方惣代之者江見セ候処、羽崎村ハ一切故障不申候得共、大森村種々故障筋申出候。

7月6日、羽崎村の林伊兵衛・鈴木三右衛門・奥村庄右衛門の3名が大森村に行き、大森村の「種々故障筋」について話し合ったが、合意を得るには至らなかった。7月7日、そこで次のような約定がなされた。

何レニモ先々絵図八県庁之御差図二任せ、書入等岐阜地ニ於テ可致。

### 3 ふたたび岐阜県聴訟課へ

#### (1) 絵図面の点検と修正

7月9日、羽崎村の林伊兵衛・鈴木三右衛門・奥村庄右衛門と代書人の瀧野新吾君が岐阜へ出立。午後2時に郷宿玉井屋に到着。その足で大森村の郷宿亀屋に行き、原被告ともども県庁へ絵図を持参し、見解の相違について「種々嘸合」。7月10日、絵図を御掛の矢野原様にご覧に入れ、「洞の字名」に黄紙赤紙を張るなどの修正を行う。7月11日、休日。

#### (2) 奥山見分を実施するとの談事

7月12日、両村の連印にて絵図を県庁に差し出すと、

先々郷宿へ引取相待候様トノ被仰、両村銘々宿江引取相待居候得共、何等御沙汰無之。

この「何等御沙汰無之」という文言は、『山論留記』に何度も登場する。7月14日、原被告が相談のうえ、いつ御呼出しがあるかお伺いを立てると、係争地の実地見分を実施しなければならず、また旧尾張藩にも「御聞合せ」が必要なので、尋問再開までにはまだ日数を要するとの仰せがあった。7月15日、原被告が話し合い、連印でもって尋問の期日につき再度伺書を差し出すと、御掛の矢野原様より、「官員による係争地の実地見分が近々行われるので、ひとまず帰村せよ」との談事があり、翌日両村とも帰村。

絵図の作成後、ただちに根之上問題についての尋問が開始されるものと思われていたが、その前に奥山の実地見分が行われることになったの

である。

## 2.6 奥山の实地見分

实地見分の主たる目的は、原被告の主張を現地において検証することであった。すなわち、奥山一円が入会地だとする羽崎村の主張が正しいか、それとも奥山の一部である「根之上」に限定されるとする大森村の主張が正しいか。聴訟課としても、本格的尋問を始めるに際してその心証を得る必要があった。この实地見分を行ったのは、聴訟課の矢野原様と土木掛の米沢様である。両人は「乗輿二乗ジテ」現地を訪れた。

### 1 聴訟課と土木掛の官員が現地を訪れる

#### (1) 両村の6名が出迎え

『山論留記』によれば、明治7年(1874)7月26日、聴訟課の矢野原様御出張の前触れが届く。7月27日、矢野原様が笠松から船に乗って木曾川を上り、午前11時に今渡に到着する。今渡は中山道六十九次の51番目の宿場・太田の対岸にある渡し場の町だ。迎えは丁重をきわめ、今渡には羽崎村・大森村の者が各2名、さらに現地の村境で各1名が加わり計6名の者が応接している。応接者の数は両村平等であった。

七月廿六日、矢野原御出張ノ御先触二付、(その翌日——筆者注)今渡江三右門・仙助、大森村ヨリ国三郎外壺名出向、境村より久六外一名、大森より嘉右衛門外二一名出向、其日午前十一時二今渡へ向ケ御出張二相成、夫ヨリ伏見二御供申、松屋二而御休息、夫ヨリ乗輿二乗ジテ(羽崎村の——筆者注)伊兵衛宅迄御案内申。

#### (2) 「根之上」・小名田村境・立石新田などを見分

7月28日、初日の見分は矢野原様1人に両村の者が同道して行われた。まず大森村が「根之上」と呼ぶ山林の範囲を確かめるため、名古屋道・小名田道から始め、桜峠を経て、延享2年(1745)に境界争いがあった小名田村との村境(P)までを見分(図6参照)。明治5年の地券調に際

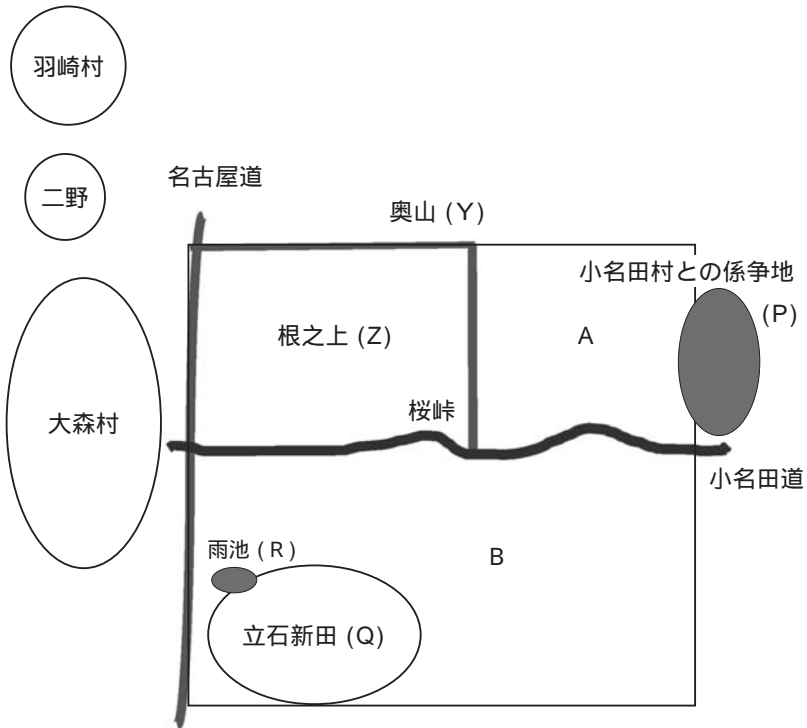


図6 奥山略図(3)

注1：延享2年の小名田村・大森村の山境訴訟(P)には羽崎村は関与していない。

注2：奥山南部には旧地頭千村家による立石新田(大縄場)の開発が行われ(Q)、大森村の山林・田畑・人家が存在する。

注3：大森村は上記2点を根拠として、A・B区域は羽崎村の入会地ではないと主張。

出典：明治7年の「現今絵図面」などにより筆者作成。

して大森村と羽崎村の者が山境見分した道である。<sup>(1)</sup>

ついで矢野原様は桜峠で「御支度」のあと、奥山南部に位置する立石新田(Q)まで足を運んだ(図6参照)。立石新田にはすでに大森村の村民の田畑や人家が存在する。立石新田にまで羽崎村の入会地が及んでいないことは一目瞭然であったから、この立石新田の見分は大森村にとっ

て望むところであった。

### (3) 延享2年の幕府裁許状についてのお尋ね

7月29日、実地見分の第2日目。この日は、手違いのため遅参した土木掛の米沢様に加わる。米沢様は、近隣村々との境界を見分したのち、お休みに中高所に立って奥山一帯を遠望しながら、「延享2年幕府裁許状に羽崎村の連署がないのはなぜか」とお尋ねになった。これに対して、羽崎村の者は「当該山論は小名田村と大森村の山境に関するもので、本村の入会とは関係がなかったからである」とお答えした。米沢様は黙って聞いているだけであった。

## 2 雨池見分

### (1) 雨池の中に古道の形跡を発見

7月29日には、羽崎村がとくに求めた雨池(R)の見分も行なわれた(図6参照)。この雨池見分は、奥山南部に対する羽崎村の関与(入会稼ぎの実績)がいかに進んでいたか否かの検証となる。

この日、聴訟課の矢野原様と土木掛の米沢様を案内して雨池に行くと、池の中に道塘のような構築物が見えた。道塘の存在は羽崎村に有利となる。なぜなら、それはかつて古道があったことの証左となり、ひいてはこの奥山南部にまで羽崎村民が芝や小枝を求めて入り会っていたことの一証拠になるからであった。しかし、大森村の者は「あれは道塘ではない」と主張し、その証拠として「此通之物八池中二八何程モ御座候」と反論した。同様の物があちこちに散在しておれば、古道の跡とは見なせない。そこで水中見分を試みようということになったが、水量が多く、翌日あらためて見分することに決定。

官員は、その夜は大森村に引き取り一泊。宿泊地も当然両村平等で、昨日が羽崎村泊まりだったので今日は大森村泊まりとなった。

### (2) 両村の者が雨池に飛び込んで検証

7月30日、実地見分の最終日。朝から雨池見分。「その種の物は至る



所にある」とする大森村の主張を検証するため、土木掛米沢様の面前で両村の者が池に飛び込んで調査した。その結果、池に飛び込んだ大森村の者は「所々に高い所がある」「所々に散在しているのだから古道とは関係がない」「雨池を構築したときの工事跡だ」と主張。一方、羽崎村の者は「そうした工事跡のような物は見えなかった」と反論。両村の証言が対立したまま雨池見分は終了することになった。

(雨池見分の結果を——筆者注) 御役人何ヶ御扣二御記帳二相成、夫ヨリ御帰県。<sup>(2)</sup>

その日、矢野原様らは今渡で木曾川を下る船に乗って岐阜に帰る。大森村から小倉政右衛門・速水小六郎、羽崎村から鈴木三右衛門・安藤久六が今渡までお供する。

- (1) 後日、岐阜県裁許状(本稿末掲載史料4)に「実地二於テモ名古屋道東ノ山、何等ノ区域モ不相見」と記されていることから、この日の小名田道などの踏査により、矢野原様が「根之上」の区域を明示する境界の類は何ら存在しないと判断していたことが分かる。羽崎村にとって大きな成果であった。
- (2) 岐阜県裁許状(本稿末掲載史料4)には、「掛官員実地二就テ致探覈処、池中二掛リ古道ノ形跡モ自然相存、登時二於テ同所辺マテ入会来体モ自ラ被察」とある。奥山見分をした矢野原様らが、雨池の中に道塘(古道の跡)が存在すると認定していたことが分かる。雨池見分においても、羽崎村が大きな成果を挙げていたことが分かる。

## 2.7 尋問の進展と立証

奥山見分の後、聴訟課での尋問が本格化する。すでに紹介した根之上問題に加えて山税問題と奥山南部開発問題が浮上し、それが重要な争点になったからである。聴訟課では主として職権探知主義と職権進行主義を旨とする尋問の方法が採用されていた。しかし、当時の裁判においても、原被告が提出した証書にもとづき合理的な立証が重視されていた点

が注目される。

## 1 山税問題についての尋問

### (1) ふたたび聴訟課へ

明治7年(1874)8月6日、大森村から小倉政右衛門・奥村喜平衛・渡辺儀三郎・速水小六郎・渡辺国三郎<sup>(1)</sup>、羽崎村から鈴木三右衛門・安藤久六・奥村庄右衛門が岐阜へ出立。代書人の瀧野新吾君も出立。8月7日、岐阜県聴訟課に出頭し、古書類の提出。宿にて待てとの指示を受け郷宿に引き取る。8月8日、何等の御沙汰もなし。

### (2) 山税についての羽崎村の口上

8月9日～10日、両村出頭。羽崎村に対して山税問題に関する尋問があり、鈴木三右衛門・安藤久六がその委細を申し上げる。その内容は次のようなものであった〔羽崎・二野区文書8〕。

近年は山税が他の年貢と束込(一括上納)になっているため、免状等々では判別しにくい。しかし、羽崎村が奥山年貢をこれまで納めてきたことは明らかである。

「宝暦十年旧地頭免状」「元禄七戌年旧尾張藩へ書上ケ候野山改帳ノ写」などの古記録からも、古来「升切小山手」と称する山年貢を羽崎村が納めていたことが判明する。

山年貢を自村の地頭に納めるのがこの地方の慣習である。

### (3) 決定的証書の欠如

その後も、羽崎村に対して山税について尋問がくり返されたが、この山税問題は、原告大森村からもまた聴訟課からも、羽崎村の主張のうち最も弱い環と見なされるようになる。立論としては理路整然としているが、如何せん決定的証書が提出できていなかったからである。

## 2 奥山南部開発問題について大森村に尋問

### (1) 大縄場「立石新田」の存在とその評価

奥山南部開発問題をめぐっても尋問がくり返された。奥山南部(B)には、江戸時代に大森村によって開墾された「字立石新田」(Q)と称する大縄場<sup>(2)</sup>が存在するが、それをいかに評価するかをめぐり大森村と羽崎村が真っ向から対立し、それが重要な争点と化した(図6参照)。

8月12日、原被告の呼出し。羽崎村からは鈴木三右衛門・安藤久六・奥村庄右衛門と代書人の瀧野新吾君が出頭。この日はとくに奥山南部開発問題に関する詮議が中心で、大森村に対して、旧地頭千村家による正保年中の立石新田の開発、同地における民家・田畑・小林<sup>(3)</sup>の状況等々について尋問があった。この尋問に対して大森村は、奥山南部には現に「大縄場銘々小林及ヒ民戸モ少々有之」と答弁し、同地が大森村の排他的「内山」(持山)であることを主張した。

### (2) 大森村が山林売買証文などを提出

大森村は奥山南部が同村の内山であることを立証するために、「永代相渡申林山之事」(宝暦12年)と「永代売買申田地之事」(嘉永7年)などを提出した。

永代相渡申林山之事

一、立石林山壺ヶ所也

此代金壺分(印)也

右是者已ノ御年貢差詰申二付、立石林山壺ヶ所永代相渡申代金壺分(印)只今慥請取御上納仕候処実正二御座候、然上者右林山おみて村中八不及申、我等子孫二至込少も構無御座候、当年より其元御扣二可被成候、為後日永代証文依如件。

宝暦十二年三月十八日

次右衛門 (印)

半右衛門 (印)

小兵衛 (印)

立石 清七殿

同前 太吉殿

[大森区文書7]

永代売買申田地之事

一、右内川向新見取 三畝七歩五厘 上納米 (印) 七升七合五勺  
掬米六斗五升

代金六兩貳分 (印) 錢七百文 (印)

右者当寅御年貢二差詰申二付、書面之御田地永代二売渡代金只今慥 (印) 請  
取御蔵江御上納仕候処実正明白也、然上者此御田地二おみて村中者不及申、  
我等子々孫々二至迄少も故障無御座候、若万一何様之義出来仕候共加判之  
者罷出早々埒明、其元様江八御損御苦勞等相懸申間敷候、為後日永代手形  
依如件。

嘉永七年寅十一月日

田地売主 角蔵 (印)

受判 嘉助 (印)

同 惣十郎 (印)

伊兵衛殿

表書之通相違無御座候、以上。

庄屋

渡辺源兵衛 (印)

[大森区文書 8]

当時、村民の山林売買証文 (買得証文) は、当該山林が民有地である  
ことを証明する有力な証拠とされていた。このことは、明治 8 年 9 月に  
大森村正副戸長が作成した、岐阜県権令小崎利準宛の官民有区分関係書  
類「公有社寺溜池埋葬共有地取調帳」[大森区文書 3] などからも明らか  
である。村民の売買証文があれば当該山林が村の所持地であることが立  
証され、官有地に編入されることはなかった。村民の売買証文の証明力  
(<sup>(4)</sup> 証拠価値) はとりわけ高いと考えられていたからである。

### 3 奥山南部問題について羽崎村に尋問

#### (1) 雨池新築問題

このところ大森村に対する尋問が中心であったが、8月14日、羽崎村  
に対しても「文化年中の雨池の新築」(図6参照) についてのお尋ねがあっ  
た。このお尋ねに対して羽崎村は、大森村による奥山南部の開発の一環  
として行われた雨池の新築には終始反対であったと主張し、次のような  
証書を提出した。

(2) 羽崎村が海老泳作書状などを提出

羽崎村は、大森村が独断で雨池を新築した際にそれに反対していたことを立証するために、「文化十二年(1815)雨池新築二付海老泳作書状」と「文化十二年雨池新築達書写」などの証書を提出した。雨池新築をめぐるこの立証に成功すれば、奥山南部もまた羽崎村が立ち入ることのできる入会地であったことを示すことができる。それが羽崎村のねらいであった。

文化十二年雨池新築二付海老泳作書状

羽崎村

庄屋組頭中

海老泳作

(但、山村家役人久々利居住)<sup>(5)</sup>

以手紙申遣候(中略)

一、大森村境之儀先日浅蔵より致内達候趣、内々中津川江申達候処、右八水中二塚付候而者減り安く不宜と被存候、書付取候方可然事二候、其内先方格別難渋申候ハ、惣山之村々相談之上惣方承知永々故障之筋無之様勘考之上取扱候様申参り候、依而二ノ村共相談之上永々手抜ケ無之様二勘考之上取扱可被申候、以上。

正月廿八日

[大森区文書9]

文化十二年雨池新築達書写

乍恐御達申上候御事

一、字名根之上、羽崎村・二ノ村・大森村立合山之内長洞と申所二大森村新堤築掛ラレ、右入会山境名古屋道より東方へ巾八間斗り南北四町斗り間道を替られ候二付、大森村より一応之挨拶も無之故、二ノ村と相談之上如何思召二而無沙汰取懸られ候哉と懸合仕候処、返答二八村方相談仕近日御答可申候と御座候二付、立歸り同十六日大森村より返答二八何となく築掛り候段不調法仕候、依之御断之た免参り候とて役人代兩人被参候。(後略)

文化十二年亥ノ二月

羽崎村庄屋

庄蔵

同断

治右衛門

海老久左衛門様

[大森区文書10]

### (3) 羽崎村の主張

羽崎村が聴訟課に提出した「文化十二年雨池新築二付海老泳作書状」と「文化十二年雨池新築達書写」は、羽崎村・二野村が入会稼ぎをしていた場所に大森村が勝手に雨池を新築し、あわせてそこにあった古来の道を移動させたことを立証しようとするものであった(本稿2.6参照)。入会地内の構築物の原状を変更するに際しては「惣山之村々相談之上惣方承知」(海老泳作書状)することが必要であったにもかかわらず、大森村はそれをしなかった。そこで自村の地頭山村家の家臣に訴え、近隣の村々と相談しつつ原状回復を目指したというのが、羽崎村の主張であった。

## 4 羽崎村提出証書の信憑性

聴訟課では主として職権探知主義と職権進行主義が採用されていた。しかし、以上のような尋問の経緯を具体的にたどってみると、当時の裁判においても一方的に権威主義的な尋問が行われていたわけではなく、原告が次々と提出してくる証書にもとづき合理的な立証が重視されていたことがあらためて判明する。

そうしたなか、羽崎村が提出した雨池問題に関する証書に対して大森村から、いずれも「写し」であって「被告限之品」でしかなく、証書としての信憑性に乏しいとの反論があった[大森区文書6]。これを受けて8月14日、御掛からも羽崎村に対して、証書中の「役前」の者の印判が真正なものであることを立証せよとの仰せがあった。『山論留記』に次のような記載がある。

御尋二曰、文化年中長洞溜池二付、久左衛門御差上候願書下書有与いへ共、印判駢与不相分、其頃役前之者印形之書類尋出、持参可致。

『山論留記』によれば、8月15日、羽崎村の者はさっそく帰村し、当時の村役人の印判の調査に取りかかった。8月17日、羽崎村は同村での調査を経て、文化年中に海老久左衛門に提出した願書の信憑性を裏付ける「文化年中連印之書類」を2件持参し、前田翁輔・奥村庄右衛門と代

書人瀧野新吾君が聴訟課に出頭。すると、大森村と同道で来いとのこと。大森村の郷宿に行き、大森村と同道にてあらためて出頭。

羽崎村の新証拠の提出に対抗し、大森村からも奥山の南部が大森村の所持地であることを立証するために、古皆済目録・長洞堤坪帳・新田見取帳などの新たな証書が提出された。御掛の矢野原様と川又様のご披見になり、色々と尋問。物証とくに古書類を中心とする尋問と答弁がくり返された。

その日、「御上様二茂暫ク御勘考筋」があるので、両村とも残らず帰村するよにとの仰せがあった。「御上様」とは岐阜県参事小崎利準のことと思われる。8月20日、両村とも帰村。

(しばらく『山論留記』の記載なし)

- (1) 速水小六郎と渡辺国三郎は地券の記載が間違っているとして落合常右衛門を詰問し、奥山訴訟を主導した小前惣代である。奥山問題に関しては当初、村役人層と小前衆との間に認識の相違が見られたが、いったん訴訟が始まると「仲間的共同体」(結合体としての村)が蘇生し、村民がそれぞれの役割(持場)をわきまえた村ぐるみ体制ができあがる。
- (2) 大縄場とは開発許可の区域のことである。新田開発の許可を受けた者(大縄権利者)は、その受けた許可の趣旨にしたがい大縄地の開発を行い、開発が終了したときは領主(地頭)が租税の額を決定し地券帳を作成する。
- (3) 大森村の領主千村重長は寛永～万治年中(1624～1660年)に奥山の立石野に新田開発を命じ、その肥料などを供給するため、近くの藤藪という場所に「御林」(領主が管理する保護林)を設定した。この御林を大森村が勝手に広げたのが「小林」である。御林と小林の設定・拡大は必然的に入会地を狭めるため、様々な入会紛争が発生している。江戸時代における可児郡内の入会訴訟の多くは御林と小林の設定・拡大が原因であった。(『可児市史第2巻 通史編 古代・中世・近世』2010年、391～397頁参照)。
- (4) 大森村の公有社寺溜池埋葬共有地取調帳【大森区文書3】には、「字立石山反別六反式畝十五歩、但共有地、右八安永七辰年村方儀右衛門・利蔵従買得仕確証有之候」や、「字笹洞山反別十町五反歩、但共有地、右八文化十四年十一月啓助ヨリ村方買得仕確証有之候」などの記載が頻出する。
- (5) 括弧内は、この手紙を証書として提出した羽崎村の書き込み。

## 2.8 三つの争点の形成

尋問が進むなか、三つの争点が形成される。

### 1 第1の争点 根之上問題

旧裁許状中「名古屋道東分」「根之上」が奥山のどの範囲を意味するかをめぐる争点。

大森村の主張

「名古屋道東分」とは「大森村字根之上」(Z) のことである (図5参照)。

正保2年作成の絵図控に「字根之上」の場所と範囲が記載されている。

羽崎村の主張

羽崎村では「奥山」のことを古来「根之上」と称してきた。「名古屋道東分」「根之上」とは奥山一円(Y) のことである (図4参照)。

同一の場所である「根之上」と「奥山」の呼称を使い分け、入会地の境界を論じるのは事実を偽造するものである。

### 2 第2の争点 山税問題

羽崎村が奥山の山税(山年貢)を納めていたか否かをめぐる争点。

大森村の主張

羽崎村は奥山の山税を納めていない。

羽崎村は大森村の好意により、無税で奥山の一部(根之上)への入会が許されてきた。

羽崎村の主張

この地方の山林(久々利惣山X——図3参照)は、往古、千村・山村家をはじめとする木曾九人衆(久々利一族)が一括受領した山林を、



最寄り村々へ分与ないし貸与したものである。

そうした歴史的由来により、羽崎村(旧二野村を含む)は自村の地頭山村家に山税を納めてきた。<sup>(1)</sup> 久々利惣山の山税を自村(本郷)の地頭に納めることは古来当然のこととされている。

### 3 第3の争点 奥山南部開発問題

奥山の南部に見られた大森村の新田開発・雨池新築をめぐる争点。

#### 大森村の主張

奥山は大森村の内山(持山)である。とくに奥山南部の立石新田(Q)<sup>(2)</sup>には旧地頭の時代以来「大縄場」があり、小林・田畑・民家が存在する(図6参照)。それらの小林・田畑等は他村民にも自由に売買されてきた。

奥山一円とくにその南部が羽崎村の入会地であるという羽崎村の申分は、その意を得がたい。

#### 羽崎村の主張

奥山南部においても古来、旧地頭ならびに尾張藩により羽崎村・二野村の入会が許されてきた。

大森村による奥山南部の開発(入会地の侵奪)に羽崎村が終始反対していたことは、大森村の雨池新築(図6参照)に異議を唱えたことを証する文化年中の古書類(書状)からも明らかである。

以上が、奥山訴訟における三つの争点である。この三つの争点を基軸にさらなる証書の提出が求められ、尋問がくり返された。

- (1) 旧二野村が奥山年貢を羽崎村経由で羽崎村の地頭山村家へ上納していたことは、「天保十五年上納米帳」や「万延元年年貢受取帳」などによって立証できると羽崎村は主張している[羽崎・二野区文書8]。
- (2) 大森村の証書56号「明治七年立石田畑并小林反別取調帳」によれば、立石新田の広さは奥山全域の約1/10で、具体的には「田反別四町六反六畝拾五歩、畑反別七反四畝廿四歩、屋敷四反貳畝拾八歩、三口ノ五町八反三

畝廿七歩、山貳町四反四畝廿五歩」であった。

## 2.9 概括

本章では東京上等裁判所判決の広大な裾野を探ることを目的として、岐阜県聴訟課での尋問（明治6年8月まで）を時系列に沿いながら、大森村の訴状、羽崎村の答書、二つの旧裁許状をめぐる対立、初席の様子、奥山絵図の作成、官員による奥山実地見分、聴訟課での尋問の進展と立証、三つの争点の形成、等々について述べてきた。

聴訟課での裁判にはどのような特徴が見られたか。とくに注目すべき点を概括しておこう。

### 1 職権主義・長期滞在・叱責

岐阜県聴訟課の訟庭（白洲）で始まった裁判には、概略次のような諸特徴が認められる。

第1に、裁判に必要な証書の収集・提出は一応、原被告に任せられていた。しかし、証書の収集を当事者に一任するというのではなく、聴訟課が職権でもって収集にあたる職権探知主義が重んじられていた。すなわち、当時の裁判においては聴訟課の御掛（官員）が主導する職権主義がその首座を占めていたという点が、まず注目される。

第2に、法廷においても原被告が直接応酬する当事者主義ではなく、御掛の官員が主導する職権進行主義すなわち職権的尋問の方法が採用されていた。総じて御掛の権威主義的言動、パターンリズムの強さは様々な形で随所に見られたところで、それが当時の裁判の大きな特徴をなしていた。当時はまだ司法権の独立という観念に乏しく、聴訟課自体が県の行政機構の中にあり、裁判の手続きも旧幕時代を継承したものであった。<sup>(1)</sup>

第3に、『山論留記』には「何等御沙汰無之」という文言が何度も登場する。当時は現在と異なり裁判の期日があらかじめ示されておらず、

何かと不確定でいつ呼び出されるか不明であった。そのため、原告とも郷宿(公事宿)で長期にわたって待機しなければならず、御掛からの許可がないかぎり帰村することができなかった(表5参照)。

第4に、村と村の訴訟でありながら、最初の法廷に戸長が出頭していなかったとか、法廷に同席しなければならない代書人を帯同していなかったなど、御掛から叱責を受ける場面がしばしば見られた点にも当時の裁判の特徴が認められる。御掛からの叱責といえば、訟庭のことを依然「白洲」と呼ぶ者がいたのも旧時代の名残といえよう。

第5に、郷宿で被告羽崎村が答書の作成に取りかかったが容易に完成せず、御掛から「グヅクヅ百枚書テモ無益」(5月31日)とのお叱りを受けた点なども、当時の裁判の特徴を示すものとして注目される。当時の裁判においては代書人が必置で、とくに答書の作成に当たっては重要な役割を課せられていた。<sup>(2)</sup>ところが、その代書人が訴状の読み聞かせが行われる最初の法廷に来ていかなかっただけでなく、答書の作成に手間取り御掛を怒らせたというのである。これは代書人の必置によって訴訟手続きの適正化・迅速化を図ろうとする訴答文例の趣旨が、依然人民の中に浸透していなかったことを示すものといえよう。

## 2 過渡期の裁判

そうしたなか、当時は何事も「御一新」と呼ばれる過渡期の時代にふさわしく、幾つか新しさも見受けられた。

第1に、旧時代の陋習を打破するため、岐阜県においても様々な試みがなされていた点が注目される。たとえば、明治5年(1872)に制定された聴訟課聴訟掛事務条例がその一例である。同条例の総則には「第二条 聴訟ノ際、猥リニ失声嘲哂スルノ事アルヘカラス、厚ク其情ヲ得ルニ注意スヘシ」「第三条 一事一件モ裁判ニ涉ルハ一私ノ独断ヲ以テナスヘカラス、審問ノ後、詳ニ具状決ヲ長次官ニ取ルヘシ」との規定が見受けられる。いずれも旧時代の陋習を脱し、公平な裁判を目指そうとする

ものであった。<sup>(3)</sup>

第2に、そうした旧時代の陋習を脱しようとする諸施策が実施されるなか、本件奥山訴訟を見るかぎり、当時の裁判といえども一方的で恣意的な尋問に終始していたわけではなく、当事者が提出した証書にもとづき合理的な立証が重視されていた点が注目される。現在の裁判のように裁判官が明示的に争点整理をするということにはなかった。しかし、尋問を通じて三つの争点がおのずと形成され、それに沿って立証が深められていった点が見落とされてはならない。

第3に、聴訟課の御掛と土木掛の官員による奥山の实地見分の方法についても、当事者から誤解されないように応接者の数を両村平等にするとか、両村に一泊ずつ滞在するなど、その執行はいたって公平なものであった。さらに、その見分事項（検証）も公平で合理的なものであり、的を射たものであったが、そうした点にも当時の裁判の一側面をうかがうことができよう。現地での見分と尋問の結果は、後日、裁許状の文言に生かされることになる。

- (1) 当時はまだ幕藩時代の出入筋の手続きが継承され、聴訟（民事）と断獄（刑事）を混同して民事の被告に笞杖を加えたり、金銭債務の不履行者を勾留して債務を履行させたりする御掛が跡を絶たなかったといわれている。明治初期の裁判制度については、染野義信「裁判制度（法体制準備期）」（鶴飼信成等編『講座日本近代法発達史』第6巻、勁草書房、1959年、所収）が先駆的研究であり、詳細である。
- (2) 明治6年制定の訴答文例第37条には「答書ニ関係スルノ書類ハ、代言人又ハ保証人ノ類ト雖モ被告人ノ証ト為ルヘキ者ハ被告人ノ撰ミタル代書人ヲシテ代書セシメ、且ツ代書人ノ氏名ヲ記入セシム可シ。被告人ノ自書ヲ用フルヲ得ス」とある。
- (3) 旧時代の陋習を脱し公平な裁判の実施を目指そうとするものとしては、岐阜県が明治5年に制定した聴訟課受付掛事務条例（『岐阜県史史料編近代1』1998年、所収）も重要である。同条例には人民の提訴を妨害してはならないとして、「其一、人民ヨリ出ス所ノ諸訴状、仔細ニ検査シテ、体裁文例ニ違フナケレハ、直チニ其掛長官ヘ差出スヘシ」「其二、原被告人

対シテ訴訟ノ是非ヲ弁スル事ナカルヘシ」「其三、諸伺届類、文格アルモノヲ除ク外ハ、体裁ヲ正スニ不及、直ニ取上差出スヘシ」等々、掛官の遵守事項が明記されている。維新期の開明性を示した条例であるといえよう。

### 第3章 岐阜県聴訟課での攻防 (2)

本章では『山論留記』を中心に、法廷に提出された口上書やその他の証書なども加えながら、聴訟課での攻防——東京高等裁判所判決の広大な裾野——をさらにたどっておこう。とくに山税問題をめぐり終盤に緊迫した展開となる。

#### 3.1 古書類の提出と山税問題

明治7年(1874)10月に入り、大森村と羽崎村に対して両村が保管する水帳・皆済目録・免状などの関係書類をすべて提出するよとの仰せがあった。水帳・皆済目録・免状などは、第2の争点 山税問題 の尋問を進めるうえで重要な証書になる。

##### 1 残らず古書類を持参せよ

###### (1) 久しぶりに差紙が到来

『山論留記』によれば、明治7年の9月中は何の御沙汰もなかったが、10月1日、久しぶりに大森村経由で岐阜県から差紙(召状)が到来。過日8月17日に、「御上様(=岐阜県参事)暫ク御勸考筋」があるので両村とも帰村するよとの仰せがあつてから、約1ヶ月半が過ぎていた。

追々待請候得共、九月中何第之御沙汰無之、其内大森村ヨリ内窺仕候哉、十月一日大森村ヨリ手紙到来。

###### (2) 水帳・皆済目録・免状などの提出

10月6日、聴訟課に出頭すると、両村とも水帳・皆済目録・免状などを持参せよとのこと。10月7日、両村が求められた書類を提出すると、

表3 大森村が聴訟課に提出した全証書

現今絵図・正保二年の裁許絵図など絵図面	5枚
寛文期のものなど御免状	16通
貞享三年の目安書扣写	1通
元禄期などの田地山林売渡証書	4通
享保期などの立石皆済目録	12冊
延享二年の小名田村・大森村山論御吟味口書帳	2冊
文化期などの長洞堤普請人足帳	4冊
元治期などの堤井水御普請川除見積帳	4冊
文久三年の御上納帳	1冊
慶応四年の山手割立帳	1冊
明治三年の御引渡之節高反別仕訳帳	1冊
宝暦期などの皆済目録	3通
明治六年の入会山地券帳下書	1冊
明治七年の羽崎村ヨリ伐木差留手紙	1通
明治七年の立石田畑并小林反別取調帳	1冊
両家并九人衆高概免覚書	1冊
明治六年の地券之証	1冊
	以上59件

出典：「証書類抜書」(大森区文書15)。

御掛の矢野原様からあらためて両村が所持する古書類を残らず持参せよとの仰せがあった。

古書類不残村方二有之分持参、両村ヨリ罷出候様与申遣候間、何レ両村共有丈差出、番号・年号順番二相調、袋入二而差出候様被仰付。

### (3) 古書類の調査と提出

10月8日、両村ともに早朝に帰村。それより種々書類を取り調べる。10月10日、羽崎村の前田翁輔は川合から船にて、奥村庄右衛門は代書人の瀧野新吾君と同道で犬山から船にて笠松に着く。10月11日、休日のため郷宿で書類の整理。

10月12日、聴訟課に出頭し書類をご覧に入れる。そのうちに不要の書類があったので調べ直し、必要書類に目録を付けて袋入にて提出。10月15日、犬山泊。10月16日、帰村。

表4 羽崎村が答書提出後に追加した証書

第11号	延宝六年新林論願書写	1通
第12号	貞享三年山論訴訟写	1通
第13号	同四年山論中柿下村与応接振届書写	1通
第14号	二野村宝池院延享元甲子年六月記録ノ内抜書	3ヶ条
第15号	文化十二年雨池新築二付海考詠作より書状	1通
第16号	同年同伴達書写	1通
第17号	文政十年貢納目録村扣抜書	1通
第18号	明治四年貢米御庁皆済目録	1通
第19号	明治五年貢米御庁皆済目録	1通
第20号	正徳三年二野村元地頭免定	1通
第21号	明治四年二野分免定	1通
第22号	二野村より本郷江差出入奥山年貢	1通
第23号	天保十四年改村画図	1枚
第24号	延享三年山論之節画図写	1枚
第25号	天保十五年以上納米帳抜書	1通
第26号	二野村山手米帳抜書	1通

注：答書に添付した証書は省く。

出典：「山論訴之答書附録追加」（羽崎・二野区文書1）。

このとき、大森村は「絵図面諸書類取揃今般不残上納仕、此上証書等一切無御座候」として、証書48件を岐阜県参事小崎利準宛に提出。訴状とともに提出した証書と合わせると、計59件となる（表3参照）。他方、羽崎村が答書の提出後に追加提出した証書は16件で、答書とともに提出した証書と合わせると、計26件となる（表4参照）。

#### (4) 提出書類についての口上と書き取り

10月31日、羽崎村の前田翁輔・奥村庄右衛門が帰村し、鈴木三右衛門1人が出頭。早朝より午後1時頃まで口上の書き取り。羽崎村は答書の証書（附録十ヶ条）の趣旨について説明する。11月1日、休日。

11月2日、早朝より羽崎村から鈴木三右衛門、大森村から小倉政右衛門・肥田永三郎・肥田藤九郎・渡辺国三郎・田中友七ら5人が出頭。順次、提出書類についての口上の書き取りが行われた。この日は大森村に

対する尋問がほとんどなく、とくに羽崎村に対して「旧二野村ノ奥山税」「山年貢割賦方」について御糺があった。

## 2 実証が困難だった山税問題

### (1) 羽崎村の実証責任

聴訟課は、水帳・皆済目録・免状などを精査すれば、第2の争点 山税問題 すなわち両村がどのような形で奥山年貢を納めていたかが判明すると考えていた。事実、大森村側には山税（奥山年貢）を納めていたことを立証する多数の免状が存在した。その免状には、たとえば「米七石八斗七升三合、山年貢定納」（寛文七末年御免状之内）などと明記されており、大森村が奥山年貢を納めていたことは一目瞭然であった。しかし他方、羽崎村の皆済目録や免状を精査しても、同村が奥山年貢を納めていたことを明確に証する記載を発見することができなかった。

### (2) 羽崎村の口上書

羽崎村は聴訟課の尋問にどのように対応していたであろうか。羽崎村は山税問題について次のような趣旨の口上書を提出している〔羽崎・二野区文書8〕。

旧二野村が奥山年貢を本郷羽崎村経由で羽崎村の地頭山村家へ上納していたことは、「天保十五年（1844）上納米帳」や「万延元年（1860）年貢受取帳」などによっても明らかである。

山税取り立て方については、「正徳三年（1713）二野村免定」「文政十年（1827）貢納目録村扣抜書」「明治四年 二野分免定」「二野村より本郷羽崎村江差出ス山年貢」「二野村山手米帳抜書」（いずれも追加提出証書）などからも明らかのように、「割込」（一括上納）の方法が採用されていた。

具体的には、旧羽崎村が「免米へ割込」、旧二野村が「身体柄二応シ割賦シ、不足ノ分ハ免米へ割込」といったように、割込法が採用されていたのであって、わが村に対して奥山年貢を納めてい



ないとする大森村の主張は当たっていない。

### (3) 「文政十年貢納目録村扣抜書」の内容

羽崎村が追加提出した上記証書は、聴訟課を満足させるものだったであろうか。たとえば、「文政十年貢納目録村扣抜書」の内容は次のようなものであった。

文政十年貢納目録村扣抜書

- 一、米貳石壹斗八升五合 升切小山手二而納  
内七斗六升五合 二ノ村より出分。

[大森区文書11]

この貢納目録村控は、本郷羽崎村が、枝郷二野村の分も含めて「升切小山手」(山年貢)を自村の地頭山村家に納めていたことを立証しようとするものであった。しかし、この升切小山手の中に二野村の山年貢が含まれていることは明らかだとしても、訴訟の争点である奥山の山年貢がそこに含まれていたか否かについては依然判然としなかった。

山税問題について尋問があった11月2日、聴訟課より、羽崎村に対してさらに委細取り調べのうえ何か古書類を提出するか、あるいは書付にて差し出すようにとの御談事があった。

## 3.2 地券調と絵図作成についての尋問

山税問題と並んで、「奥山は大森村と羽崎村の入会公有地である」と両村が合意した明治6年(1873)の地券調と絵図面の作成過程についての尋問も、詳細にわたっていた。

### 1 地券調と絵図の作成過程

#### (1) 明治6年の地券調についての尋問

『山論留記』によれば、明治7年10月22日、大森村を經由して聴訟課より差紙(召状)が届く。10月23日、羽崎村から前田翁輔・鈴木三右衛門・奥村庄右衛門の3名が、大森村からは小倉政右衛門・渡辺国三郎・

奥村喜平衛・落合常右衛門の4名が、召状を持参し出頭。当日は主として大森村の者に対して、このたびの訴訟の発端になった明治6年の地券調についてお尋ねがあった<sup>(1)</sup>。お尋ねの要点は、なぜ「大森村と羽崎村の入会共有地」ということになったのか、なぜいったん同意したことを大森村は覆そうとしたのか、等々であった。矢野原様が口書を取る。

#### (2) 惣山見分と地券願下げについての尋問

10月26日、祭日であったが両村出頭。明治5年の地境調査に際して行われた久々利惣山見分と、その翌々年の地券願下げについてお尋ねがあった。羽崎村は、惣山見分については委細が分かりかねたので、書類の取り調べのため鈴木三右衛門が帰村し、前田翁輔・奥村庄右衛門が出頭。この日は初めて邨井様——後に大森村の側から問題視される人物<sup>(2)</sup>——が御掛主任として登場し、最初からの手続きを順次お尋ねになる。

その後、10月27日～11月12日、邨井様と矢野原様が交互に毎日尋問。両村に対して、地券の願い下げについて大森村の落合常右衛門が羽崎村の林伊兵衛方へやって来た次第、ならびに山境見分参加者の名前などをお尋ねになり、一々口書を取る。

#### (3) 地租改正掛附属や隣村に対する尋問

11月13日、各村より1人、「実意之处御聞取御承知之上」出頭するようにとの仰せがあり、午前より大森村の小倉政右衛門、羽崎村の前田翁輔が出頭。口書の食い違いについてお答えする。午後より地租改正掛附属の嵯峨金一郎殿も証人として加わり、矢野原様から明治6年の地券納方についてお尋ねがあった。嵯峨殿がその経緯を申し上げると、その旨を文書にて差し出すようにとのこと。11月14日、この日は隣村の柿下村からも聞き取り。11月16日、羽崎村からは鈴木三右衛門と奥村庄右衛門が出頭。昨年5月に奥山絵図を作成し、地租改正掛附属の嵯峨金一郎殿へ差し出した件につき、口上を申し上げる。

#### (4) 羽崎村の林伊兵衛と鈴木多助を尋問

11月19日、明治6年に羽崎村戸長として奥山の絵図面の作成にかかわっ

た林伊兵衛(26歳)と、その後任の鈴木多助(37歳)の口書が是非必要だとして、飛脚にて兩人を即刻呼び出せとの御談事。鈴木多助は、大森村の落合常右衛門(実弟)と共謀して奥山をかすめ取ろうとした人物として原告大森村側から疑われており、本件尋問には欠かせぬ証人となる。

付而八伊兵衛・多助兩人儀口書二付、飛脚ヲ以出県可致候様可取斗被仰付候、右兩人之儀八私より委細申上候間御済可被下様願申上候得共、是非飛脚相立候様被仰付候。

11月21日、林伊兵衛と鈴木多助が出頭。大森村との口書の相違につき羽崎村側の答弁には「少モ間違無之段」を申し上げ、落合常右衛門と鈴木多助の共謀説を否定した。そのあと、矢野原様が鈴木多助に明治6年に地租改正掛に納めた絵図を見せながら、「これは多助が描いたものか」とのお尋ねがあった。これに対して鈴木多助は、「私が描いた絵図は地租改正掛附属の嵯峨金一郎方にあり、上様(=岐阜県参事小崎利準)へ納めたものは中村の原貫一が描いたものである」とお答えする。

11月24日、鈴木多助が帰村。11月25日、林伊兵衛も帰村し、奥村庄右衛門が1人郷宿に残る。11月26日、奥村庄右衛門が出頭。原被告双方に色々とお尋ねがあった。11月30日、奥村庄右衛門も帰村。

## 2 尋問によって明らかになった点

奥山訴訟はどのような背景の下で起こったか。大森村の村役人の口上によって以下の点が明らかになった。

### (1) 明治5年の地券調の経緯

大森村の副戸長であった落合常右衛門は、明治5年の地券調当時の正副戸長体制の内実について、こう述べている。

自分儀明治五年三月ヨリ中組副戸長相勤、年番準二付公務等万事取扱、同年八月頃村々地券取調之御達有之、上組戸長奥村又右衛門・下組副戸長日比野善八共々尽力仕候処、又右衛門義八実母病氣、善八儀八自身寒ニテ折々欠席致候得共、自分宅ニ於テ取調仕候、又右衛門ニ於テ八実母病氣差重リ二月下旬ヨリ引籠居終ニ三月下旬ニ至リ実母死去仕、其後介抱二疲レ

ノ趣ニテ引籠、善八義八兎角不參勝ニテ取調方延引ニ及ヒ、書届之儀申遣候得共書届不致。[大森区文書 1]

当時の大森村の事務は輪番制と年番制による三人体制で行うことになっていた(表 1 参照)。しかし、実際には、戸長奥村又右衛門(39歳)は実母病気による長期介護のため、また副戸長日比野善八(年齢未詳)は自身病気による公務不參勝ちのため、当時のもう 1 人の副戸長であった落合常右衛門に村内公務全般ならびに地券関係事務を一任していたことが分かる<sup>(4)</sup>。

## (2) 明治 6 年の奥山絵図が作成された経緯

奥山の絵図作成についても、他人任せになっていた。大森村戸長の肥田藤九郎(前記奥村又右衛門の後任、年齢未詳)は、「十一月絵図面出来候間、調印之儀常右衛門ヨリ以定使ヲ申越候間、右図面江調印仕度」旨を伝え、定使いに印形を持たせたと口上している[大森区文書 1]。また、副戸長の田中友七(前記日比野善八の後任、38歳)も同様、絵図の調印に際しては印形を定使いに持たせて落合常右衛門に手渡したとして、次のように口上している。

落合常右衛門義者は迄之手続ヲ以吾人ニ而引受呉候故、自分義八立合不申、図面出来之上調印之義者定使ヲ以申越印形相渡シ候間、常右衛門一己ニ而調印仕、(中略)右図面如何様取調有之候哉、出来之上ハ一覽不仕。[大森区文書 1]

大森村の正副戸長 4 人(奥村又右衛門・日比野善八・肥田藤九郎・田中友七)とも、奥山をめぐる両村の対立など、どこ吹く風といった感じで、奥山の帰属ないし入会についてまったく危機感を有していなかったかのごとくである。

- (1) この日、小前衆の詰問を受けて(本稿 1.1 参照)副戸長を辞任していた落合常右衛門が、地券調と絵図の作成過程について尋問を受けている。
- (2) 御掛の邸井様は、後に東京上等裁判所で係争中に大森村から「岐阜県之不昧裁邸井」などとして問題視される(本稿 7.2 参照)。
- (3) 実母の病気と死亡のため家に引き籠もり戸長職を投げ出していた奥村又

右衛門と、自身病気のため公務不参勝ちであった副戸長日比野善八。しかし彼らははっきりとした大森村の指導者層の一員であった。奥山訴訟が始まると、訴訟費用調達のため自身の土地を担保に提供したり(本稿5.1参照)、岐阜県聴訟課に頻繁に出頭したりして活躍する。

- (4) そうしたなか、明治5年11月に実施された奥山の山境見分もまた他人任せになっていたことが判明する。すなわち、大森村の事務全般を任されていた副戸長の落合常右衛門は、多忙のためこの山境見分に参加することができず、同村の古山伝七(48歳)・肥田永三郎(年齢未詳)の2人を参加させている。そのときの様子について古山伝七は、字根之上の境界に関しては双方ともに「異論」がなかったが、「別段境杭等八相立不申」と口上している[大森区文書1]。他方、羽崎村の者は、日を改めてまた山境見分を行うと約束していたにもかかわらず、大森村からは何らの申し越しもなかったとしつつ、「境界大略相分居二付別段催促も不仕」と口上している[羽崎・二野区文書8]。両村とも、奥山が深刻な係争地であるとは考えていなかったことが読み取れる。

### 3.3 至難であった入会地境の確定

聴訟課での尋問によって明らかになったのは、明治5年(1872)の地券調と絵図作成過程に見られた戸長役場内の連係の悪さということであった。しかし、そうした連係の悪さは戸長役場体制が導入される以前の村方三役時代から存在していた。さらに、それは大森村に限ったことでなく、羽崎村においても同じ状況が生じていた。

#### 1 明治3年の村鑑作成と村役人

奥山に関する事務が他人任せになるという弊害は、正副戸長体制が導入される以前から存在していた。明治3年8月に大森村の庄屋に就任した渡辺儀三郎(39歳)は、明治3年の時点で村鑑帳に「奥山は大森村・羽崎村の共有」と記載した理由について、こう弁解している。

自分儀明治三千年八月より庄屋役二而罷在、其節ノ御引渡シ相成候二付、依之村鑑帳相認メ候様被申渡候得共、根ノ上筋入会ト申儀八承知仕居候得

共、右村鑑帳認方も難斗二付、旧地頭役人江相伺申候処、奥山之内二入会場有之候得者其由書入べく候様被申候二付、其意二随ヒ相認申候、隣村境之義八書入申候へ共、入会之境界書入申事書落シ申候儀者全く不調法二御座候事。[大森区文書 1]

明治 3 年 8 月、まだ 39 歳であった渡辺儀三郎が庄屋役を引き受け村鑑帳の作成に取りかかったが、その記載方法が分からず地頭役人に伺いを立てた。しかし、「隣村境」と「入会之境界」の意味、その違いが依然よく分からず、入会の境界を記載するのを失念していたというのである。

## 2 羽崎村にも同様の問題

地引絵図の作成について、羽崎村の鈴木三右衛門は大森村側の「落合常右衛門一任説」を一蹴して、万事両村の「正副戸長集合之上」「正副戸長相互二罷出、差図仕」ながら絵図を作成したと口上している [羽崎・二野区文書 8]。

しかし、地券調の不行き届きという点では羽崎村にも同様の問題があった。地券調を 1 人で担当して苦勞した元羽崎村戸長の鈴木多助と、その跡役林伊兵衛——大森村の落合常右衛門と地券願い下げについて一悶着を起こした戸長——の口上書を見ておこう。

### (1) 前任戸長鈴木多助の口上書

大森村の落合常右衛門と同様、羽崎村で地券調を一手に引き受けた前任戸長の鈴木多助 (37 歳) もまた、「後任戸長の林伊兵衛は入会境について不案内だった」と口上している。

自分儀戸長在勤中明治五年八月、村々地券取調之儀御達有之候二付、村方地券調方担当仕居候処、去ル六年五月以来退役仕、後役林伊兵衛へ御用向申遣候得共、地券之儀尤初メ而之手続も有之候間、万端引受居候内、大森村ト入会山境界之儀者両村商議之上取究メ地券帳相調申候、其後右入会山地引画図別紙<sup>(1)</sup>二取調差出シ候様御達有之候処、伊兵衛八入会境不案内ニテ別絵図認メ方ヲモ任セ越シ候。[羽崎・二野区文書 8]

## (2) 跡役戸長林伊兵衛の口上書

他方、絵図を地租改正掛附属に提出した跡役戸長の林伊兵衛(26歳)も、「入会山について不案内だったので、すべてを前任戸長の鈴木多助に任せ、自分は出来上がった絵図を提出しただけだ」と口上している。

自分儀明治六年五月同村鈴木多助後役相勤候処、地券并二地引画図取調之儀八是迄ノ手續ヲ以外担当罷在候内、大森村ト本村入会山之儀八別画図二取調差出様御達も有之候処、自分儀右等不案内二付、右画図認メ方同人(前任者鈴木多助——筆者注)へ相任、出来之上地券掛附属中切村金一郎へ差出シ候。[羽崎・二野区文書8]

落合常右衛門一任説を一蹴していた羽崎村も、肝心の地券調が他人任せであった点においては大森村と同じであったことが、口上書から明らかである。入会境について不知であった点において、彼此通底するものがある。

## 3 混乱の原因

なぜ入会地境の確定が困難をきわめたか。それはその複雑さにあった。久々利惣山には木曾衆九家が領有する土地が錯綜しており、しかも尾張藩領と幕府旗本領に分かれていた。奥山だけに限っても——そもそも奥山と称する山がどの範囲を指すかさえ必ずしも定かではないが——、千村家・山村家・原家・馬場家らの領地が接し合うようにして当該山林を取り囲んでおり、複雑であった。<sup>(2)</sup>そして、この奥山ないしその周辺の山林には古来、近辺の村々の農民が様々な方法で入会稼ぎを行ってきた。当時の農民にとって、どこが誰の山であるか、誰がどこを利用できるかを判然と示すことは困難であった。ましてや、所有権と占有権(利用権)を区別していなかった時代のことである。登記簿などというものも存在しない。山林の権利関係はすべて曖昧であり、そうした点が入会地境の確定を困難にしたと考えられる。<sup>(3)</sup>

地券調の困難、すなわち奥山訴訟の原因をすべて村役人・正副戸長層の認識不足と怠慢のせいにすることはできない。

- (1) 地引画図(帳)とは官庁に提出される帳簿のことで、土地の所在地・用途・持主などが一筆ごとに記載されている。
- (2) 大森村は千村家、羽崎村は山村家、旧二野村は原家、小名田村は馬場家(旗本)の支配下の村であり、そうしたことが、奥山の権利関係をいっそう複雑にしていたと考えられる。
- (3) 現に奥山の権利関係については人により様々な解釈を生むことになった。ある人は、奥山は大森村のものだと考えていた。また、ある人は、大森村と羽崎村のものであると考えていた。そして、たとえば「奥山は大森村のもの」という場合の意味であるが、「もの」を自由地使用・収益・処分できる所有権に近いものとして理解している者もいれば、単なる利用権(草木を採取する権利)として理解している者もいたと考えられる。それはちょうど、海を指して「この海の魚は誰のものですか」と問われて、人が返答に窮するのに似ていたといえようか。そうした点も、入会地境の確定を困難にした原因であったと考えられる。

### 3.4 難航した山税問題

第3の争点 山税問題 について、久々利惣山の歴史(木曾九人衆の共同所領)から説き起こした羽崎村の主張には説得力が認められた。しかし、羽崎村は奥山税を納めていたことを立証する具体的証書を提出しておらず、羽崎村の主張には無理があった。『山論留記』によって見ておこう。

#### 1 山税問題の尋問と古記録の調査

##### (1) 旧二野村の奥山年貢の存否

明治7年(1874)12月15日、呼出状が届く。12月16日、聴訟課に羽崎村の鈴木三右衛門が出頭すると、旧二野村が羽崎村経由で山村家に奥山年貢を納めていたことを示す「成規」、または関連書類を提出せよとの仰せがあった。12月17日、奥村庄右衛門が郷宿へ。12月18日、奥村庄右衛門が聴訟課に出頭し、旧二野村の山税に関する古記録は存在しない旨



申し上げますと、御掛の矢野原様からこの件については、

「(旧二野村の地頭——筆者注) 原昌義ヨリ答ニ可致」

との仰せがあった。すなわち、「証拠がないでは済まされない。元地頭を訪問してでも古記録を提出せよ」とのことであった。裁判が最終局面を迎えたこの期に及んで、羽崎村には山税について依然重い立証責任が課せられていたことが分かる。

### (2) 元地頭原家の古記録の調査と提出

12月19日、奥村庄右衛門は急ぎ帰村し、名古屋へ飛脚を立てたところ、元地頭原様の屋敷に「延享二丑年之尾州郡奉行江差出候願書」と、それへの答書が保管されていることが判明。12月24日、庄右衛門が名古屋に行き、原様の屋敷から同願書ならびに答書を持参。12月25日、岐阜県へ差し出し、帰村。

しかし、聴訟課に提出した古記録は、旧二野村が山税と称するものを羽崎村に差し出していたことを証するものであって、それ以上のものではなかった。すなわち、旧二野村が肝心の奥山税を納めていたか否かについては依然不明であった。

### (3) 山税の立証のむずかしさ

奥山で入会稼ぎをしていたのは主として旧二野村であったから、その二野村が山税を納めていたか否かは、第2の争点 山税問題 の中でもとりわけ重要な争点となる。しかし、旧二野村(枝郷)が村民から徴収した山税を羽崎村(本郷)に納め、羽崎村が一括して自らの地頭山村家に上納していたとする主張を古記録によって立証するのは、至難のことであった。第2の争点 山税問題 は依然として羽崎村が抱える最も弱い環であったといえよう。

(約2か月半、呼び出しなし)

## 2 久々利惣山の原由と山税

### (1) 羽崎村の歴史認識

ここで久々利惣山の由来と奥山の山税について、羽崎村の主張とくにその歴史認識をあらためて見ておきたい。羽崎村が聴訟課に提出した答書 [本稿未掲載史料3] によれば、同村の歴史認識は次のようなものであった。

第1に、古来入会の原由について。往古、徳川家より封度の初め、千村・山村家ら木曾諸士と称せられる九家一族が一括して食邑を受領したが、山林が多かったため、それを各家所領の最寄り村々へ分与(貸与)した。山林地先の有無にかかわらず、この地方ではこれを村々の拝借地と見なし「久々利惣山」と唱えてきた。以来、「地先ト入会ト八別種ノ物」と考えられ今日に至っている。大森村が奥山の地先であるからといって、奥山の入会稼ぎを自分たちの思うままにすることはできない。久々利惣山に関係する村々の合意が必要である(本稿2.7の海老泳作書状を参照)。

第2に、山税の上納先について。大森村の訴状中「大森山(=奥山)ノ税ヲ他ノ地頭江可納理八有間敷云々ノ事」とあるが、これは誤った主張である。なぜならば、久々利惣山は「元来ノ官有地(幕府領)を九家一族が受領のうえ、それを各村の利用に供したものであるから、「現今公有地ノ名タル村民私有ノ地」でないことはもとより論を俟たないからである。すなわち、「草木伐刈ニ酬上スル」山税を各村の「所轄ノ主(地頭)に納めるのが「当然ノ儀」であることは、各々旧地頭の古記録を調べれば明らかである。

### (2) 大森村の反論

こうした羽崎村の歴史認識に対して、大森村は「答書に対する反論・荒増」の中で次のように突き放している。

右様之義八駢と相弁不申、山林分与被申付候証書御座候八、見届(2字闕字)被仰付度奉願上候。[大森区文書6]

御説は御尤もだが、確かな証書をお持ちですかといった響きがそこに

うかがえる。理論的には優れているが立証に難点があるのが、第2の争点 山税問題 に対する羽崎村の主張であった。羽崎村としても何らかのさらなる対応が必要であった。

### 3.5 白洲で口書の申渡

#### 1 差紙の到来と村方惣寄合

##### (1) 皆済目録・年貢勘定帳・宗門帳などの提出

また第2の争点 山税問題 の決着がついたとはいえなかったが、『山論留記』によれば、明けて明治8年(1875)2月3日、聴訟課より差紙が到来。両村が保管する皆済目録・年貢勘定帳・村方規定書・宗門帳などを残らず持参するよとのこと。2月7日、奥村庄右衛門が出頭し、皆済目録3冊、村方規定書・連印帳2冊などを持参し、「右之外無御座候由」申し上げると、古免状も残らず提出せよとの仰せがあった。

2月9日、奥村庄右衛門が帰村。いよいよ裁許の日も近いとの感触。

(約1か月半、呼び出しなし)

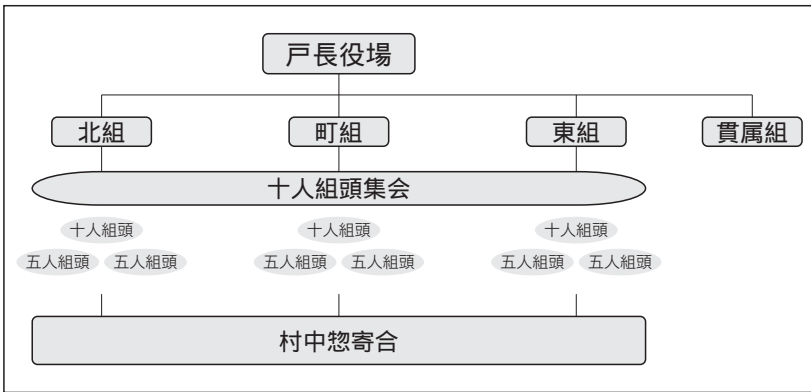
##### (2) 村中惣寄合のあと三好稲荷社に参詣

3月18日、最終的な「口書申渡」の前触れ(差紙)が大森村経由で羽崎村の林伊兵衛方へ来る。1年近く続いた戦いがいよいよ最終局面を迎えるのであろうか。両村に新たな緊張が走った日である。

3月19日、村方一同会議(村中惣寄合)が開催され、緊張の中あわただしい1日となる。羽崎村における村中惣寄合がどのような形で開催されていたかは不明だが、その点についてはこの地方の中心的存在である隣村の久々利村の例が参考になる(図7参照)。

村中惣寄合の後、鈴木多助・林伊兵衛の両人が三河の三好稲荷社に参詣し、必勝祈願。三好稲荷社には訴訟神が祀られており、控訴審のため上京するときにも同所で必勝祈願が行われている。<sup>(1)</sup>

図7 大区小区制下における久々利村の意思決定機関



注1：戸長役場・十人組頭集会・村中惣寄合の三者協働によって久々利村の意思が決定されていた。

注2：貫属組(土族)は独自に戸長役場と折衝する形で村政に参加していた。

出典：『久々利村戸長役用日記』、『久々利村御用留』(明治7年)より筆者作成。  
石川一三夫・矢野達雄編『裁判と自治の法社会史』(晃洋書房, 2020年), 129頁所収。

### (3) 村中惣寄合で地所惣代の入札

3月21日, 羽崎村の林伊兵衛と鈴木多助が先陣を切って岐阜に到着。この日, 聴訟課公事掛より申し出があり, 羽崎村でも村民の「入札」<sup>(2)</sup>により組々の地所惣代を選出することになる。

総代組相立呉候様公事係<sup>(ママ)</sup>リ之者ヨリ申出、夫ヨリ組々ニ而入札ニ致。

同日, 羽崎村の日吉社にて開札が行われる。友七・惣蔵・利左衛門・兵平・直七の5人が地所惣代に選ばれ, 「組々ヨリ委任状」が差し入れられる。これを受けて, 第二陣として鈴木三右衛門・前田翁輔・奥村庄右衛門・安藤久六が岐阜に行く。

## 2 最終的な口書の訂正と調印

### (1) 口書の読み聞かせと訂正

3月22日, ついで地所惣代に選ばれた友七・惣蔵・利左衛門・兵平・

直七らも第三陣として岐阜に到着。先に岐阜に行き郷宿で滞在していた林伊兵衛・鈴木三右衛門・鈴木多助・前田翁輔・奥村庄右衛門・安藤久六の6名と、代書人瀧野新吾君が聴訟課に出頭。口書の読み聞かせが行われる。翌3月23日、10時出頭。口書の訂正箇所について再確認が求められる。「相違無之」旨を答える。つぎに御掛の鈴木様と邨井様から論山図面の調方についてあらためてお尋ねがあり、分見法の委細を申し上げる。同日午後2時頃、口書の申し渡し。

同日午後二時頃口書御申渡二付、三右衛門・多助・久六・伊兵衛出県、御白洲二而御懸鈴木君・邨井君御申渡、即座二調印銘々可致事。

## (2) 口書の読み聞かせと調印

3月24日、8時頃、鈴木三右衛門・安藤久六が出頭し「御裁判之受書」を提出する。3月25日、羽崎村から鈴木三右衛門・前田翁輔・安藤久六・奥村庄右衛門の4名、大森村から小倉政右衛門・渡辺国三郎・落合常右衛門<sup>(3)</sup>・奥村喜平衛の4名が出頭。「白洲」にて、御掛の鈴木様と邨井様により、これが最後となる口書の読み聞かせと調印が行われる。

廿五日、御呼出相成、鈴木三右衛門・前田翁輔・安藤久六・奥村庄右衛門右四名罷出、御白洲おゐて鈴木様・邨井様より先般差上置候口書御読聞ケ成り、調印御取被成候事。并二大森村小倉政右衛門・渡辺国三郎・落合常右衛門・奥村喜平衛右四名罷出、本村同様印形御取之事。

口書は両村の代表(戸長・副戸長・小前惣代ら各村4名)が署名捺印する法廷の公的記録であり、判決の重要な基礎資料となる。一語たりともおろそかにはできなかった。

## (3) 法廷での両村の優劣関係

白洲で口書が調印されたこの時点で、仮に聴訟課での攻防における双方の優劣関係を整理しておくこと概略次のようになる。

第1の争点 根之上問題 については羽崎村の優位が動かしがたい。仮に「写し」ではあっても、羽崎村提出の延享3年(1746)尾張藩裁許状に「名古屋道より東之分、羽崎村・二野村・大森村右三ヶ村互二入会

木草苅取、少も異論不可有候」[本稿末掲載史料1]と明記されているからである。第2の争点 山税問題 については、寛文7年(1667)から慶応4年(1868)まで旧地頭千村家に一貫して「山年貢、米7石8斗7升」を上納してきた大森村が圧倒的に優位である。これといった証書を提出できていない羽崎村の劣勢は覆いがたい。第3の争点 奥山南部の開発問題 については、宝暦12年(1762)山林売買証文や嘉永7年(1854)田地売買証文などを提出している大森村と、文化年中の雨池新築に関する書状や同年中の雨池新築達書などを提出している羽崎村が、ほぼ互角の戦い——ないしは大森村が幾分優位の戦い——を進めていたと見て大過ない。

- (1) 『山論留記』には神社参詣についての記載が頻出する。この点については、本稿第6章「裁判と神社参詣」参照。
- (2) 当時の村の生活と「入札」は切っても切れない関係にあった。県に対する検見嘆願運動(租税軽減運動)実施の可否を問う重要案件はいうまでもなく、村田地世話人の人選や橋普請の任務分担、内済、村役人の決定などに際しても村民の入札がよく行われていた。当然、入会訴訟に関しても入札が重視されていたわけで、「仲間的共同体」(実在的総合人)としての村は入札制によって支えられていたといっても過言ではない。石川前掲論文(序章の注5)参照。
- (3) 10月22日の証人喚問に引き続き、落合常右衛門の名前が登場する。小前衆に詰問された落合であったが、正式に訴訟活動に復帰していたことが分かる。山論訴訟を続けるためには何よりも村役人層の団結が必要であった。

### 3.6 古記録を求めて山村家を訪問

山税問題についての羽崎村の説明に岐阜県常務課は納得していなかった。しかし、聴訟課の邨井様のお言葉を受け急展開を遂げる。常務課から元山村家家臣の海老久左衛門に連絡があり、海老の紹介により羽崎村の者が山村家の旧役所があった中津川を訪問。山税に関する古記録のさ

らなる探索が始まることになった。この間の緊迫した経緯については『山論留記』が詳細である。

## 1 羽崎村の説明に常務課が納得せず

『山論留記』によれば、明治8年(1875)3月25日、聴訟課での最終的な口書の調印の後、羽崎村の者が常務課に呼ばれ奥山税の件について実務的な確認があった。「山税ノ書別ケ」に関するもので、「他の品目と混在させない形で奥山税の金額やその賦課方法を明確に示す古記録は存在するか」というのが、常務課掛官のお尋ねであった<sup>(1)</sup>。

しかし、簡単なようでむずかしいのが「山税ノ書別ケ」である。実務的とはいえ、核心を突いたこのお尋ねにしっかりお答えできなければ、他の争点においていかに優勢であっても勝訴はおぼつかない。羽崎村は、「本村の山税は旧地頭の頃から奥山を含む久々利惣山に対するものであって、しかも慣例により大縄場の租税などと割込ないし束込(一括上納)になっているため、古記録上判別しにくい。しかし、羽崎村が奥山税2石1斗8升5合を上納してきたことは疑いない」と縷々説明した。しかし、常務課は羽崎村の説明に納得せず、「書別ケ之儀、決テ不行届」との手厳しいお言葉が返って来た。

夫ヨリ追々願出候常務掛、入会山税之儀大縄場へ束込二相成旧地頭ヨリ御引渡し二相成居候付、右山税式石壹斗八升五合八入会税二付御書別ケ段々相願候得共、書別ケ之儀決テ不行届儀被仰付、其日八引取。

明確な「書別ケ」ができなければ、羽崎村が奥山税を上納していたと認定することはできない。この常務課の見解は容易に変わりそうもなく、やむなく「其日八引取」となった。

## 2 聴訟課の邨井様の仲介

### (1) 「最早裁判遠からず」

3月26日、羽崎村の者が聴訟課に出頭し御掛の邨井様にお会いし、昨

日の常務課の見解を伝えた。すると、邨井様から「当方にて、山税の書別けについて常務掛と話し合いを行う」とのお言葉があった。

聴訟課邨井様ヨリ此山税之儀二付、書別ケ之儀常務掛へ御打合被下候様被仰聞候。

3月27日、聴訟課から呼び出しがあり、昼後より前田翁輔・鈴木三右衛門・奥村庄右衛門の3名が腰掛にて待っていると、午後4時頃に邨井様との面談が実現し下記引用のような仰せがあった。「参事様へも申上」「不行届節八旧地頭山村家呼出」「最早裁判不遠」云々の文言が見受けられる。手厳しいようで、羽崎村にとっては実に有難いお言葉であった。とくに、「参事様へも申上」「不行届節八旧地頭山村家呼出」との邨井様のお言葉には、岐阜県参事小崎利準を後盾とした、新時代（御一新）を担う地方官僚の台頭を実感させるものがあった。

邨井様より被仰渡、追々願之趣山税大縄場之儀書分ケ事、篤与調ノ上参事様（岐阜県参事小崎利準——筆者注）へも申上、不行届節八旧地頭山村家呼出ノ上、書分ケ相成候間、其段相心得、最早裁判不遠相成候間、右承知致居仰二付、庄右衛門老人残、鈴木・前田両名八廿八日早朝帰村致候事。

## (2) 大森村の側に残った疑念

現行の民事訴訟では、証書の収集を原被告に任せる当事者主義が大原則で、裁判官が証書の収集につき一方の当事者に加担するということはない。しかし、当時の裁判においては職権探知主義が広く認められており、そこから職権を行使した「依怙臆の疑い」が生じる余地がないわけではなかった。事実、判決間近となったこの間の聴訟課とくに邨井様の一連の言動については——岐阜県参事小崎利準の悪評とからめて——、のちに大森村から疑念をもって見られることになる（本稿第7章「裁判の裏面」を参照）。

## (3) あらためて常務課からお呼出し

3月31日、聴訟課の邨井様の働きかけが功を奏したのか、常務課からお呼び出し。先般願い出の「山税ノ書別ケ」の儀につき、「委細反別、



字山とも画図面にして早行差出せ」との仰せがあった。奥村庄右衛門が聴訟課に出頭し、邨井様に常務課のお言葉をお届けする。邨井様より、

「書別ケ出来不申内八、裁判無之」

との仰せがあった。聞き方によっては、この争点2 山税問題 に関して「書別ケ」さえできれば勝訴は疑いないと言っているようなもので、まさに渡りに船を得たようなお言葉であった。4月1日、邨井様のお言葉を村に伝えるため、奥村庄右衛門が帰村する。

### 3 山税の古記録を求めて中津川へ

#### (1) 元山村家の家臣が羽崎村を訪問

4月4日、元山村家久々利詰家臣の海老久左衛門殿<sup>(2)</sup>が羽崎村を訪れ、昨日、岐阜県常務課より書状が届いたとのこと。同書状の内容は、羽崎村が「奥山税を山村家に納めていた」と主張しているので、それを裏付ける古記録を入手できないかというものであった。

しかし、当の海老久左衛門は足痛のため山村家旧役所があった中津川を訪問することができない。そこで、誰か代わりに行ってもらえないかという話になり、翌4月5日、羽崎村の鈴木三右衛門と林利左衛門の両人が中津川に出立することになった。

#### (2) 鈴木三右衛門らが中津川の小林安兵衛宅を訪問

4月6日、羽崎村の2人は、さっそく中津川の小林安兵衛宅を訪問。海老久左衛門の添書と常務掛の御状写しを示して、調査の協力をお願いした。しかし、小林安兵衛殿は「自分は病気だし、旧記録も散乱しているので調査はむずかしい」と述べ、要するに返答は芳しいものではなかった。これに対し、鈴木三右衛門らは「それならば福島表へ出向き元地頭山村様に直談判する」「そのうえで、もし交渉が不調に終われば書面にてその旨を申し受け(それを岐阜県に提出する)」と、強く出た。

安兵衛殿八当時病氣二而引籠居候、猶亦書類与申モ多分散乱致シ更ニ相分兼候得者、御氣毒ながら御断申ト相答二付、兩人モ殆ト当惑致し、此上八福

鳥表へ参り元地頭様江御願、其上山村家不調之段御答書申請立帰可申旨小林へ申置、暇乞二立至候得者――。

### (3) 山村家の御屋敷を訪問

すると、岐阜県常務課ひいては御一新を担う小岐県政の威光に圧されたのか、小林安兵衛殿は「山村様に直談判とはあまりにも恐れ多い」「しかし、そこまで申すならば倅を同道させるので、幸い当地に滞在している御隠居様のお世話をしている側役忠且殿にまずお会いしたら如何か」ということになり、山村家の御屋敷を訪ねることになった。

小林氏被申候二八旧地頭様へ御直談ト八余リ恐多キ事、併御地頭御隠居様此節当地へ御越シ相成居候得バ、拙者八病氣故倅を以御側役忠且殿迄按内可致旨申呉（候脱力）二付、然八御供可仕候、兩人同道二而元役所御隠居様御屋敷罷越。

### (4) 御側役忠且殿との面談

こうして、羽崎村の者が御側役忠且殿にお会いし、山年貢に関する「免定」（年貢割付状）一通をお見せすると、忠且殿から「ケ程慥成免定二山年貢之訳判然ト記載有之上」は羽崎村が山税を納めていたことに相違ない、とのお言葉があった。そのうえで、同屋敷にたまたま滞在していた元地頭山村様と内々に相談の後、海老久左衛門宛の書状を認めて鈴木三右衛門らに手渡してくれたのである。

右忠且殿へ段々事柄并二免定壹通相見セ候得バ、忠且殿被申候二八、ケ程慥成免定二山年貢之訳判然ト記載有之上、此方之調違相決シ、夫ヨリ内々御隠居様ト御相談之上久左衛門殿へ頼状参り、右之状兩人受取尤モ文意モ拝見、翌七日引取。

## 4 元山村家家臣が常務課に出頭

### (1) 書状を常務課に提出

4月7日、鈴木三右衛門らは帰村し、元山村家側役の忠且殿から手渡された書状を元山村家家臣の海老久左衛門殿に渡す。4月8日、海老久左衛門殿が足痛をこらえ岐阜県常務課へ出頭し、同書状を提出。

しかしその後、郷宿にて待てども聴訟課から何らの沙汰もなかった。4月15日、羽崎村の渡辺治郎兵衛が県に出頭し聴訟課に伺いを立てたところ、次のような回答があった。決定的お言葉というべきか、裁判が終局に向けて動き出していることが感じられる有難いお言葉であった。

「山村家へ係り暫吟味訳も有之、先々帰村可致」

## (2) 決め手となった元山村家御隠居の書状

山村家から手渡された書状は現在残っていないので、その内容は不明である。しかし、その書状が書かれるに至った経緯から見て、そこには「羽崎村が奥山の山税を納めていたことは免状の内容からも明白である」とする一筆が認められていたと考えられる。すなわち、海老久左衛門が岐阜県常務課に提出したのは、これまで発見されていなかった古記録——山税の書き別けを明記した元山村家の公式の旧記録——そのものではなく、「此方ノ調違」を認めた元山村家御隠居の所見を記した書簡に過ぎなかったと考えられる。しかし、これが有力な証書として採用され、羽崎村の優位が確定的になったのである。

- (1) 常務課の職務は、岐阜県の常務掛事務条例（『岐阜県史史料編近代1』1998年、所収）により税務全般にかかわるが、そのうち本件に関してはとくに「其一、部内年々田畑ノ租額ヲ定ムルヨリ、大縄場其他山野ノ税」についての事務が関係する。常務課は「大縄場其他山野ノ税」に関して、「成規例格ニ照シテ之ヲ調理シ、雛形ニ倣テ帳簿ヲ製」する権限を有しており、「一切定限アル進達書類ハ、其期ヲ愆ラサル様注意スヘシ」とされていた。
- (2) 海老久左衛門については、石川前掲論文（序章の注5）参照。海老は久々利村在住の土族であり名望家で、同村の戸長日記にその名が頻出する。

## 3.7 岐阜県の裁許状

大森村と羽崎村の間で奥山の入会をめぐる山論が発生したのは明治7年(1874)の春のことである。小前衆の突き上げによって両村の争論が

激化し、戦いは岐阜県聴訟課に持ち込まれて村役人層の郷宿での生活が続いたが (表5参照)、約1年後、ようやく裁許が下ることになった。

## 1 裁判相済む

### (1) 提出書類の下げ渡し

『山論留記』によれば、明治8年4月21日、羽崎村の鈴木三右衛門が岐阜の郷宿玉井屋に着く。4月22日、聴訟課に出向くと、御掛の矢野原様から、提出書類を残らず差し戻すので先般渡した袋を持参せよとのこと。郷宿に帰り、袋を持参して聴訟課に出頭。書類を残らず受け取り、そのうち皆済目録を常務課に渡す。

4月26日、前田翁輔が郷宿玉井屋に着く。翌日、聴訟課に出頭し、免状30余通がまだお下げになっていない旨を申し上げると、吟味のうえ返却するので昼過ぎに来いとのこと。午後3時に捺印のうえ同免定を受け取る。

### (2) 岐阜県の裁許が下る

同日、鈴木三右衛門・安藤久六・奥村庄右衛門・林伊兵衛ほか、村中惣寄合での入札によって選出され、組々の委任状を持つ地所惣代の鈴木友七・佐橋惣蔵・林利左衛門・藤掛直七・本田兵平ら5名が、代書人瀧野新吾君と同道にて郷宿に到着。

4月28日、「御裁判相済」。

## 2 裁許状の内容——その論拠と結論

岐阜県聴訟課での攻防を経て、「根之上にとどまらず、立石新田を除く奥山のほぼ全域に対する羽崎村の入会権が認められる」(図4・6参照)とする羽崎村勝訴の裁許が下された<sup>(1)</sup>。三つの争点に沿って裁許状の内容を整理しておこう [本稿末掲載史料4]。

### (1) 第1の争点 根之上問題

岐阜県裁許状は、根之上問題について大森村の主張を次のようにこと

ごとく斥けている。

大森村は根之上が奥山の一部であることを証するため旧絵図写し(正保年中の村控)を提出しているが、右絵図の本紙と考えられる尾張藩役所保管の古絵図と照合するに、同図中には「根之上」の文字が存在しない。(旧絵図写しの真贋が問われる)

明治3年に大森村が自ら作成し旧笠松県に提出した村鑑帳にも、「惣山(=奥山)八羽崎村ト入会云々」との記載がある。(奥山が両村の入会地であることは、大森村も、つとに認めていたところである)

さらに奥山の实地検証によっても、根之上の範囲を示す境界塚などを確認することができなかった。(「奥山」と「根之上」は異なるとする大森村の主張は信用できない)

## (2) 第2の争点 山税問題

裁許状は山税問題については何ら判断を示していない。すなわち、岐阜県裁許状は、「無税で羽崎村の入会を認めてきた」とする大森村の主張に対しても、また「従来山年貢2石1斗8升5合を納めてきた」とする羽崎村の主張に対してもなんら言及していない。終盤の法廷で大きな問題になり、「山税ノ書別ケ」を示す古記録が提出できなければ判決は下せないとまで言われていた争点でありながら、山税問題について岐阜県裁許状が何ら言及していない点が注目される。<sup>(2)</sup>

## (3) 第3の争点 奥山南部開発問題

裁許状は奥山南部開発問題について五分五分の痛み分けの判断を下している。

まず、羽崎村の主張に対して、「文化年中の大森村雨池新築の節の古書類、ならびに官員による同雨池の实地検証によれば、奥山南部には羽崎村民が当時利用していた古道が存在することが認められる。すなわち、すでに文化年中において同所が羽崎村の入会地になっていたことが察せられる」としている。

他方、大森村の主張に対しても、「争論地のうち、とりわけ立石新田の畑・小林ならびに荒神山神境内に関しては、従来大森村の者のみが進退していたことが明白である」としている。

#### (4) 羽崎村の勝訴

岐阜県裁許状は上記のような点を根拠にしつつ、大森村提出の延享2年(1745)幕府裁許状と羽崎村提出の延享3年尾張藩裁許状が最も信用できる証書であるとの見地から、「大森村所属」と認定しつつも、次のように結論している。<sup>(3)</sup>すなわち、「所属」(所持)と「入会」(山稼ぎ)の観念は必ずしも一致しないとする判断がそこに示されていた。

就テ八今般争論之箇所地八大森村所属ト相定メ、立石新田之畑小林并右境内ヲ除ク外、名古屋道東之方一円羽崎村入会相互に木草刈取可申。[本稿末掲載史料4]

当初、この訴訟は大森村が優位に立っていると見られていた。すなわち、羽崎村は、岐阜県地租改正掛から「旧幕御判物二不劣確証無之上八、大森村江熟済方示談仕候より外御扱方不被為在」と説諭されていたほどである(本稿1.2参照)。しかし、最終的には聴訟課での尋問を経て、「所属」と「入会」はその意味が異なるとする裁許のもと、羽崎村が勝訴を勝ち取ることになったのである。<sup>(4)</sup>

訴訟入費については、明治5年制定の訴訟入費償却仮規則のとおり大森村が羽崎村に償却するとされた。

(1) 岐阜県の聴訟課聴訟掛事務条例第24条には、裁許言渡について「裁許言渡当日ニ至リ、原被人ノ内一方欠席ノ者アルモ、不省シテ言渡スヘシ。但、本文ノ趣ハ、予メ双方ヘ言聞セ置クヘシ」とあり、同第25条には「右欠席ノ者ハ、言渡ノ日ヨリ三日間ニアラハ、不服ノ旨ヲ陳スルヲ得ヘク、然ル時ハ相手方ヲ呼出スヘシ。右陳スル所不条理ナラハ、直ニ採用ナリ難キ旨ヲ達スヘシ」とある。また同第31条は、裁許言渡の文案について「裁許言渡ノ文案ハ、書記之ヲ言渡書ニ記載シ、書記并掛員共一同押印スヘシ。但、訴訟番号ヲモ端書スヘシ」と定めている。

(2) 裁許状は、岐阜県常務課の依頼により提出された元山村家頭首の「書状」

(本稿3.6参照)にも言及していない。「延享三年尾張藩裁許状及旧地頭中津川役場ノ旧記等何レモ入会之証拠二有之」とする、羽崎村の主張に触れているのみである。山税問題は近世・中世の歴史認識にかかわる難問であったから、あえてそこに踏み込まなかったと考えられる。

- (3) 延享年中の二つの裁許状の結論部分をどう組み合わせ、どう判決に生かすか。「所属」(所持)か「入会」(山稼ぎ)か。すなわち、「今般論地ノ儀八大森村所属」とする延享2年幕府裁許状を重視するか、それとも「名古屋道東之分両村互入会木草刈取来段是亦無紛候」とする延享3年尾張藩裁許状を重視するか。その辺りが難しいところであったと考えられるが、岐阜県裁許状は二つの裁許状を両にらみつつ、疑わしきは斥けるという証書の消去法によって羽崎村の勝訴を言い渡したといえよう。
- (4) もとよりこの裁判言渡によっても、大森村が奥山に対する地盤所有権を失ったわけではない。大森村が失ったのは、地盤の上に生育する草木を独占的・排他的に採取する権利であった。しかし、当時の農民にとって山林の価値とは、地盤そのものではなく地盤の上に生育する草木を採取すること(利用権)にあったから、その権利を他村によって制限されるということとは、やはり手痛い敗北であったといわなければならない。

### 3.8 概括

本章では東京上等裁判所の判決の広大な裾野を探ることを目的として、岐阜県聴訟課での尋問(明治6年10月以降)を時系列に沿いながら、古書類の提出と山税問題、地券調と絵図作成についての尋問、至難であった入会地境の確定、難航した山税問題、白洲での口書の申渡、古記録を求めて山村家を訪問、等々について述べてきた。とくに地券調と絵図作成についての尋問が行われたときや、古記録を求めて山村家を訪問したときなどには緊迫した場面が次々に見られたが、それらはいずれも判決の文言を読むだけでは到底うかがい知ることのできない世界である。

当時の裁判の立証方法にはどのような特徴が見られたか。また、郷宿滞在日・出廷日・訴訟入費など裁判を担った人たち(原被告)にはどのような重圧、負荷がかかっていたか。さらに、長期にわたる裁判を支え



推進した主体すなわち村の内部体制はどのようなものであったか。三つの観点から概括しておきたい。

### 1 聴訟課での立証方法の特徴

まず、聴訟課での尋問を通して見られた立証方法の特徴についてである。

第1に、当時の裁判においても現在と同様、証拠方法として人証と物証があり、人証としては双方の村役人(当事者本人)や地租改正掛附属・柿下村役人など(証人)、物証としては書状などの古書類(文書)や奥山現地見分で確認した雨池中の古道跡など(検証物)が存在した。

第2に、聴訟課での証拠調べは、当事者主義(当事者進行主義・弁論主義)ではなく職権主義(職権進行主義・職権探知主義)を基本に進められていた。しかし、当時の訴訟においても、基本的には文書による合理的な立証が重んじられていたという点が見落とされてはならない。聴訟課では、まず原告が提出した証書についてその真偽が問題とされる。そして、証拠不十分と見なされれば、さらに補充的に証拠の提出が求められ、仮にそれが存在しない場合にも「手持ちの書類を全部持参せよ」との談事となされ、次第に争点整理が進むとともに立証が深められていた。

第3に、当時の裁判においては、基本的に過去の書類すなわち古書類の証拠力(証明力)が高いとされていた。とくに、原告双方において疑義のない古書類(争いのない事実)は真正なものとされ、双方に対して強い既判力を有すると考えられていた。その中でも、とりわけ官庁の古記録、たとえば幕府や藩の裁許状には疑問を挟む余地がない絶対的な証書とされていたことが分かる。ただし、仮に原告が提出した古書類が真正なものであっても、それは所詮過去(その大部分は江戸時代)の事実を示すものでしかない。したがって、それがそのまま現在なお妥当するか否かは別途考慮しなければならないと現代の裁判官は考える。しかし、当時においては、旧時代のものであっても——というよりも旧時代のも



のであるが故に——それを神聖視するのが裁判の常道であった。<sup>(1)</sup>

第4に、聴訟課での立証方法に関連し、代書人の役割についても指摘しておかなければならない。羽崎村の代書人については裁判が始まった当初、若干の混乱があった。<sup>(2)</sup>しかし、膨大な証書(古書類)を読み解き、それを争点に沿って整理しつつ明快な文章で訴状や答書を作成するためには、代書人の役割が欠かせない。<sup>(3)</sup>小前衆の突き上げによって始まった訴訟ではあるが、それを勝ち抜くためには、結局のところ村の知識人としての村役人層と経験豊かな代書人の連携と協働が不可欠であったと考えられる。奥山訴訟については両村ともに聴訟課に提出した膨大な証書が存在するが、その大半は村役人層と代書人の連携と協働によってもたらされたものである。

## 2 郷宿滞在日・出廷日と訴訟入費

つぎに、裁判を担った人たちについてである。

この点については、明治7年(1874)5月22日(提訴)から明治8年4月28日(裁許)までの11カ月余の間に、羽崎村の者は計126日間も岐阜の郷宿に滞在していたという点が重要である(表5参照)。これに奥山見分と絵図作成に要した11日間と、官員による現地奥山見分に同伴した4日間を加えると、総計141日間も訴訟に関与していたことになる。2,3日に1日の割合である。そのうち出廷日数は判決日を入れて45日となる。史料が存在しないので計算できないが、大森村の場合もほぼ同様であったと考えられる。

これを訴訟入費に換算すると、<sup>(4)</sup>岐阜への往復費を含む羽崎村の出廷費用が計103円35銭、代書人雇料が計48円75銭で、総計152円10銭となる。当時の羽崎村の大工日当は20銭と考えられるから、<sup>(5)</sup>その費用は大工賃のおおよそ760日分に相当する。もっとも、これは狭義の訴訟入費であって、実際にはそれ以上出費していたことはいうまでもない。膨大な日数と費用が訴訟に投じられていたことが分かる。

表5 聴訟課への出廷日と郷宿滞在日 (明治7年5月 - 明治8年4月)

		明治7年							明治8年				
日	月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
1				A									
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8			A										
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22		提訴											
23													
24													
25													
26													
27													
28			A	B									判決
29													
30													
31													

注1：網掛けは羽崎村の代表の郷宿滞在日を示す（大森村の場合もほぼ同様と考えられる）。

注2：印は聴訟課への出廷日を示す。

注3：Aは原被告が共同で奥山を分見し絵図を作成した日を示す。

注4：Bは岐阜県官員が奥山の实地検証をした日を示す。

出典：「大森村羽崎村入会山論留記」などより筆者作成。

### 3 訴訟を支えた村の内部体制

最後に、長期にわたる訴訟を支え推進した主体である村の内部体制について概括しておく。当時の訴訟は文字通り村ぐるみの戦いであった。

第1に、岐阜県聴訟課への出廷日(事務の出頭も含む)は全部で45日であったが、その法廷での答弁(攻撃と防御)を直接に担った人たちは大森村が小倉政右衛門・落合常右衛門・古山永治郎・渡辺国三郎・奥村喜兵衛・渡辺儀三郎・肥田藤九郎・田中友七・古山伝七・肥田栄三郎・奥村又右衛門・日比野善八・速水小六郎・永三郎(姓不明)ら14名。羽崎村が林伊兵衛・鈴木多助・渡辺治郎兵衛・安藤久六・奥村利吉・本田要助・前田翁輔・鈴木三右衛門・奥村庄右衛門ら9名であった。それに、羽崎村の場合は、明治8年3月24~25日に行われた口書の申渡・調印日に岐阜の郷宿に集結した鈴木友七・佐橋惣蔵・林利左衛門・藤掛直七・本田兵平ら5名の地所惣代が補助的に加わるので(大森村の地所惣代名は未詳)、法廷での答弁を直接間接に担った人たちは総計14名となる。

第2に、この14名という数は羽崎村の場合、全戸数254戸の6パーセントにも満たない。また大森村の場合も全戸数202戸の7パーセント弱にとどまる。しかし、それはあくまでも法廷内でのことであって、わずかに5~7パーセントの者が全体としての奥山訴訟を担っていたと考えてはならない。彼らは正副戸長・地所惣代あるいはその代人であり(広義の村役人層<sup>(6)</sup>)、いずれも村中惣寄合で選ばれ村民から委任状を託された人たちである。村民の総意に支えられて、輪番で法廷での戦いを担っていたという点が看過されてはならない。

第3に、しかも、ここでとくに指摘しておかなければならないことがある。それは法廷での応酬に加わった彼ら村役人層はいずれも20~40歳代で、比較的若かったという点である。彼らは少なくとも「古老」(故老)<sup>(7)</sup>と呼ばれるには程遠く、奥山の入会の歴史と現状について十分な知識を有していない世代に属していた。したがって、まず古老の知識、そして小前衆の支持なくしては、すでに見てきたような村役人層の献身

的活動は到底起こりえなかったと考えられる。

第4に、訴訟を支えた村の内部体制を語るためには、明治初期の大區小区制下における村の意思決定機関が具体的にどのような仕組みになっていたかを知る必要がある。この点、大森村と羽崎村の当時の意思決定機関については未詳であるが、隣村の久々利村の制度が参考になる(図7参照)。大森村・羽崎村には貫属(士族)がいないのでその点が異なるが、この地方の村の意思決定が「正副戸長らの村役人会議」、「十人組頭集会」(あるいは五人組頭集会)、「村中惣寄合」の三者協働によってなされていたことは疑いないところである<sup>(8)</sup>。しかし、とくに奥山訴訟に関しては事あるごとに村中惣寄合が開催されていたように——たとえば、口書申渡が行われることを知らせる差紙が到来したときの村中惣寄合(明治8年3月19日)の開催——、原則として村役人層の意見よりも小前衆の意見が重視されていたと考えられる。すなわち、少なくとも訴訟期間中は上記「三者協働」のうち、とくに村中惣寄合が最終的決定権を有していたと見て大過ない。(村役人層の活躍を支えた「村借と村民の誓約」については、本稿5.1などで詳述する)

- (1) 渡辺洋三『農業水利権の研究』(東京大学出版会、1954年)、前篇第三章参照。
- (2) 代書人をめぐる混乱については、本稿2.2参照。
- (3) 代書人の役割ならびに代言人については、本稿2.1の注(6)の訴答文例の規定を参照。
- (4) [可児市史第6巻掲載105]参照。
- (5) 「可児郡各村略誌抜 明治14年」『可児町史史料編』(1978年)所収、1056頁参照。
- (6) 当時はすでに法令上、官選による正副戸長制が導入されていたが、正副戸長は依然「村役人」と呼ばれていた。彼らを官吏と見なす考えは村ではほとんど根づいていない。
- (7) 当時の村役人・正副戸長の年齢が思ったより若い点が注目される。大森村の庄屋渡辺儀三郎が39歳、羽崎村の戸長鈴木多助が37歳、同戸長林伊兵衛が26歳である。彼らが輪番制・年番制で村の執行部を形成し(表1参照)、

そうしたなか奥山争論が発生することになったという点が看過されてはならない。大森村の訴状〔本稿末掲載史料2〕にも、「右ノ始末古老ノ者ニモ承合セ事実穿鑿」することによって解決の糸口が見出されたと記されており、奥山の入会の歴史が村の指導者層に十分伝えられていなかったことが奥山争論の一原因であったことが分かる。

(8) 石川前掲論文(序章の注5), 128~130頁参照。

## 第4章 控訴への動き

約1年にわたって繰り広げられた岐阜県聴訟課での戦いは終わった。岐阜県裁許直後の問題としては、訴訟入費償却問題の発生と裁許に対する大森村の不服申立てが重要である。訴訟入費償却問題とは何か。また、岐阜県で敗訴した大森村は裁許のどの点に不満だったのか。控訴に至るまでの経緯を見ておきたい。

### 4.1 訴訟入費償却問題の発生

訴訟入費償却問題をめぐって両村が本格的に争ったのは東京高等裁判所の判決後である。しかし、その火種はすでに岐阜県聴訟課の裁許直後に存在していた。岐阜県聴訟課の裁許直後の羽崎村の動きから見ておこう。

#### 1 両村の約定書と岐阜県裁許状の矛盾

##### (1) 両村の約定書

明治7年(1874)4月1日、大森村と羽崎村が予想される膨大な訴訟費用のリスクを避けるため、訴訟に先立ち訴訟入費の負担について約定書を締結していたことについてはすでに述べた(本稿1.3参照)。大森村の小倉政右衛門と羽崎村の林伊兵衛が署名捺印した同約定書は、次の3点から成っていた。

「訴訟の雑用費」はそれぞれの村が自己負担する。

「代書人の雇代」は、敗訴した村が勝訴した村の分も含めすべて負担する。

「訴訟の雑用費」について岐阜県がいかなる判決を下そうとも、両村はこの約定書の規定に違背してはならない。

## (2) 岐阜県裁許状の末文と訴訟入費償却仮規則

しかし、岐阜県の裁許後、約定書の解釈をめくり深刻な対立が発生することになった。なぜなら、岐阜県の裁許状がその末文に「訴訟入費之儀八規則ノ通り大森村ヨリ羽崎村ニ可致償却候事」と記載していたからである。同裁許状の記載は、明治5年制定の訴訟入費償却仮規則に従ったもので、仮にこれが適用されれば「入費之儀八原告ヲ論セス一切曲者(敗訴者——筆者注)之一身ニ引受償弁ス可キ事」が原則となる。<sup>(1)</sup>

こうして、大森村と羽崎村が訴訟に先立って結んだ約定書と、岐阜県聴訟課の判決が矛盾することが判明し、訴訟入費償却問題が発生することになった。<sup>(2)</sup>

## 2 裁許直後の両村の動き

岐阜県の裁許が下りると、勝訴した羽崎村はさっそく訴訟入費勘定の催促のため動き出した。

『山論留記』によれば、岐阜県裁許が下された翌日の明治8年4月29日、羽崎村は入費勘定催促の手紙を持参し、大森村の郷宿小橋屋を訪問。大森村の回答は「未夕御請書モ差出不申ニ付、後日、其地工返答申参り候」というものであった。そこで4月30日、羽崎村は岐阜県での訴訟に費やした入費勘定を整理し、午後3時頃に聴訟課に提出して短期決着を目指そうとしたが、定刻を過ぎていたので果たせなかった。5月1日、ドンタク(休日)なので郷宿小橋屋に行き、大森村と入費勘定につきあらためて掛け合おうとすると、「裁許の請書」を一両日中に提出するので、それまで待っていただきたいとの返答があった。前田翁輔・林伊兵

衛を残し、鈴木三右衛門・奥村庄右衛門・安藤久六の3人が帰村。

5月2日、前田翁輔が聴訟課に出頭。御掛の邨井様にお会いし、岐阜県裁許状の末尾の文言「訴訟入費之儀八規則ノ通り大森村ヨリ羽崎村ニ可致償却候事」の解釈についてお伺いする。邨井様の仰せは、訴訟入費償却については両村の「相對」(内済)で取り極め、その次第を届け出よというものであった。

5月14日、羽崎村は林伊兵衛の名前で岐阜県参事小崎利準へ「謹而奉願候」とする嘆願書を提出し、「訴訟入費不渡并約定書取戻シ之訴」の準備に入った。

### 3 羽崎村が「訴訟入費不渡并約定書取戻シ之訴」を提起

#### (1) 訴状

5月25日、岐阜県参事に嘆願書を提出した11日後、羽崎村の戸長奥村庄三郎・副戸長林伊兵衛の委任を受けた鈴木三右衛門・奥村庄右衛門が、大森村を相手として「訴訟入費不渡并約定書取戻シ之訴」を提起している。その趣旨は、両村が締結した訴訟入費に関する約定書は「今般御裁許迄」の取り極めであるから、これを踏まえ、第1に、羽崎村が岐阜県聴訟課での裁判に要した代書入費については同約定書第2条の規定により敗訴した大森村が即刻支払うこと。第2に、ただし大森村が今後控訴する場合には、法令に違反する両村の訴訟入費約定書を自ら取り消すこと、すなわち同約定書の即刻取戻しを求めようとするものであった。

今般右山論御裁判御申渡相成、則訴訟入費之儀八大森村ヨリ償却可致旨御書下ケ相成候二付、今般御裁許迄之入費前約之如ク代書人手当并書料計算相立、且右約定八素ヨリ今般裁許相成候迄之約定二付為取替証書差戻シ候様及応対候処、大森村二於テ八兎角彼是レ申延今日二至ル迄兩様共相運ヒ不申甚迷惑仕、不得止御訴申上候、前段約定八全ク今般御裁許迄之約定ニシテ今後再訴控訴等ニ相渉リ候約定ニ而八無之二付、何卒被告人被召出右入費計算相立且為取替証書速ニ差戻シ候様御裁断奉願候。

明治八年五月廿五日

鈴木三右衛門

奥村庄右衛門

岐阜県参事 小崎利準殿

[羽崎・二野区文書9]

(2) 目安糺の受書

この訴えは受理され、2日後の5月27日の午前9時から目安糺が行われている。その受書は次のようなものであった。

御受書

可児郡大森村農戸長小倉政右衛門へ相係ル訴訟入費不渡并約定書取戻シ之儀訴上候処、明後廿七日目安御糺二付、同日午前第九時出頭可仕旨被仰渡奉畏候、若右刻限迄二不罷出候八、何様之御訴置有之候共申分無御座候、依之御受書奉差上候、以上。

可児郡羽崎村

原告代言人 農 鈴木三右衛門

同 農 奥村庄右衛門

明治八年五月廿五日

岐阜県参事 小崎利準殿

[羽崎・二野区文書10]

こうして、羽崎村は新たな訴を提起する構えを見せたが、この訴訟はそれ以上には展開することがなかった。大森村が奥山一件を東京上等裁判所に控訴したからである。6月26日の『山論留記』には、「其後大森村不服申立、其儘打過」となり、大森村の小倉政右衛門・奥村喜兵衛兩人が東京に出立し「何等之御沙汰無之」と記されている。

- (1) 明治5年の訴訟入費償却仮規則によれば、示談が認められるのは「曲直相半スル時」だけであって、「原告被告トモ曲直相半スル時ハ裁判所ニテ双方ニ割合之ヲ償ハシムヘク、且双方示談行届タル節ハ各自之費用ヲ計算シテ銘々ヨリ償却セシムベシ」とされていた。
- (2) 岐阜県の聴訟課聴訟掛事務条例には「第十章訴訟入費之事」として、次のように規定されている。「第五十六条 訴訟ノ内、甲ノ廉ハ原告人曲、乙ノ廉ハ被告人曲トナル時ハ、其費用ヲ裁定シテ、払ヒ方ヲ言渡スヘシ」「第五十七条 直者ヨリ其費用明細書ヲ書記ヘ差出サセ、該員ニ於テ検査改定スヘシ。裁許ノ節ハ、直者(勝訴者——筆者注)ヨリ取調出ル訴訟費



ヲ改定ノ上一紙記載シ、該員押印シテ直者ニ下付シ、公写受取書ヲ入ルハ、費用受取タル境ヲ同書中ニ記入シテ、差出サシムヘシ」。

## 4.2 裁許に対する大森村の不满

つぎに、岐阜県聴訟課で敗訴した大森村の動きを見ておこう。大森村は控訴への道を選ぶ<sup>(1)</sup>。東京上等裁判所の判決の裾野を探ろうとする本稿にとっては、「山論御裁許不服二付御説諭願書」と「乍恐御裁許面了解不仕廉以書付奉伺候」、そして「御判文中御伺書」などが重要な史料となる。

### 1 裁許不服につき説諭願

#### (1) 山論御裁許不服二付御説諭願書

大森村には「山論御裁許不服二付御説諭願書」という捺印付の文書が残っている。岐阜県の裁許が出た翌々日の明治8年(1875)4月30日に作成されたものである。大森村の不满が直截に表現されている貴重な文書なので、全文を掲載しておく(史料中の算用数字は説明の便宜上筆者が付したものである)。

乍恐奉願上候

- 一 1 延享度前より被告村山税相勤、原告村ニテモ寛文度より山税相勤居候間、地所并山税之義八原被共同等与奉存候、此段御説諭奉願上候。
- 一 2 右山税納方之儀八被告村二而モ旧地頭山村家江納来候上者被告村持山ト被存、大森邨持山二候ハ、山税八旧地頭千村家江可相納与奉存候、此儀御説諭奉願上候。
- 一 3 尾張藩御国奉行所二オイテ御裁許御書下写文面中二字根ノ上筋ノ御記載相成居候二付而者、字之次第御説諭奉願上候。
- 一 4 文化拾弍年雨池新築之節、右場所八入会場之由苦情申立候程之儀二候ハ、字立石名古屋道東之新田二田・人家・小林等往古ヨリ現今迄追々切起シ御年貢相納来候、此儀御説諭奉願候。
- 一 5 今般之論所名古屋道東之方、延享度前八近傍村々より立入何村持与難決、延享二年二至り大森邨所属与相定候義二御座候哉、此儀御説諭奉

願上候。

右者可児郡大森村ヨリ同郡羽崎村江相懸り山論一件奉上訴、段々御取調請、  
本月廿八日御裁許被 (2字闕字) 仰渡、然処私共儀元来愚暗二而右被仰渡之内  
入服致兼候儀茂有之追々可奉伺候得共、差当り小前共江申渡方茂差支候間、  
何卒御説諭被成下其趣御書上被成下置候様奉願上候。

明治八年四月三十日

可児郡大森村

農 奥村喜兵衛 印

同 渡辺国三郎 印

同 落合常右衛門 印

戸長 小倉政右衛門 印

岐阜県参事 小崎利準殿

[大森区文書12]

(2) 「差当り小前共江申渡方茂差支候」

上記願書の末文において、大森村が「私どもは元来愚暗な者なので岐阜県の裁許状の趣旨を入服いたしかねる」としつつ、とくに「差し当たり小前共にどう説明したらよいか分からず困惑している」旨、強調している点が注目される。願書中の修辭的表現ではあろうが、敗訴が大森村の小前衆に与えた衝撃の大きさとそれに対処しなければならない村役人層の困惑ぶり、さらには山論訴訟における小前衆の役割の重要さをあらためて浮き彫りにした文書といえよう。小前衆の納得なくして奥山訴訟の終息はありえない。

(3) 大森村が裁許を不服としていた点

大森村は岐阜県裁許のどの点に不満であったか。三つの争点に即して整理しておこう。

第1に、大森村は争点1 根之上問題 に対する裁許に不服であった。大森村がとくに問題にしたのは、延享3年(1746)尾張藩裁許状の文面中に「字根之上筋」とわざわざ「字」を付している点であった。「字」と限定されている以上、それを奥山一円と見なすのは誤りではないか。大森村はそう考えていた(願書の条文3)。

第2に、争点2 山税問題 に対する裁許にも大森村は不服で、強い語調で次の2点について御説諭いただきたいと述べている。

奥山一円が両村の入会地ならば山税は平等でなければならない。しかし、実際にそうになっていないのはなぜか(願書の条文1)。奥山が大森村の「所属」(岐阜県裁許)であるならば、その山税は大森村の地頭千村家へ納めていなければならない。しかし、そうになっていないのはなぜか(願書の条文2)。羽崎村が旧地頭山村家に納めてきたと主張する山税は、奥山に対するものではなく、羽崎村の内山(持山)に対するものではないか。羽崎村があえて奥山税だと主張する根拠を問いたい。

第3に、大森村は第3の争点 奥山南部開発問題 に対する裁許にも不満であった。大森村が理解できないとしたのは、羽崎村が文化年中の雨池の新築に反対したとしながらも、他方、肝心の立石新田の開発には一言も異論を挟んでいなかった点である(願書の条文4)。羽崎村の主張は自己撞着に陥っており、それを是認した岐阜県裁許には問題があると大森村は考えていた。

## 2 「御裁許面了解不仕」

明治8年5月22日、大森村は厚見郡の朋友進藤直次郎(商)を差添人として、小倉政右衛門・渡辺国三郎・奥村喜兵衛の連名で伺書を岐阜県参事小崎利準に提出している。この伺書には「御裁許面不服之廉有之上八、乍恐心服仕候迄御示教被成下度此段奉歎願候」とあり、岐阜県裁許状に対する強い不服の箇条が列記されていた。そのうち、とくに注目されるのは「地所ノ論」に関するところである。

大森村は「地所ノ論」と「入会ノ論」を不可分のものとして捉え、次のように論じている。

延享二年小名田村ト山論之節被告村不立会儀八入会不仕証二有之、右八地所ノ論ニテ入会ノ論ニ無之トノ御悦諭モ兼々拝承仕候得共、山論八素ヨリ

境而已ヲ以不諭、該地ノ草木ヲ刈伐スル為ニ境ヲ論セシナレハ、被告村不立会條理無之。(中略)右等言実ノ矛盾スル処ヲ以邪正御明弁被下度候。[大森区文書13]

この大森村の主張は、奥山を大森村「所属」としている延享2年幕府裁許状と、その同じ奥山を大森村・羽崎村・二野村の「入会地」(数村入会地)として<sup>(2)</sup>いる延享3年尾張藩裁許状の矛盾を突くものであった。

### 3 御判文中御伺書の提出

控訴審後のことであるが、大森村は翌明治9年7月7日の岐阜県七等判事斯波有造宛「御判文中御伺書」の中で、次のように述べている。

(奥山は——筆者注)本村一村之地主ニ御座候ヤ、又八両村之地主ニ御座候ヤ、(中略)乍恐至急御指令奉願上候。[大森区文書14]

これは奥山の所有者は誰かという問いかけで、至極当然の疑問といえよう。大森村が提起したこの疑問は、「地所」(地主)と「入会」の関係、さらには両者の違いをいかに把握するかという理論的問題に発展し、ひいては久々利惣山の由来や、この地方の地頭支配(木曾九人衆)の特異性をどう理解するかという歴史認識とも深くかかわる。争点を突き詰めていくと、必ず近世・中世の久々利惣山ないし奥山の入会に対する歴史認識の問題に行きつくのが、奥山訴訟の特徴である。

大森村は奥山が「大森村所属」と認定されたのは、今回の岐阜県裁許が最初ではなく、また延享2年尾張藩裁許状によってでもなく、それ以前の遠い昔からであると考えていた(願書の条文5)。この大森村の歴史認識と、延享2年以前は近傍村々が奥山に立ち入っていたため「何村持」とは決め難かったとする羽崎村の歴史認識とは、真っ向から対立する。奥山訴訟の由来は思いのほか古く、争点を深めていくと近世・中世の山論史にまで及ぶという点が重要である。

両村の歴史認識の違いについては、本稿終章「歴史の中の村の訴訟」で詳述する。

- (1) 明治6年の訴答文例第20条には、原告の訴状に関して「原被告人預審又ハ終審ノ裁判言渡ヲ受ケ其裁決ニ服セスシテ之ヲ上等ノ裁判所ニ控告セントスルノ訴状ハ、住所氏名ノ次ニ訴訟ノ題目ト其年月日ト裁判所ニ呼出サレタル度数其年月日ト訟庭ニ臨ミタル裁判役ノ氏名ヲ知ルヲ得キニ於テハ之ヲ記載シ、次ニ其裁判言渡書ノ写ト裁決ニ服セサルノ旨趣トヲ書シ、且ツ前訴状ノ写ヲ別冊ト為シ訴出可シ。但シ控告人ノ住所ト控告ヲ為ス裁判所トノ距離八里毎ニ一日ノ猶予ヲ得ルノ外、裁決ノ言渡ヲ受タル日ヨリ三ケ月ノ期限ヲ過ル時ハ控告ヲ為スコトヲ得ス」と記されている。また、岐阜県の聴訟課聴訟掛事務条例第27条には、控訴に関して「裁許不服ノ者控訴セン事ヲ求ムル者アラバ、強テ拘留スヘカラス」と規定されている。
- (2) 現在の入会理論からすれば、入会林野であることと土地所有権が誰にあるかということは個別の問題である。しかし、それは明治以降に確立した理論であって、それ以前は、土地の所有権は独立したものとして意識されず、利用と所有とが常に結びついており、林野は共同利用=共同所有と認識されるのが普通であった。したがって、延享2年幕府裁許状と延享3年尾張藩裁許状が矛盾しているとする大森村の認識は、当時としては的外れのものではなかった。中尾英俊『入会林野の法律問題』(勁草書房, 1969年), 第4話「入会林野と土地所有権」参照。

### 4.3 概括

岐阜県聴訟課で裁許が言い渡された明治8年(1875)4月28日から、大森村が東京上等裁判所に控訴した同年7月28日までの3カ月の間に二つの動きが見られた。一つは羽崎村が提起した訴訟入費償却問題、もう一つは大森村が提起した控訴への動きである。

この二つについてはすでに詳述したので、ここでは第4章の概括にかえて、第1に情誼を大切にしていた当時の村の近隣関係について、第2に奥山訴訟の裾野にあって奥山訴訟を支えた村民の歴史認識について述べておきたい。

## 1 検見嘆願運動と近隣村々の連帯

奥山訴訟だけを論じていると、大森村と羽崎村の間には山論あるのみで一切の連帯関係が存在していなかったように見える。しかし、注目しなければならないのは、東京上等裁判所での控訴審の開始とほぼ同時期に発生した可児郡内のカジ虫被害と、その救済のために展開された岐阜県庁への検見嘆願運動(租税軽減運動)の存在である。この検見嘆願運動には当然大森村と羽崎村も参加していた。

両村の近隣である久々利村の『明治七年御用留』(10月)には、次のような記載がある。<sup>(1)</sup>

7日 大森・羽崎山論之儀二付県庁より連二相成候向、柿下村へ渡し申候。

9日 明十日岐阜県出県之儀八、大森村・羽崎村山論書類之持参并カジ虫喰之儀御検見願色々兼務にて、海老要兵衛出卓候也。

22日 羽崎村ヨリ検見之儀如何被成候哉相談旁聞合参り候。大森村之儀も同様二聞合被参候。

久々利村が大森・羽崎村の山論関係書類を県庁に持参していたことや、検見嘆願運動に関して久々利村と大森村・羽崎村が連帯関係にあったことが判明する。大森村と羽崎村が全面的に敵対関係にあったと見るのは誤りで、対県庁(租税軽減運動)との関係では両村の間に連帯関係が存在していたという点が見落とされてはならない。

## 2 訴訟入費に関する両村の約定書の趣旨

そもそも訴訟に先立って両村が締結した約定書の趣旨は何であったか。明治8年9月に羽崎村が東京上等裁判所に提出した「訴訟入費不渡ノ訴」の文言中に、約定書の趣旨について「(訴訟入費が——筆者注) 何程相掛候共隣村相互ノ儀二付、各其村掛リノ筈ト相对約定イタシ置候義二有之、右八素ヨリ約定二不及当然ノ儀二候」[羽崎・二野区文書11]と記されている。訴訟に際しても、敗訴方に過度の負担をかけないこと、すなわち「隣村の情誼」が大切であることは自明の理とされていたことが分かる。<sup>(2)</sup>

### 3 村民にとって奥山訴訟とは何であったか

明治初期の大区小区制期当時の村民にとって奥山訴訟とは何であったか。ここで、奥山訴訟の裾野にあって奥山訴訟を支えた当時の村民の歴史認識と、それが村の団結に及ぼした役割について中間報告的ではあるが整理しておきたい。

第1に、大森村においても羽崎村においても訴訟を契機に古書類を収集・解読し、係争山林(久々利惣山と奥山)の歴史ならびにそれに対する自村民のこれまでの関わりを知ることになるが、このことの意味は決して小さくない。たとえば羽崎村は、「延宝八年(1680)新林論願書」などの古書類を聴訟課に提出し、すでに中世の頃からこの地方に存在した「久々利輪中」(組合村<sup>(3)</sup>)が久々利惣山を管理していたことを立証しようとしていた。他方、大森村は、奥山南部に見られた大縄場の掘り起こし(新田開発)や大森村民の山林売買証文を根拠に、近世初期の頃から奥山の一村有化ないし私有化が進んでいたことを立証しようとしていた。すなわち、歴史認識は異なるが、両村とも近世初期の古書類によって自らの主張を展開していた点が注目される。その意味で、奥山訴訟は原告ともそれぞれの知的歴史認識に支えられた戦いであったといえよう。

明治初期の村民にとって村の訴訟とは、何よりもまず忘却されかけていた歴史が思い出されたことを意味する。すなわち、歴史の知的発見なくして奥山訴訟は存在しなかったと考えられる<sup>(4)</sup>。

第2に、奥山訴訟においては、歴史認識——過去の集合的経験知の主体的継承——に支えられながら、村の団結がよみがえったという点も指摘しておかなければならない。小前衆が立ち上がったことによって村の指導者層(村役人層)の歴史認識が深まり、その歴史認識が村の団結を高めるうえにおいても大きな役割を果たしたという点が忘れられてはならない。入会の歴史は単なる自然成長的なものではなく、村々村民の日々の営為、戦いによってもたらされたものである。すなわち、村民の歴史認識に支えられた村ぐるみ組織の形成——仲間の共同体の再生——とい



うことが実現していなければ、そもそも奥山訴訟すなわち入会の歴史の新たな展開は存在しなかったと考えられる。(大区小区制下における入会訴訟の歴史的な位置づけについては、終章「歴史の中の村の訴訟」参照)

第3に、すでに何度か述べたように当時の裁判においても合理的な立証が重んじられていた。したがって、人々は出来るだけ多くの古書類を探索・解読して裁判にのぞんだ。しかし、だからといって、入会訴訟が終始一貫、理性的に進められていたかといえば、それは違う。入会権を単なる慣習の自然的集積と見なすのが一面的であると同様、奥山訴訟を含む一連の入会訴訟を単なる古書類の理性的解釈史と見なすのも一面的に過ぎよう。訴訟に猜疑や怒りが伴うのは今も昔も変わりない。本稿2.2で触れたように、「羽崎村の陰謀」「私欲を逞しくする行為」「非理不実の条々」といった過激な言葉で応酬するまでに至った両村民の情念・怒り(パトス)が、奥山訴訟の裾野を支えていたという点も看過されてはならない。(詳細については第6章「裁判と神社参詣」、第7章「裁判の裏面」参照)

(1) 石川前掲論文(序章の注5)参照。

(2) 隣村の情誼といえば、係争中にもかかわらず村民の金銭問題を羽崎村・大森村の戸長同士が話し合っ解決した事例が存在する。羽崎村二野の山本次郎(仮名)と大森村の原田源三郎(仮名)の間に金銭のもめごとが生じ、このままではどちらかが破産するおそれがあったので、羽崎村戸長の鈴木三右衛門が大森村戸長の日比野善八に示談交渉に関する手紙を送ったという美談である。文末に「御互ニ役目はなれて取計可申候也」とあるのは、当時両村は奥山争論を始めたばかりであったから、その点を念頭においてのことと思われる。当時の隣村の情誼を示すものとして興味深い。「態々使ヲ以テ御相談申上候、極寒ノ砌ニ候得共御家中様升々御社栄奉賀候、サテ本村山本次郎ト御村方源三郎殿ト金件ニ付出入出来イタシ御嵩支庁ノ御裁判ニ相成、いよいよ身代限りノ場へ立至り候様子ニ承り、先刻同人親類者江モ嘸仕候処、右親類初メ実八本意ナラス事ニ申居り候、左候得八君様ニテモ御立入、願クハ示談物ニ為致度、本村当人へ八小子ヨリ説論ニも及フベク候間、何分源三郎殿へ八君ヨリ御渡り被下、可相成者示談



イタシ、下方二而済口二為致度奉存候、此段御勘考可被下御相談申上候、先者右御打合置如斯二候也、二白申上候、御互二役目はなれて取計可申候也。[可児市史第6巻掲載91]

- (3) 久々利輪中(組合村)の中には当然、大森村・羽崎村・二野村も含まれる。『可児市史第2巻 通史編 古代・中世・近世』(2010年)、388頁参照。
- (4) 清水三男『日本中世の村落』(岩波書店、1996年)は「山野は元來誰の領と判然しないものがあり、やがては莊園領主・守護地頭の領に帰するが、なお村人の共同利用に委せられ」「山地の境界決定は困難であり、その境を各村が守る事も難しい。このような山の性質が、一つの山に結ぶ数村の聯合関係を形作り、それが他領民の侵入に対する共同防衛の中世において特に必要であった所から、一層強化される傾向を有したのである」(272頁)と述べている。

[付記] 可児市は私の第二の故郷である。本稿の執筆に際しては、元可児市史編纂室の亀谷泰隆・川合俊氏をはじめ松田篤・大海崇代・長沼毅氏ら多数のスタッフのお世話になった。また、奥山入会訴訟の史料の閲覧・利用については、大森・羽崎・二野区の皆様から格別のご高配をたまわった。この場をかりてあらためて深謝申し上げたい。微力ながら、本稿が郷土史の理解を深めるうえでの一助となれば幸いである。

## 史料

## 1 大森村と羽崎・二野村の山論につき尾張藩裁許状 (延享3年12月25日)

## 美濃国可児郡大森村と同国同郡羽崎村・二野村山論裁許之事

右者延享二丑秋頃より、大森村八入会山二而無之由申之、羽崎村・二野村八古来より入会来候段申之互二相争ひ、羽崎村・二野村より当寅夏濃州郡奉行訴へ出候付、双方呼出遂翁議候処、今般論候所者字根之上筋と申候而、貞享年中二大森村と及争論、其節於御国奉行所令裁許、已来無故障、山内江木草苧二羽崎村・二野村之者共入会候処、右丑秋より当寅春迄追々鎌・棒・とうつる等、右於入会場所大森村江奪取、令妨及難儀候旨、羽崎村・二野村之者共申聞之候、大森村より八右山八大森村控山二而入会にては雖無之、貞享年中二名古屋道より東之方、羽崎村・二野村江先ツ当分入会を候様二と其節申渡置候付、其砌より入会裁許之儀不相請断申達、五・六年も願候得共、其後者願不申達由申之付、貞享年中裁許不請と申儀証跡有之哉と相尋候処、証拠と申儀外二無之旨申聞候、大森村二証跡も無之儀申募、殊更入会木草苧来候儀者無紛儀二候処、羽崎村・二野村より盜苧候抔と難題ケ間敷申懸、貞享年中之裁許を破候趣段強遂翁議候処、右場所入会山二候旨大森村之者申願之候、畢竟役所を操候拳動不届二付、今般大森村庄屋藤大夫・源兵衛儀、急度叱之上過料錢五貫文宛、年寄善八・組頭辰右衛門・彦十郎儀、急度叱之上過料錢貳貫文宛、惣百姓代、頭百姓六兵衛・喜右衛門八叱申渡候、向後弥貞享年中裁許究之通、右山名古屋道より東之分、羽崎村・二野村・大森村右三ヶ村互二入会木草苧取、少も異論不可有候、仍濃州郡奉行此木傳六・森村甚左衛門引加如斯申渡、裁許之状双方江下置之條、右三ヶ村之者共向後急度裁断之旨を守、永不可違犯者也

延享三丙寅

十二月廿五日 林又左 印  
千多門 印

訴訟方 羽崎村  
庄屋  
同  
組頭  
同  
惣百姓  
右同断 二野村  
庄屋

同

組頭

同

惣百姓

論所相手方 大森村

庄屋

同

組頭

同

惣百姓

延享五年辰五月福嶋御屋敷へ御預り被遊候御取次

中山長右衛門様

羽崎村庄屋

治右衛門

同

政右衛門

二ノ村庄屋

佐右衛門

同

勘右衛門

はさき

源右衛門写之

[可児市史第5巻掲載117]

2 奥山訴訟につき大森村の訴状(明治7年5月22日)

山論ノ訴

可児郡大森村

原告人 農戸長 小倉政右衛門

同 農 落合常右衛門

原告代言人 農 渡辺国三郎

原告人 農小前惣代 奥村喜平衛

同郡羽崎村

被告人 農戸長 林伊兵衛

被告人 農副戸長 本田要助

一 大森村惣名奥山壺ヶ所

## 一 絵図面証書別冊二御座候

右原告人小倉政右衛門外三人申上候、当村惣山之儀別紙第十号之通前々より御貢米七石八斗七升三合宛相納山稼致来候処、右惣山之内字根ノ上筋ト申場所八被告当郡羽崎村之者為入会無税ニテ草木伐刈為致来候、然処去酉年地券御改二付取調書上候処、右調方并二明治三午年書上候村鑑帳共調向暫ク不都合之儀モ有之趣承り候間、不取敢其段副戸長落合常右衛門へ申出シ御下渡相成候地券証拝見并二地券帳絵図面下書等一覽仕候処、右惣山之内当村字立石名古屋道より東ノ分不残大森村羽崎村入会、其上御貢米之儀七石八斗七升三合之内三石八大森村、式石巻斗八羽崎村ヨリ上納可仕訳ニ記載有之候二付、倩熟覽仕候処、第二号地引絵図ト第三号地券帳ト境界齟齬致居候間、奈何ノ子細ヲ以自恣ニ取綺候哉右常右衛門へ相尋候処、惣山之儀篤ト弁別モ不致、猶御貢米之儀モ大森羽崎両村ヨリ上納ノ積書載吳候様羽崎村より任頼、無何心右之訳ニ相認め致調印相納候旨申立候得共、元来常右衛門八羽崎村農鈴木太助弟<sup>(マ)</sup>二テ十ヶ年已前当村農落合政吉方へ養子ニ罷越、旧来廻勤之村役人八追々致退役右常右衛門新規役受仕、去ル酉年八同人当番二付地券重立取調、剩へ絵図面八被告羽崎村ノ者ヲ頼相認め候二就テ八夫是疑惑相立、常右衛門当役ト八乍申不都合取斗候段恐入候得共、駈ト弁別モ不致より羽崎村ノ巧ニ被載候次第、不得止同村役人八勿論地券掛附属同郡中切村嵯峨金一郎へ申出シ再応示談仕候処、延享三寅年羽崎村二野村ト大森村山論之節御国奉行所ニ於テ御裁許受候砌、大森村名古屋道より東ノ方字根之上山ノ儀大森村・羽崎村・二野村ト三ヶ村入会之趣御書下ヶ写羽崎村二所持仕候上八、右名古屋道より東ノ方八不残入会之旨品々苦情申立候間、右ノ始末古老ノ者二モ承合セ事實穿鑿仕候処、大森村中より小名田村へ通り候道北ノ方并二久々利村より名古屋へ通り候道東ノ方大森村山字根之上桜峠迄八入会、木草刈取候由申伝、從來無異論双方山稼致来候得共、右小名田道桜峠より東南ノ方八勿論大森村持山ニテ、銘々小林等生立其辺ニ大縄場有之、第四号正保二酉年美濃国村高山川野林御改之節書上ヶ候絵図面扣二モ根之上桜峠之場所歴然相分り、且名古屋道より東之方ニ農家有之趣二書載有之、第五号元禄十三辰年右大縄場并二居宅山共当村太郎右衛門ヨリ隣郷大針村庄兵衛ト申者へ売渡、其節より同人者太郎右衛門跡へ引越、追々農家九軒程今以致居住、第六号延享二丑年小名田村ト大森村ト山論之節、江戸表江訴出論所御分間之上三御奉行御裏書御裁許絵図頂戴仕、第七号宝曆二申年大縄場起返シ御見取米元地頭所へ相納候皆済目録モ所持仕、第八号・九号・十一号之通先年ヨリ田地小林等売買致候儀モ有之、猶亦今般地券証モ夫々頂戴仕候上者、旁名古屋道より東之方一円入会トノ申分八難得其意ヲ、勿論旧来立入間敷場所ヲモ此度入会之筋ニ仕成、従前不差出御貢米モ式石巻斗八羽崎村ヨリ上納ノ姿二書キ別ヶ、且亦前々より右入会山年貢米八銘々元地頭所へ相納来候由申立候得共、大森村ノ山

年貢ヲ他ノ御地頭所ヘ御取立相成候道理ハ有間敷、是等之儀ハ素ヨリ詐謀ニテ何レモ不致符号、然ルヲ一旦地券帳相納候廉ヲ以無跡ニ申籠メ不容易不実申立難渋迷惑仕、尤前書大切成御裁許絵図其余証書等所持乍仕先役共不心付不調法仕候段、今更無申訳恐入候ニ付、右等之次第者常右衛門始何様蒙御処置候テモ不苦儀ニ御座候間、厚御憐察被成下何卒被告人被召出、当村字根之上山之儀従前之通り境界相守、以来相当之税金差出シ草木刈取而已入会候儀ト相心得地券帳絵図面共御差下ケ相願、早々調替上納仕候様御裁断奉願候

明治七年五月廿二日

小崎岐阜県参事殿

[羽崎・二野区文書12] (大森区文書5により一部表記を補正)

3 奥山訴訟につき羽崎村の答書 (明治7年6月2日)

山論訴ノ答

可児郡羽崎村

被告人 農戸長 林伊兵衛

被告人 農副戸長 本田要助

被告代言人 安藤久六

小前惣代 鈴木三右衛門

右可児郡大森村戸長小倉政右衛門初外三人入会山林境界之儀訴出、訴状御下渡相成候ニ付御答申上候

一、絵図面証書旧記類写別冊附録

紙数三拾三枚

被告人林伊兵衛初外二人申上候、今般論地入会ノ原由及原告村申立之廉弁解之箇條、左ニ申上候

第一條

一、絵図面ノ事

右原告村申立候現今実地区別相違ニ付、更ニ附録第一号ニ図面差上候

第二條

一、古來入会原由之事

右往古徳川家ヨリ封度ノ初、木曾諸士ト被称千村・山村初メ外九家一族一括食邑受領并ニ山林許多給之、各家旧名古屋藩附属ニ相成是ヲ久々利一族ト相唱、右ノ山林ヲ以テ則各家所領ノ模寄村々江分与相成、則山林地先之有無ニ不抱村々

拝借山林ヲ惣山ト相唱入会許容相成、以来右村々地先ノ有無与自他入会与別種ノ物ニテ、現ニ久々利一族ノ旧部分ニ於テ右例存在罷在、昨明治六年地券御改ノ際右一族ヨリ上地村々山林ノ内類例可有之、御照準被下候ハ、蹟跡明白可仕、尚ヲ千村・山村ヲ初メ采地奉還致サル、ト雖モ古伝ハ其家ニ存在有之、各家御取訂被下候ハ、旧痕瞭然可仕与奉存候

### 第三條

一、訴訟中惣山ノ内字根ノ上筋ト申場所ハ被告云々ノ事

右惣山八前条原由ノ如、素ヨリ公有地タリ、大森村一己ノ取分ヲ以無税ニテ為入会、草木伐刈為致来ルヘキ謂有ヘカラス、其山税ノ訳ハ附録第六号及第七号ニテ判然可仕与奉存候

### 第四條

一、訴訟中副戸長落合常右衛門羽崎村出生ノ者、地引画図羽崎村ヘ託スル等之儀ニ付疑惑云々之事

右副戸長ノ任タル上ニ正戸長アリ、将タニ二百戸ノ村柄ニシテ傍ニ同勤副戸長アリ、一村ノ事務ニ就テ豈常右衛門一己自儘ノ權ヲ得ンヤ、素より無論、加之常右衛門在勤以前取調ノ村鑑帳ノ如キ、附録第二号大森村ヨリ書上ル文意ニ惣山入会ノ旧例現今ノ實際蹟然、且公有地ハ官府地頭ノ所分ニシテ、其附送ノ簿帳古記及取扱振り等ニ符合セサル許可ヲ得ンヤ、次テ地引画図ノ如キ羽崎村ヘ託スルハ賃銭ヲ与エテ其筆を役スルノミ、図按ヨリ成功マデ正副戸長ノ調査ヲ歴テ調印スルノ画図面ニ於テ、豈手間賃取ノ輩ノ自儘ヲ容ヘケンヤ、総テ原告村ノ申立、想像ヲ文飾スルノ口実ト奉存候

### 第五條

一、訴訟中大森村山字根ノ上筋桜峠込八入会云々之事

右根ノ上山ト申ハ全ク当村ヨリ相唱ルノ称ニテ、大森村ニ於テ字奥山ト唱来、既地券調帳ニモ奥山ト記スルハ大森村旧称ノ証判然タリ、然ルニ今般更ニ分界ヲ偽造、一物二名ノ一ヲ以其境ヲ分割スルノ字ヲ製スル等、彼力慾情ヨリ涌出スル所為ト奉存候、証拠御取訂被下度候

### 第六條

一、訴訟中桜峠ヨリ東南ノ方ハ勿論大森邑持山云々ノ事

右桜峠ヨリ東南ノ方ニ八銘々持林等決テ無之、桜峠ヨリ坤ノ方境目ニ至リ候テ八入会経界中ニモ大縄場銘々持山小林及民戸モ少々有之、其由ヲ生スル如ハ寛永年以降千村家ヨリ開墾相成、次テ新起シ所々出来且新林ヲモ立ラレタル由附録第九号ノ通り相見、是ヲ拒ノ權アラサル事判然タリ、爾来漸々沿革ノ上ハ訴訟附録第五号・第八号等ノ書跡ハ無論ナレトモ、経界ノ証ニハ難相立ト奉存候

### 第七條

一、訴訟中ノ延享二年小名田・大森両村山論裁許画図ノ事

右裁許面二羽崎村連署無之ヲ以入会ナラサルノ証ニ申立ルト雖モ、右兩村争論ノ発端既ニ画図裏文言中ニ記載之通、大森ノ者共小名田ノ山村ヘ立入狼藉ニ及ノ故ヲ以小名田邑ヨリ大森村ヲ被告ニ立ル而巳、従前入会場所ニ関スルノ論ト雖モ双方私慾ヲ逞スルノ争論、加之大森村ニ於テ其頃当入会場所迄モ平吞セントスルノ企アリ、附録第五号裁許状初筆文意ノ顯跡ニ由テ連署不仕証判然、殊ニ久々利一族最初尾州附属之處中古馬場大助殿幕府ノ旗下ニ転シ、小名田村其采地タルヲ以、則兩村之争論ハ幕府ト名古屋藩トノ管轄分界、依テ地先大森村江裁許下渡相成候次第、素ヨリ大森・羽崎兩村入会之事ニ不携訴訟ト奉存候

#### 第八條

一、訴訟中大森山ノ山税ヲ他ノ地頭江可納理ハ有間敷云々ノ事

右第二條ニ申上ル通り入会原由ニ就テ弁解仕ルニ、由来久々利一族一括受領山林ノ故ヲ以古来地先ト入会ト別種ノ物タリ、蓋元来ノ官有地ヲ一族受領ノ上所分ノ各村江入会差シ許サレシモノニシテ、現今公有地ノ名タル村民私有ノ地ニ非サルコト素ヨリ無論ニシテ、山税ヲ収ルハ山林上ノ草木伐刈ニ酬上スルヲ以、原由一族一括ノ山林各村ヨリ其所轄ノ主江山税ヲ収ル当然ノ儀ト奉存候、猶各旧地頭附送りノ古記上ニ於テ御取訂被下候ハ、一端ノ旧証ヲ可得儀与奉推察候

#### 第九條

一、被告村御答申上候廉目、延享三年大森・羽崎兩村入会野山境界論ノ事

右延享三年ヨリ凡六十ヶ年前、貞享年間ニ於テ既ニ入会一定ノ后、異論無之處、延享二年ニ至リ大森村ヨリ右入会地ノ東辺小名田村地ヲ蚕食セントスル、則原告ヨリ差上候旧政府裁断之通小名田・大森兩村ノ争論落着、右同時ヨリ当入会野山ヲ平吞セント企大森・羽崎兩村ノ争論ヲ醸シ、尋テ翌延享三年名古屋藩御国奉行所ノ裁許ヲ受ルニ至リ、右裁許状一通宛羽崎・大森江下渡ニ相成之處ニ当村本紙ハ失火非常ヲ掛念シ旧地頭山村家江相預ケ、附録第四号右元地方懸中山長右衛門ヨリノ受取書并ニ附録第五号裁許状ノ写共当村ニ持伝罷在、其以来現今迄百二十九年間名古屋道東公有地一円之野山入会相稼来ルニ遂ニ一處ノ異論ヲ生セサル所以ハ、正ニ右裁許状ノ趣意ヲ遵守スルノ証ト奉存候

#### 第十條

一、前第九條中裁許状兩村各通所持可罷在筈ノ事

右延享三年名古屋藩御国奉行所裁許状原被各村一通ツ、下渡之例式申込モ無之、隨テ当村本紙ハ附録第四号ノ通り預ケ置シ受取証書有之ニ於テハ其本紙アラサルコト判然タリ、然ニ今般大森村当論ニ関セサル小名田村争論之裁許画図ハ差出シ、必定所持可有之至要ノ証ハ却テ不差出條何共難得其意、實際事情中敢テ不可容ノ所業ト奉存候

第十一條

一、延享三年山論愁訴再願及貞享二年山論返答書ノ事  
右確証ニ八不相立ト雖モ、延享三年裁許原由其所論スル情態ヲ察ヘキ古書類  
ニ付別冊附録第八号・第九号ニ記載シテ、聊照覽之數々ニ備ル耳

第十二條

一、文化十二亥年大森村ヨリ入会山境目ニ新池築立道替取斗候節、元地頭地  
方懸リ江差出シ候達下願ノ事

是又確証ノ書ニ八無之ト雖モ、実地御検査等ノ運ニ立至リ候節ハ一端之証跡  
ト可相成所以之古書ニ付、附録第十号ニ記載仕并ニ雨池新築道替ノ地形画図面  
ニ仕差上申候

前頭箇條之通、古来入会野山ニ相違無之候処、今般大森ヨリ往昔ノ余 ヲ思  
起シ、現今地券御改ノ事件ニ就テ想像疑惑申係、訴出候段何共按外当惑ノ至ニ  
候条、御洞察是非曲直御審判被下置度此段御答申上候、右ノ通り御座候

明治七年六月二日

鈴木三右衛門 (印)

安藤久六 (印)

林伊兵衛 (印)

可児郡羽崎村寄留

愛知県貫属土族

代書人 瀧野庄吾 (印)

岐阜県参事 小崎利準殿

[羽崎・二野区文書 6]

4 岐阜県裁許状 (明治 8 年 4 月 28 日)

美濃国可児郡大森村

原告 戸長 小倉政右衛門

元副戸長 落合常右衛門

元戸長 奥村又右衛門

元副戸長 古山栄次郎

同 日比野善八

代言人 渡辺国三郎

小前惣代 奥村喜兵衛

同国同郡羽崎村

被告 元戸長 林伊兵衛

代言人 前田翁助



副戸長 木田要助

代言人 奥村庄右衛門

小前惣代 鈴木三右衛門

其方共山論一件、原告大森村二於テ八本村奥山之内名古屋道東小名田道北桜峠迄之地、正保年尾張藩江書上タル絵図面写ニモ有之字根之上ト申箇所八、被告羽崎村へ無税ニテ入会為致置処、先般自村地券取調方疎漏之儀アルニ乗シ同所名古屋道東之方一円入会之由羽崎村申掛候得共、延享二年小名田村ト山論之節モ右村ハ一切關係不致儀ニテ、決テ右同村入会地ニハ無之段申立、被告羽崎村相答ハ今般論所之儀者本村及旧ニノ村ニ於テ從來山年貢式石巻斗八升五合相納來場所ニテ、延享三年尾張藩裁許状及旧地頭中津川役場ノ旧記等何レモ入会之証拠ニ有之、猶又文化十二年字長洞之内大森村ニ於テ雨池新築之節差障リ候書類等現ニ相存シ、名古屋道東ノ方一円入会ニ候旨、依之実地点檢之上遂詮議処、大森村ニ於テ論處之儀ハ惣名奥山ト申ス地ニテ、同所字根之上ト申箇所ノミ從來無税ニテ羽崎村入会為致來由申立ルト雖モ、何等ノ証跡モ無之、且根之上ト申箇所ヲ証スルタメ旧絵図写一枚正保年来ノ村扣差出候処、右図ノ本紙ト見ユル尾張藩役所ノ古絵図面ヲ以相照候得者同図中字根之上ノ文字無之ニテ付ハ申分難相立、又被告羽崎村差出ス旧簿ノ内元禄七戌年右藩へ書上タル野山改帳写之儀ハ旧地頭役場之物ニ候旨申達スト雖、右帳中大森村始六ヶ村云々トノ廉等總テ現今之實際ニ相応セス証拠ニハ不相成難採用候、大森村所持延享二年小名田村ト山論有之節ノ旧幕府裁許状之儀ハ全ク正確之物ニ付、右ヲ以テ照查スルニ、今般論地ノ儀ハ大森村所属ノ地内タル事無紛相見、然ルニ其翌三年大森羽崎兩村入会之爭論有之尾張藩ニ於テ裁許申渡タル裁許状写羽崎村所持致スニ付、当今愛知県ニ引繼來尾張藩役所扣記ヲ以引合セ候処語言文字聊相違不致、同書中之趣ニ依レハ根之上山名古屋道東之分兩村互ニ入会木草刈取來段是亦無紛候処、右根之上ト申地原被双方申口齟齬致シ今ニ在リテ何レノ地タルヲ難認候得共、正保三年尾張藩高野帳ヲ參見スレハ大森村野山肩書ニ郷ノ西南ニ有ト記載相成居方位全ク名古屋道西ニ相属スル儀ナルヲ以大森村唱ル処ノ内山ハ論地之外タル事明瞭ナリ、將又文化年度長洞之内大森村雨池新築之節入会境二関スルヨリ羽崎村差障リタル節ノ書類有之ニ付、掛官眞实地ニ就テ致探覈処、池中ニ掛リ古道ノ形跡モ自然相存、登時ニ於テ同所辺マテ入会來体モ自ラ被察、加之大森村旧笠松県ニ相納村鑑帳總山ハ羽崎村ト入会云々ノ明文有之、実地ニ於テモ名古屋道東ノ山何等ノ区域モ不相見、全体大森村先般地券取調之節一旦入会之趣書上置ナカラ疎漏之由ヲ以重テ云々願立ル段曖昧之申分ニ有之、唯右爭論地所属之儀ハ前延享二年裁許之趣モ有之且同所之内立石新田二畑小林并荒神山神境内ハ從來大森村ニ於テ伐木又ハ讓リ地等之明証モ有之儀ニテ、同村

限り進退致来段相違無之、就テ八今般争論之箇所地八大森村所属ト相定、立石新田之畑小林并右境内ヲ除ク外、名古屋道東之方一円羽崎村入会相互ニ木草刈取可申、依テ為後証絵図面へ墨引致シ双方へ下遣ス間後來違犯致ス間敷事但、訴訟入費之儀ハ規則ノ通り大森村ヨリ羽崎村へ可致償却候事

明治八年四月廿八日  
岐阜県庁 御印

[可児市史第6巻 口絵7]

5 東京上等裁判所の裁判言渡書 (明治9年4月19日)

裁判言渡書

岐阜県下第拾壹大区五小区

美濃国可児郡大森村総代

原告 戸長 小倉政右衛門

同 平民 奥村喜兵衛

右代言人

田村 訥

同県下同大小区

同国同郡羽崎村総代

被告 平民 安藤久六

同 鈴木三右衛門

入会山境界論一件、岐阜県庁ノ裁判不服ノ趣ヲ以及控訴次第、遂吟味処原告訴フル趣ハ、正保年度旧尾張藩へ書上タル絵図面ニ記載ノ通、大森村奥山ノ内名古屋道東小名田道北桜峠ノ間字根ノ上ト申場所ハ被告羽崎村無税ニテ入会来タル処、先般地券取調ノ際疎漏ノ廉アルニ乗シ名古屋道東一円入会ノ由羽崎村ヨリ申掛、既ニ争訟ニ及ヒ岐阜県庁ニ於テ裁判ヲ受ル処、該論地ノ義八大森村所属ト相定、立石新田畑小林并右境内ヲ除ク外名古屋道東一円羽崎村入会互ニ木草刈取可申トノ言渡ナレトモ、元来羽崎村入会ノ場所ハ正保年度旧尾張藩へ書上タル絵図面写村控ノ分ニ記載ノ通、奥山ノ内字根ノ上ト唱へ名古屋道東小名田道北桜峠ノ間ニ在ル一区域ヲ限タル者ニシテ、名古屋道東一円入会ノ謂ニ非ス、其故ハ延享二年大森村ト小名田村ト該山争論ニ及ヒ旧政府奉行所ニ於テ裁許ナリタル事有之、其節ノ争論ハ山内一円ニ関シ即チ今度ノ論地亦タ其内ニ在リ、果シテ羽崎村申立ノ如ク従前名古屋道東一円入会ナラハ羽崎村ニ於テ当時袖手傍觀スルノ謂無之、然ルニ絶テ關係セサリシハ即チ字根ノ上ヲ除

ク外入会ハサルノ証拠ナリ、又大森村立石新田八正保年度ノ開発ニシテ現二名古屋道東ノ地二人家有之、然ルニ二百有余年間被告ヨリ何等ノ故障モ致サ、ルハ是亦入会サル証拠ナリ、且被告ニ於テ入会山ノ貢税トシテ年々米弍石壹斗八升五合旧地頭山村家ヘ納来タル旨申立レトモ、抑奥山八大森村ノ所属ナレハ八大森村ヲ受領セシ千村家ヘ納ム可キ筈ナルニ、左ハ無クシテ被告ノ地頭ヘ貢税ヲ納メ然シテ其義務ヲ尽タルトノ申立ハ若何アル可キ哉、其余被告ヨリ差出タル延享三年旧尾張藩裁許状写ノ文中ニ字根ノ上筋云々トアリ、末文ニ至名古屋道東ノ分羽崎村二野村大森村互ニ入会云々ト有之、字根ノ上ハ則ち方位東ニ在リ、此レニ由テ之レヲ視レハ字根ノ上筋ハ被告ノ唱フル総山ニ非スシテ桜峠ト名古屋道トノ間ニ在ルコト判然タリ、既ニ明治六年地券取調帳ニ双方連署シテ奥山ト認メ地券証ニモ奥山ト有之、字根ノ上ハ果シテ奥山ノ一部分ナルコト明瞭ナリ、然ルニ岐阜県庁ノ裁判八名古屋道東一円入会トアリテ、其現地ニ於テハ名古屋道南ノ地ヘ涉リ経界ヲ画シ入会ノ墨引ニ成タルハ難解、文化年度字長洞ノ内大森村雨池新築ノ節入会境ニ関スルヲ以テ被告ニ於テ差障タル書類ト唱ル者ヲ信認シ、掛官員実地探覈致タル処池中ニ古道ノ形跡モ存在シ登時ニ於テ同所辺迄入会タル模様自ラ察知ス可キト同判文ニ之レ有トモ、雨池新築ノ節被告ヨリ故障被致タルコト曾テ無之、其証拠ト称スル者モ被告一己ノ書類且古道ノ形跡存在スト謂モ全く想像ニ出ルモノナレハ承服難致、結局大森村所属奥山ノ内字根ノ上ト称スル一部分ノ区域ヲ限リ羽崎村入会フヘキ様裁判受度旨申立タリ、被告答フル趣ハ、今般ノ論所八根ノ上ト唱ヘ羽崎村并旧二野村ニ於テ従前山税トシテ年々米弍石壹斗八升五合旧地頭山村家ヨリ引続納来、既ニ該山ノ義ニ付テハ延享三年大森村ト羽崎村二野村ト争訟ニ及ヒ、其節旧尾張藩ノ裁許状写及其外旧記等ニモ入会ノ確証歴々有之、又文化年度字長洞ノ内大森村ニ於テ新築ノ雨池入会山境ヲ侵掠スルヲ以テ故障ニ及ヒタル書類ハ現ニ今尚存在シ、名古屋道東一円入会ニ有之、然ルニ原告大森村ニ於テ如何心得タル歟、先般地券調ノ際根ノ上ト申場所八大森村奥山ノ一部分ニシテ、名古屋道東小名田道北桜峠ノ間ニ在ル一区域ヲ限リ無税ニテ入会致サセ置抔申掛、岐阜県庁ヘ出訴致スニ付、従前入会ノ確証ヲ以答弁ニ及タル処、結局今般ノ論所八大森村所属ト相定、立石新田畑小林并右境内ヲ除ク外名古屋道東一円羽崎村入会ト裁判ニ成タリ、原告ニ於テハ其裁判ヲ不当トシ尚又控訴ニ及ヒ、字根ノ上ト申場所八大森村奥山ノ一部分ナル旨種々申立レトモ、原告所謂奥山ナル者ハ羽崎村ニテ根ノ上ト唱ヘ其称呼ハ異ナリト雖トモ、現地ハ則ち同一ナリ、尤原告ヨリ差出セシ正保年度ノ絵図面写ニノミ字根ノ上ノ文字アレトモ、素ヨリ原告一己ノ製造ニシテ、既ニ岐阜県庁ニ於テ之レヲ旧尾張藩ニ備アリシ古絵図面ト照会セラレタルニ字根ノ上ノ文字無之、抑地券取調帳ニ双方連署シテ字奥山ト記載セシハ両村協議ノ上書認タル者ニテ別ニ趣意無之、延享二年大森村ト小名田村ト山論ノ

節袖手傍觀シテ關係セサルハ、入会山ノ外ナル争論タレハ素ヨリ關係可致条理無之、將タ立石新田開発ノ砌故障致サ、ル所以ハ、旧地頭山村家ノ一族千村家ノ開発ニシテ其事タルヤ国益ヲ圖ナレハ、食邑ノ人民ヨリ強テ之レヲ拒ムノ權利無之ヲ以ナリ、山税ヲ各自地頭ヘ納ムル次第ハ、羽崎村外六ヶ村ハ山村甚兵衛千村平右衛門外九家皆一族一括ニ受領シタル食邑ノ内ニテ、特ニ羽崎大森両村ノ入会ニ不限、外村々モ往古ヨリ入会山税ハ總テ千村山村両家ヘ各自別納スルノ習慣ナル由、其証拠ハ既ニ羽崎村ノ内旧ニ野村分ハ外九家ノ内原縫次郎ノ食邑ニ在リタレトモ、入会山税ハ矢張山村家ヘ納来レリ、是以同所山税ヲ別納スルノ次第可知ナリ、又論所ノ如キ八名古屋道ノ東南二位シテ東ノミニ当ラサルヲ、該裁判ハ東一円入会トアリテ、其現地ニ於テハ名古屋道南ノ地ヘ涉リ經界ヲ画シ入会ノ墨引ニ成タルハ其意難解旨申立ルト雖モ、元来名古屋道八人馬往来ノ公道ニシテ東西ヲ判画シタル境界ナレハ、其道ヲ踰サレハ仮令方位ニ於テ東ヨリ南ニ接続シタルモ之レヲ道ノ東西二分タハ矢張東八東ナリ、其名古屋道東一円入会タルノ証ハ前頭陳述ノ通、延享三年旧尾張藩裁許状写末文ニ瞭然タルヲ以テ、到底岐阜県庁裁判ノ通ニ有之度旨申立タリ

依テ判決スル左ノ如シ

原告ニ於テハ、被告入会ノ字根ノ上ト唱ル場所ハ大森村奥山ノ一部分ニシテ名古屋道東小名田道北桜峠ノ間ニ在ル一区域ヲ限タル者ニテ、被告申立ノ如ク奥山総体ノ謂ニ非ラスト為シ、正保年度旧尾張藩ヘ書上タル村絵図ヲ写証トシ、且被告証拠トシテ差出タル延享三年大森村羽崎村ニ野村山論ノ節旧尾張藩裁許状写ノ文中ニ論所字根ノ上筋云々、末文ニ名古屋道東ノ分三ヶ村互ニ入会云々ト有之ヲ引援シ、字根ノ上ノ方位ハ全ク名古屋道東ニ当リ南ニ関涉セス、然レハ字根ノ上ハ奥山惣体ノ謂ニ非ラサルコト亦可知ナリ、故ニ被告ニ於テモ既ニ明治六年地券取調帳ニ奥山ト認メ連署致置、地券ニモ奥山ト記載有之、字根ノ上ハ果シテ奥山ノ一部分ニシテ総体ノ謂ニ非ラサル事明瞭ナリ、然ルニ岐阜県庁ノ裁判ハ名古屋道東一円入会トアリテ、其現地ニ於テハ名古屋道南方ノ地ヘ涉リ經界ヲ画シ入会ノ墨引ニ成タル所以、一円難解旨申立ルト雖トモ、抑正保年度ノ村絵図ハ全ク村控ニシテ真正ノ者ニ非ス、仮令真正ノ者ナルモ自村一己ノ製造ナルヲ以テ被告羽崎村ヘ對シ經界ヲ争フノ証拠ニハ難採用、將タ論所ノ方位名古屋道東ヨリ南ニ関涉スルトノ申立ニ至テハ、被告ニ於テ弁解ノ如ク該論所ノ境界ハ名古屋道東西ヲ以テ判画シタル者ナレハ、良シヤ東ヨリ南ニ接続スルモ之ヲ道ノ東西二分タハ則東八東ナルトノ申立穩当ナリトス、然シテ字根ノ上ハ名古屋道東小名田道北桜峠ノ間ニ在ル一区域ナリトノ原告申立ハ、更ニ拠ル可キノ確証無之、既ニ原告ニ於テ真正ノ者ト看認タル被告ノ証拠トシテ差出セシ延享三年旧尾張藩裁許状写ニ、名古屋道ヨリ東ノ分羽崎村ニ野村大森村三ヶ村互ニ入会云々ト有之ニ付、乃チ岐阜県庁裁判ノ通可心得事

明治九年四月十九日

東京上等裁判所 ㊦

[可児市史第6巻掲載103]

参考史料一覧(順不同)

- [可児町史史料編掲載133] 秘書東間記 延享1年6月
- [可児町史史料編掲載436] 美濃国可児郡各村略誌抜 明治14年
- [可児市史第5巻掲載116] 羽崎・二野村山論訴状 貞享3年
- [可児市史第5巻掲載117] 大森村と羽崎・二野村の山論裁許状 延享3年
- [可児市史第5巻掲載118] 大森村と小名田村の山論につき裁許状 延享2年
- [可児市史第6巻口絵7] 岐阜県聴訟課の裁判言渡書 明治8年4月
- [可児市史第6巻掲載91] 金銭出入りについて示談方の依頼 明治7年2月
- [可児市史第6巻掲載103] 東京上等裁判所の裁判言渡書 明治9年4月
- [可児市史第6巻掲載105] 山論事件の裁判に要する費用調書 明治9年
- [大森区文書1] 大森村役人答申書 明治7年10月
- [大森区文書2] 地券下渡願 明治7年3月
- [大森区文書3] 公有社寺溜池埋葬共有地取調帳 明治8年9月
- [大森区文書4] 官民所有区別改定達 明治8年11月
- [大森区文書5] 山論之訴状 明治7年4月
- [大森区文書6] 答弁書に対する反論・荒増 明治7年6月
- [大森区文書7] 永代相渡申山林之事 宝暦12年
- [大森区文書8] 永代売買申田地之事 嘉永7年
- [大森区文書9] 雨池新築二付海老泳作書状 文化12年
- [大森区文書10] 雨池新築達書写 文化12年
- [大森区文書11] 貢納目録村扣抜書 文政10年
- [大森区文書12] 山論御裁許不服に付御説諭願書 明治8年4月
- [大森区文書13] 乍恐御裁許面了解不仕廉以書付奉伺候 明治8年5月
- [大森区文書14] 御判文中お伺い 明治9年7月
- [大森区文書15] 証書類抜書 明治7年10月
- [羽崎・二野区文書1] 山論訴之答書附録追加 明治7年10月
- [羽崎・二野区文書2] 入会山内熟不行届御届旁歎願書 明治7年5月
- [羽崎・二野区文書3] 訴訟入費約定書 明治7年4月
- [羽崎・二野区文書4] 大森村羽崎村入会山論留記 明治10年
- [羽崎・二野区文書5] 入会山論訴訟書類綴 明治8年11月

- [羽崎・二野区文書 6] 山論訴之答書 明治 7 年 5 月
- [羽崎・二野区文書 7] 山論訴之答再弁解 明治 7 年 8 月
- [羽崎・二野区文書 8] 山論二付夫々口書差上記 明治 7 年 6 月
- [羽崎・二野区文書 9] 訴訟入費不渡并約定書取戻之訴状 明治 8 年 5 月
- [羽崎・二野区文書10] 目安糺請書 明治 8 年 5 月
- [羽崎・二野区文書11] 訴訟入費不渡ノ訴 明治 8 年 9 月
- [羽崎・二野区文書12] 山論ノ訴状 明治 7 年 5 月

『可児町史』、『可児市史』に掲載されている文書については、同著中の掲載史料番号を示す。  
[大森区文書][羽崎・二野区文書]の番号は、引用の便宜のため筆者が記したものである。